

令和 5 年度マネジメントレビュー

令和 6 年 2 月 2 8 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制委員会マネジメント規程第 40 条に基づく原子力規制委員会のマネジメントレビュー（マネジメントシステムの実施状況の評価や必要な措置に係る指示等）を受けるため、マネジメントシステムによる業務の管理状況及びその有効性の評価について、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの幹部職員により構成されるマネジメント委員会での審議結果を報告するもの。

2. マネジメントシステムの実施状況及び評価のポイント

令和 5 年度のマネジメントシステムによる業務の管理状況及びその有効性の評価を行った。各項目における評価のポイントは以下のとおり。また、具体的な状況及び評価については別紙に示したとおり。

- (1) 年度業務計画に基づく業務の実施（別添 1、2）
概ね令和 5 年度原子力規制委員会年度業務計画どおりに業務が進捗し、これを踏まえて次年度の取組の方向性が適切に抽出されている。
- (2) マネジメントシステム内部監査の実施状況（別添 3）
地方事務所を含む 7 部署を対象に監査を実施した。要改善事項は認められず、気付き事項については関係部署と共有し業務の改善を図った。
- (3) 要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況（別添 4）
今年度、新たに報告を受けた要改善事項は 10 件（このほか決裁手続き中 2 件）であり、原子力規制委員会に報告が必要となる案件はなかった。
- (4) IRRS ミッション指摘事項への対応状況（別添 5）
着実に進捗しており、令和 5 年度の対応をもって IRRS フォローアップミッションまでに受けた勧告及び提言は全て対応が完了した。また、残る指摘事項 2 件についても、引き続き進捗を管理していく。
- (5) 原子力安全文化の育成・維持に係る活動の実施状況（別添 6、7）
令和 4 年度調査で抽出された「若手中堅の働きがい」や「職員間の繋がり」といった課題に対し、長官による職員との対話等の取組を行うとともに、課題の要因等を深掘りするためのアンケート・インタビュー調査を実施し、問題点を抽出した。
- (6) マネジメントシステムの継続的改善
令和 5 年度においては、主に以下を実施した。
 - ・業務進捗等を踏まえた令和 5 年度原子力規制委員会年度業務計画の変更
 - ・主要プロセスマニュアルの一斉見直し
 - ・マネジメントシステムの運用に係る職員の理解度向上

3. 今後の対応

以上の評価を踏まえ、今後必要と考えられる対応は以下のとおり。

(1) マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

① 年度業務計画に基づく業務の実施

抽出された取組の方向性等を踏まえて、次年度の原子力規制委員会年度業務計画を策定し、引き続き着実に業務を実施する。なお、令和6年度においては、第2期中期目標の最終年度であることから現中期目標の達成状況や中期的な課題を整理し次期中期目標を設定するほか、併せて令和7年度のIRRS ミッション受入の準備を行う。

② 年度業務計画に対する評価のわかりやすさの向上

年度業務計画等の評価の質の向上が課題であることを踏まえ、評価指標の設定など評価方法の見直しを進めるほか、目標に対する計画の達成状況が見えづらい現行の政策評価書様式の見直しを進める。(別添8)

③ その他

マネジメントシステムの有効性向上のため、原子力規制委員会の組織運営に係る実態等を踏まえて、マネジメント規程等の見直しを行う。(別添9)

(2) 個別の業務の改善

安全文化アンケート等の結果を踏まえ、若手・中堅職員へのキャリアコンサルタント等の取組の充実化や上司のマネジメント能力の向上を図る。また、全職員に対し安全文化の意義をより浸透させるための取組を行う。

(3) 必要な資源

中期的な課題や業務改革の検討を念頭に、必要とされる人材確保や適切な人員配置のための措置を講じていく。

4. マネジメントレビューの進め方

令和6年2月28日	マネジメントレビュー(第1回) 原子力規制庁からの報告(報告を踏まえ、3月6日の委員会に向けて各委員から意見を提出いただく)
令和6年3月6日(予定)	マネジメントレビュー(第2回) 原子力規制委員会の審議、了承
令和6年3月19日(予定)	原子力規制委員会(令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の審議、決定)

<資料一覧>

- 別紙 令和5年度におけるマネジメントシステム実施状況及び評価の概要
- 別添1 令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）
- 別添2 原子力規制委員会の投入人員の分析
- 別添3 令和5年度マネジメントシステム内部監査の実施状況
- 別添4 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況
- 別添5 IRRS ミッション指摘事項への対応状況
- 別添6 令和5年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビュー調査結果
- 別添7 コミュニケーション活性化・チームビルディング研修の実施結果について
- 別添8 原子力規制委員会年度業務計画の管理様式（政策評価書様式）の見直し
- 別添9 原子力規制委員会マネジメント規程等の見直しに係る方針
- 参考1 施策目標毎の評価の状況
- 参考2 原子力規制委員会年度業務計画の評価に当たっての考え方（令和3年度以前）
- 参考3 原子力規制委員会年度業務計画の評価に当たっての考え方（令和4年度以降）

令和5年度におけるマネジメントシステム実施状況 及び評価の概要

令和6年2月
原子力規制庁

マネジメントレビューの概要

目的：マネジメントシステムの実施状況及びその有効性の評価

○実施状況の報告及び評価（本資料）

- ①年度業務計画に基づく業務の実施（別添1、2）
- ②マネジメントシステム内部監査の実施状況（別添3）
- ③要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況（別添4）
- ④IRRSミッション指摘事項への対応状況（別添5）
- ⑤原子力安全文化の育成・維持に係る活動の実施状況（別添6、7）
- ⑥マネジメントシステムの継続的改善

○今後の対応

規程第40条3項に基づき、以下の対応方針を報告

- ・マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善（別添8、9）
- ・個別の業務の改善
- ・必要な資源

※各項目の括弧内は詳細を示した別添資料の番号

①年度業務計画に基づく業務の実施

- 原子力規制委員会の5つの施策目標及び定性・定量指標について、以下のとおり評価（詳細は別添1）

施策目標	総括的評価	定性・定量指標の評価※				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり (B)	0	6	1	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成 (A)	0	7	0	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	0	4	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	0	5	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	目標達成 (A)	0	8	0	0	0

※評価の件数の数え方 定量指標：各施策目標ごとに設けた定量指標数
 定性指標：各施策目標を構成する個別施策ごとの評価数

- 全体を通じて、概ね計画どおり業務を進められている
- また、次年度の取組の方向性についても、当該評価を踏まえて適切に抽出できている（次頁以降参照）

実施状況の報告及び評価

①年度業務計画に基づく業務の実施

○施策目標 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度 進展あり (B)	0	6	1	0	0
個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践：定量A（2件）、定性A（S：3、A：18） （2）規制業務を支える業務基盤の充実：定性A（S：3、A：35） （3）職員の確保と育成：定量A（1件）、B（1件）、定性A（S：3、A：13）					
（令和5年度評価において特筆すべき事項）			（令和6年度の取組の方向性）		
<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい説明資料を作成する取組の開始及び作成方法の確立 同資料の作成対象を定例会合議題以外のテーマへ拡大 S ・配信業者側の経験不足によるヒューマンエラーやトラブルへの対処 （継続的改善）を通じた、公開会合の中止や記録喪失等の回避 S ・安全文化アンケートで抽出された課題を踏まえた新規取組の実施 及び取組の事後アンケートによる一定の実施効果の確認 S ・新規取組となる「原子力規制委員会年度業務計画の変更」 に係る手順等の検討及び適切に管理された状態での実施 S ・体制整備等を通じた法定雇用率を大幅に上回る障害者雇用率の達成 及び保健師による相談制度の新規整備並びに勤怠管理システムを 活用した業務効率化やペーパーレス化の実現 S ・職員の新規採用者に占める女性割合 B （定量）目標35% ⇒ 実績33.3% ・業務説明会の増加や就職担当者への訪問、応募機会の拡大などの 積極的な採用活動による応募者数の増加と適切な人材の確保 S ・キャリアコンサルやキャリアパスの位置づけをワンボイスで 伝える取組の実施等による任用満足度の改善 S 			<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい説明資料の効果的な公開方法の検討 ・令和5年度発生したトラブル等を踏まえた、 インターネット配信に関する調達・更改の継続した実施 ・令和5年度に実施した研修等の分析・継続的改善 ・コミュニケーション活性化に必要な仕組の追加検討 ・令和5年度に実施した計画変更の妥当性分析 ・変更手順や考え方の文書化、庁内周知 ・障害者の活躍拡大と職場定着のための支援体制強化 ・障害者や支援者の研修実施 ・職員の健康管理と勤務時間管理の改善 ・女性を含む官庁訪問者数全体の増加を目指した、 採用に係る現行の取組の継続 		

実施状況の報告及び評価

①年度業務計画に基づく業務の実施

○施策目標Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
	0	7	0	0	0
目標達成 (A)	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施：定量A (3件)、定性A (S: 1、A: 9) (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善：定性A (A: 20) (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行：定性A (A: 5) (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制二ーズへの対応：定性A (S: 3、A: 12、該当無し※: 3)				
(令和5年度評価において特筆すべき事項) ・ 想定を大幅に超えた検査時間及び人員の投入並びに原子力規制委員会として初の採用となる行動観察の実施等を通じた、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への厳正な追加検査の実施 S ・ 3S関係部署での情報共有方法の確立による連携強化の達成 S ・ 検討チームでの議論を踏まえた高経年化に係る新制度の整備及び重要課題を解決した上での法の定める期限よりも2ヶ月早い一部施行の実現並びに審査チーム体制の構築 S ・ 高経年化に係る新制度の理解促進を目的としたQ&Aの作成及び当該資料の分かりやすさを職員アンケートで評価する新たな取組の実施 S			(令和6年度取組の方向性) ・ 東京電力による改善措置活動の実施状況の進捗の監視 ・ 「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有と3S関係部署の連携の強化(継続) ・ 高経年化した原子炉の新規制への対応と審査体制の強化と長期管理計画の申請の厳格審査 ・ 高経年化した原子炉の新制度の資料やQ & Aの更新と周知		

※「該当なし」とは、特定のトラブル対応や申請の受理等を起点として開始する検討など、決まったトリガーに基づき実施される業務について、当該トリガーが引かれなかったものへの評価

実施状況の報告及び評価

①年度業務計画に基づく業務の実施

○施策目標Ⅲ 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	0	4	0	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）核セキュリティ対策の推進：定量A（1件）、定性A（A：10） （2）保障措置の着実な実施：定性A（A：3） （3）原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化：定性A（S：1、A：2）				
	（令和5年度評価において特筆すべき事項） ・3S関係部署での情報共有方法の確立による連携強化の達成 S ※施策目標ⅡでのS評価とした事項の再掲		（令和6年度の取組の方向性） ・「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有と3S関係部署の連携の強化(継続)		

○施策目標Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	0	5	0	0	0
	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）廃炉に向けた取組の監視：定性A（S：1、A：3） （2）事故の調査・分析：定量A（2件）、定性A（A：4） （3）放射線モニタリングの実施：定性A（A：2）				
	（令和5年度評価において特筆すべき事項） ・ALPS処理水の海洋放出に係る実施計画の審査について、任意の科学的・技術的意見の募集と募集意見の精査及び考え方の作成を経た認可処分の実施並びに国際社会への理解熟成活動等 S		（令和6年度の取組の方向性） ・保安検査や施設定期検査を通じ、認可した実施計画に沿ってALPS処理水の海洋放出が行われることを引き続き確認		

実施状況の報告及び評価

①年度業務計画に基づく業務の実施

○施策目標 V 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

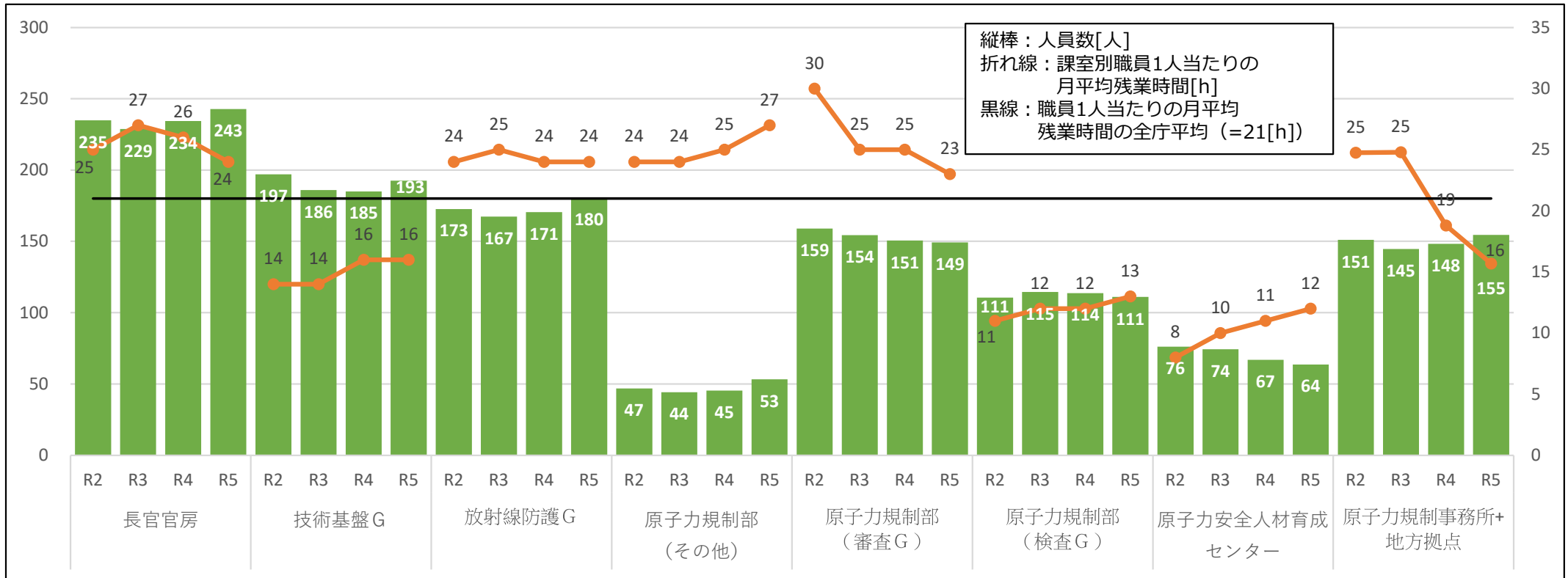
総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
	0	8	0	0	0
目標達成 (A)	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） (1) 放射線防護対策の推進：定性A (A: 2) (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善：定性A (A: 3) (3) 原子力災害対策指針の継続的改善：定性A (S: 1、A: 5) (4) 危機管理体制の整備・運用：定量A (2件) <u>注</u> 、定性A (S: 1、A: 16) (5) 放射線モニタリングの実施：定量A (1件)、定性A (A: 2)				
(令和5年度評価において特筆すべき事項) ・原子力事業者防災訓練における緊急時対応技術マニュアルの活用、及びマニュアル習熟に向けたニーズの高い研修計画の策定 S ・原子力事業者防災訓練における訓練等の在り方検討を踏まえた新規取組（大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練の実施・訓練評価の考え方を新たに3件追加） S			(令和6年度の取組の方向性) ・緊急時対応技術マニュアルの利用促進を目的とした、新たな研修制度やサポート体制の構築 ・検討を踏まえて実施した訓練（複数事業所同時発災を模擬した訓練等）の継続的实施 ・改正した「原子力事業者防災訓練の評価の考え方」に基づいた訓練の実施・評価		

注) 3つの定量指標のうち「原子力事業者防災訓練の確認」は全事業所を対象としているが、北陸電力株式会社は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響による復旧作業等のため、志賀原子力発電所において当初令和6年2月に予定していた原子力事業者防災訓練を延期した。年度内に訓練を実施できるかは未定であるため、「原子力事業者防災訓練の確認」の対象となる事業所から除外している。

※なお、施策目標 I～Vにおける個別施策ごとの定性評価は、各個別施策に設けた複数の定性指標に対する評価を踏まえて総合的に評価したもの

① 年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・総論）

- 各部署の所属人数及び職員1人当たりの月平均残業時間の推移を比較した（対象期間：令和2年度～令和5年度。個別課室の結果は別添2）

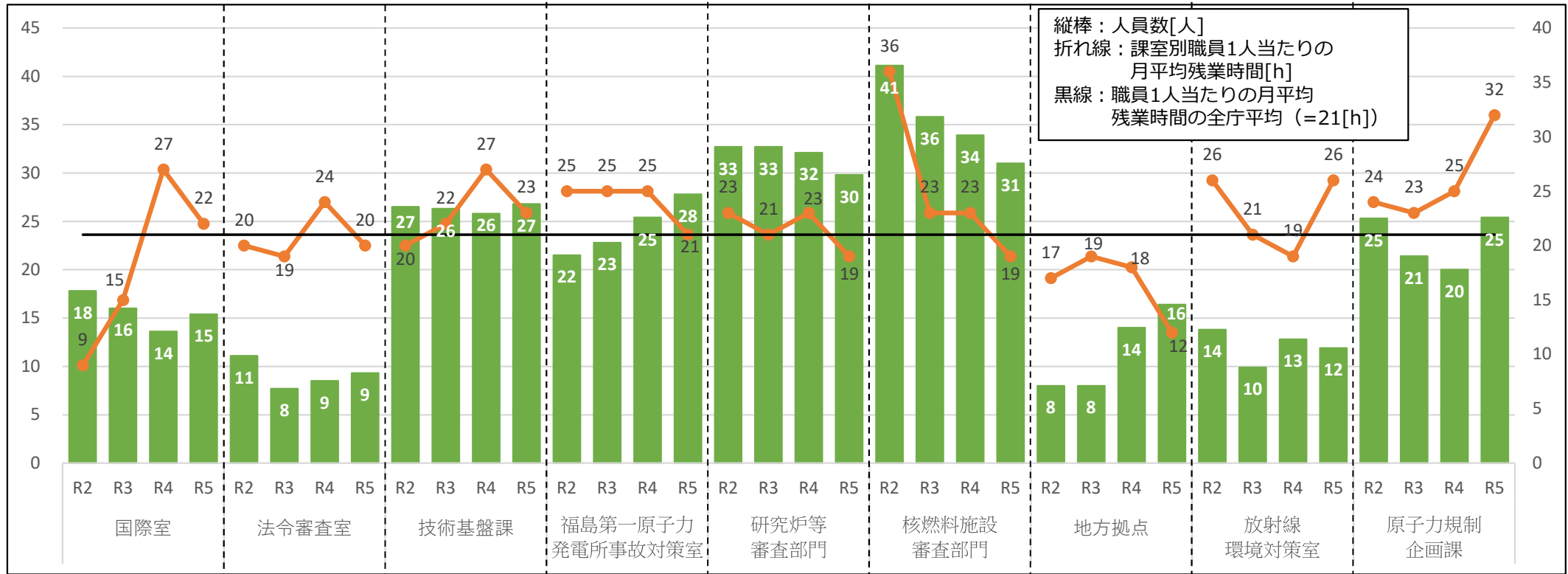


- 職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均値については21時間で令和2年度より変動がなく、職員数については令和5年度において僅かに増加傾向に転じた
- 一方で、1人当たりの月平均残業時間が比較的長い部署においては、引き続き減少傾向を示しており、全体として業務に係る資源配分に大きな問題はないものと考えられる

実施状況の報告及び評価

① 年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・各論）

- 職員1人当たり月平均残業時間が令和4年度から4時間以上変化した課室における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり

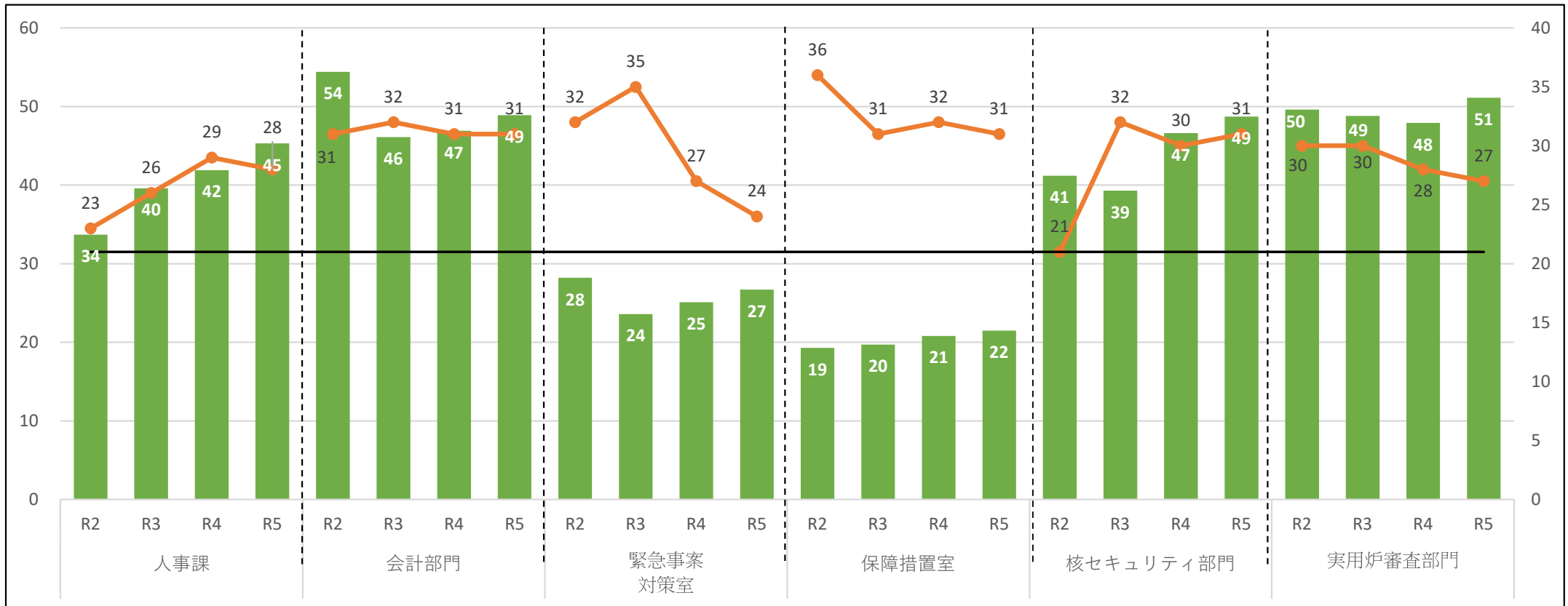


- 核燃料施設審査部門や地方拠点（地域総括・艦モ二）においては、1人当たり月平均残業時間が継続的に低減している
- 原子力規制企画課は、人員増と併せて1人当たりの月平均残業時間も全体として増加傾向にある。これは業務分配の変化などが要因として考えられるが、次年度より原子力規制部内において業務の再分配を計画しているところ

縦棒：人員数[人]
折れ線：課室別職員1人当たりの月平均残業時間[h]
黒線：職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均 (=21[h])

① 年度業務計画に基づく業務の実施（投入人員の分析・各論）

- 職員1人当たり月平均残業時間の過去3年平均が25時間以上である課室※における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり



※令和4年度より4時間以上の変動があった課室（前頁にて掲載）は除く

- 人事課、会計部門、保障措置室、核セキュリティ部門、実用炉審査部門といった課室においては、比較的高い値で1人当たりの月平均残業時間が推移しており、業務の効率化や資源配分の見直しといった工夫が更に必要なものと考えられる

② マネジメントシステム内部監査の実施状況（総論）

- ・ マネジメント規程に基づき以下の部署にマネジメントシステム内部監査を実施

被監査部署		監査の結果抽出された事項			
		要改善事項	改善が望ましい事項	良好事例	特記事項
1	敦賀原子力規制事務所（敦賀事務所）	0	1	1	3
2	美浜原子力規制事務所（美浜事務所）	0	1	0	3
3	福井地域原子力規制総括調整官事務所 （福井地域総括）	0	1	1	2
4	法務部門	0	0	3	4
5	福島第一原子力規制事務所（1F事務所）	0	0	4	5
6	福島地域原子力規制総括調整官事務所 （福島地域総括）	0	1	2	3
7	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 （1F室）	0	0	3	2
合計		0	4	14	22

- ・ いずれの部署においても、マネジメント規程に基づく以下の4項目は適切な状況であり、マネジメントシステムが概ね有効に機能していると評価した
 - ① 原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
 - ② 安全文化の育成・維持
 - ③ リーダーシップの発揮
 - ④ 課等年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

② マネジメントシステム内部監査の実施（改善が望ましい事項の概要）

- ・ 内部監査において抽出された「改善が望ましい事項」は以下のとおり

被監査部署	改善が望ましい事項（4件）	状況
敦賀事務所	原子力規制事務所の原子力防災専門官の活動に係るP D C Aサイクルの実践	措置済
美浜事務所	検討中の課題に関する監視情報課と上席放射線防災専門官との連携	措置済
福井地域総括	地域原子力規制総括調整官の活動に係るP D C Aサイクルの実践	措置済
福島地域総括	地域原子力規制総括調整官の活動に係る業務手順や経緯に係るマニュアル等の整備	検討中

※上記は、あくまで被監査部署における内部監査で抽出された事項であり、必ずしも被監査部署に対する指摘とは限らない

- ・ 内部監査においては、主に本庁と地方事務所との連携に係る事項及び地域原子力規制総括調整官の業務に係る事項が「改善が望ましい事項」として抽出された
- ・ 抽出された事項については、既に関連部署へ共有され、措置済もしくは具体的な措置について検討されているところ

② マネジメントシステム内部監査の実施（良好事例の概要）

- ・ 内部監査において抽出された「良好事例」は以下のとおり

被監査部署	良好事例（14件）
敦賀事務所	休暇取得目標の提示
福井地域総括	新任の報道機関の記者に対する基礎講座の開催
法務部門	新規着任者向けの執務資料（スターターキット）の整備
	「法令相談」の実施
	法務部門での勤務経験を原子力安全審査資格等の職歴要件として加算する仕組みの創設
1F事務所	事務所全体の業務目標設定及び業務分野チーム制の導入
	積極的かつ活発なコミュニケーションが取られる事務所雰囲気醸成
	核物質防護対策官同士のコミュニケーション
	英語能力向上に係るQの日および拡大Qの日の実施
福島地域総括	A L P S 処理水の海洋放出等に係る丁寧な説明対応等を通じた地元との信頼構築
	福島地域におけるオフサイト業務への協力
1F室	東京電力福島第一原子力発電所に係る現場主義の推奨と組織としての一体感醸成
	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策室執務要領」の作成
	委員・幹部等を交えた1Fに関する勉強会の実施

- ・ 内部監査においては、安全文化に係る各部署独自の取組（安全文化アンケート等の活用を含む）や、地域と原子力規制委員会との結節点である事務所ならではのコミュニケーションに係る取組等が「良好事例」として見られた

実施状況の報告及び評価

③ 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（報告件数等）

・ 令和5年度における要改善事項の新規報告状況（令和6年2月27日まで）は下表のとおり

・ 令和5年度においては、原子力規制委員会で報告が必要となる案件※はなかった

※規制上の処分に関するもの（一部要件の未審査、手続きの瑕疵等）や原子力規制委員会の業務遂行に大きな影響を与えるおそれがあるもの等

※1	令和5年度に新規報告を受けた案件（計10件※2）	実施状況		担当部署
		要改善事項	是正処置	
17	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報の不十分なマスキング	令和5年6月1日	-	実用炉監視部門
18	使用済燃料貯蔵施設に係る型式証明及び型式指定の変更届出内容の官報不掲載及び官報掲載の誤り	令和5年6月1日	令和6年2月9日	核燃料施設審査部門
19	高温工学試験研究炉（HTTR）設置変更許可に係る海上保安庁長官への連絡漏れ	令和5年8月1日	-	研究炉等審査部門
20	メール誤送信による個人情報（メールアドレス）の漏えい	令和5年10月25日	③是正処置実施中	核セキュリティ部門
21	面談資料（非公開情報）の誤掲載	令和5年10月27日	④効果確認中	核燃料施設等監視部門
22	委員長名で発出する文書に係る決裁手続きの不備	令和6年2月9日	③是正処置実施中	国際室
23	情報公開法に基づく行政文書の開示請求対応における対象文書の開示漏れ	令和6年2月14日	②是正処置検討中	研究炉等審査部門
24	計量管理規定の変更認可申請等の処理の遅延について	令和6年2月14日	②是正処置検討中	保障措置室
25	非開示情報を含む委託成果報告書の環境省図書館等への誤提出及び原子力規制委員会ホームページへの誤掲載	令和6年2月14日	②是正処置検討中	保障措置室
26	事業契約における仕様書及び根拠資料の確認不足並びに確定検査の未実施	令和6年2月26日	②是正処置検討中	保障措置室
27	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業等の変更許可申請書に関する審査の結果の案に関する誤記	手続き中		地震・津波審査部門
28	労働者派遣法に基づく東京労働局からの是正指導	手続き中		技術基盤G (一部除く) 会計部門

※1 1～16は令和4年度以前に報告を受け、現在是正処置を実施中もしくは前年度報告以降に是正処置を完了したもの（別添4参照）

※2 過去のマネジメントレビューにおける新規報告件数：令和2年度14件、令和3年度29件、令和4年度20件

③ 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（その他の取組）

- ・ 令和5年度においては要改善事項の再発防止等を目的に以下の取組を実施
 - ＞ 令和4年度に発生した要改善事項を発生要因ごとに分類し、注意すべき点等を特定したうえで、庁内イントラネットに掲載し庁内職員に向けて注意喚起
 - ＞ 一定期間内（概ね四半期に一度）に発生した要改善事項を取りまとめ、庁内イントラネットに掲載することで、定期的に庁内職員へ周知
- ・ また、要改善事項等の管理の質を改善させるため、要改善事項等管理の趣旨や管理方法に係る分かりやすい案内を作成し、改めて庁内職員へ周知

（要改善事項管理及び管理に係る各取組に対する評価）

- ・ 発生した要改善事項等については、是正処置の実施及び効果の確認まで適切に管理している
- ・ 発生した要改善事項等の管理のみならず、再発防止を目的とした水平展開や管理の質の向上を目的とした取組も実施した

④ IRRS ミッション 指摘事項への対応状況（勧告・提言）

- 国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションとフォローアップミッションで指摘を受けた勧告・提言への対応状況は下記のとおり

ID及び項目	課題	実施状況	担当部署
勧告2【R2】 （モニタリング提供者承認）	核燃料物質の政令41条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用の明確化	RI法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者等のうち政令41条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「保安措置ガイド」という。）にて措置しているが、政令41条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。 このため、保安措置ガイドを改正し、政令41条非該当使用者*1に対する当該運用について追記した。これにより、原子炉等規制法の規制対象事業者等に対し、測定の信頼性を確保するための措置を明確化できたことから、左記対応を完了した。（検査監督総括課） *1: 炉規制法施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の使用者及び炉規制法第57条の7に規定する核原料物質を使用する者	規制企画課 検査監督総括課
勧告8【R8】 （廃止措置計画サイト解放）	廃止措置の終了確認の判断基準（放射性物質の測定方法等に係る技術文書）の策定	放射性物質の測定方法等に係る技術文書について、年度内にNRA技術報告として取りまとめる見込み。	放射線・廃棄物研究部門

- 上記の課題について令和5年度内に赤字部分の対応を行い、各指摘への対応が完了したものと判断した。これにより、IRRSフォローアップミッションまでに受けた勧告（18件）及び提言（14件）については全て対応が完了したこととなる。

④ IRRS ミッション 指摘事項への対応状況（指摘事項）

- 国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS） ミッションとフォローアップ ミッションで指摘を受けた事項（指摘事項） への対応状況は下記のとおり

対応継続中の案件		実施状況	担当部署
ID及び項目	課題		
指摘事項 1 （事業者研修プログラムへの参加）	規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加	規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について引き続き検討し、 実施可能なものから取り入れる。	人事課
指摘事項 2 （GSR part7への適合及びEPREV ミッションの受け入れ）	原子力規制委員会の緊急時の準備と対応（EPR）のGSR Part7への適合	<p>原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、防護戦略の更なる高度化に向けて、GSR part7の要求事項への適合性を踏まえてつつ継続的に実施していく。</p> <p>例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて原子力災害対策指針を改正した後、2023年5月に甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルを制定した。</p> <p>なお、EPREVミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討が行われているところ。</p>	防護企画課

※赤字が令和5年度における進捗

- IRRSフォローアップミッションまでに受けた指摘事項（3件）のうち、上記課題については、概ね進捗しているものと認められるものの、令和6年度以降も継続的に対応していくべきものであり、引き続き進捗を管理していく。

⑤安全文化の育成・維持に係る活動状況（アンケート等調査の実施）

- ・ 行動計画（※）に基づき、安全文化に係る以下の調査を実施

令和5年度アンケート・インタビュー調査結果概要（別添6にて説明）

<p>調査手法等</p>	<p>(調査手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁職員を対象としたアンケート調査（回答者数：1086名、回答率：94.9%） ・ 若手・中堅職員を中心としたインタビュー調査（対象者数：若手・中堅25名、管理職級5名） <p>(調査設計のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な安全文化の育成・維持状況及び職員のエンゲージメントの確認（定点観測） ・ 令和4年度調査において若手・中堅職員の「働きがい」や「職員間の繋がり」が課題となった要因の分析（設問・分析方法の変更やインタビューの方式など） ・ 令和4年度調査より引き続き「原子力規制委員会全体の安全文化」「職場の業務・組織運営」「上司のマネジメント」「仕事への満足感」「成長機会」の5要素の観点から調査を実施
<p>調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度よりも肯定率※が上昇している要素もあり、全体としては昨年度と同等の水準 ※設問に対して肯定的な回答をした者の比率 ・ 若手・中堅に焦点を当てた分析では、特に中堅（30代）の肯定率が低いこと、研究職が他職種と異なる傾向を示すこと等が判明したほか、特に着目すべき個別の取組を判別 ・ インタビュー等の回答から、若手・中堅と管理職層との認識ギャップなどの傾向を抽出
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全文化や核セキュリティ文化の更なる浸透に向けた取組の検討 ・ 研究職の特性を考慮した課題の特定や分析、それらを踏まえた対応策の検討 ・ 既に実施している施策（個別の取組）の更なる充実と継続的な実施 ・ 長期視点に立ったキャリア形成への配慮（※若手・中堅に向けた取組） ・ 上司等のマネジメント力の強化（※若手・中堅に向けた取組）

※マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日）

⑤安全文化の育成・維持に係る活動状況（安全文化の育成・維持に係る取組等）

- 令和4年度のアンケート調査で若手・中堅職員の「働きがい」や「職員間の繋がり」が課題として抽出されたことを踏まえ、以下の取組を実施

実施した取組	実施概要
コミュニケーション活性化・ チームビルディング研修 (詳細は別添7)	<ul style="list-style-type: none"> 不特定の職員でチームを構成し、課題の解決に当たる研修 昨年度調査の結果の中でも「部署を超えたコミュニケーション」や「インフォーマルなコミュニケーション」に対する課題を受け、仲間意識の向上やチームでの課題解決力の向上を目的に実施
職場参観日	<ul style="list-style-type: none"> 規制庁等の職員が庁内を巡り、庁内各課の所掌業務に関する説明等を受ける、もしくは体感・見学することのできるイベント 他課室業務への理解促進や参加職員のキャリアパス形成に資することを期待した取組であり、同時にコミュニケーションの促進も目的としている 令和5年度においては、令和5年8月、12月の計2回実施
コミュニケーション の活性化に係る各種取組	<ul style="list-style-type: none"> その他、庁内各部署が中心となり、様々なコミュニケーションの機会を創出(実施例) <ul style="list-style-type: none"> 長官との座談会（長官と職員、長官と課室長級職員、等） テーマ別座談会（中途採用職員同士、高卒採用同士、等）

- アンケート等による調査の実施や課題の抽出・対応方針の検討などを含め、行動計画に基づく原子力安全文化に係るPDCAサイクルを継続して実践
- コミュニケーション活性化を目的とした取組（研修や交流機会の創出等）の立案・実行など、令和4年度調査で抽出された課題等を踏まえた対応を実施

⑥ マネジメントシステムの継続的改善

- ・ 行動計画に基づき、マネジメントシステムの継続的改善を実施。
令和5年度における主な実施事項及び内容は以下のとおり。

実施施策	実施内容
年度業務計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度上期までの業務進捗や発生した課題等を踏まえ、業務計画に基づく業務の適切な遂行の観点から、令和5年度第44回原子力規制委員会（令和5年11月15日）において当該計画の変更を決定
主要プロセスマニュアルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種マニュアル類の定期的な点検や見直しの観点から主要プロセスマニュアルの様式を見直し、当該マニュアルの定期点検と、点検に向けた情報の記録（関連する要改善事項等や業務実施の中で改善すべきとされた事項等の記録手段等）に関する事項を明記するよう様式を改定 ・ 当該様式を踏まえ、原子力規制委員会における各主要プロセスマニュアルの見直しを実施
マネジメントシステムの運用に係る職員の理解度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度業務計画の策定及び評価について、その意義や具体的な作業手順、評価結果等の業務管理への活用に係る理解等を促すためのガイドラインを試作し、各課等へ周知 ・ 年度業務計画の管理等において管理職が果たすべき役割を簡潔にまとめて周知

- ・ 行動計画等に基づきマネジメントシステムの継続的改善を実施
- ・ 令和5年度には、業務計画やマニュアルの定期的かつ実態を踏まえた見直しの観点及び職員のマネジメントシステムに係る理解度向上の観点から種々の取組を実施

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)						
施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。 ・被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。 ・透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。 ・国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。 ・組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。 <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。 ・国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。令和6年にIPPASミッションを受け入れるとともに、IRRSミッションを受け入れることについても調整する。 ・適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。 ・各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。 ・多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。 ・情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。 ・訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。 <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。 ・新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。 ・日々のOJTに加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。 ・職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。 ・業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,035	3,056	2,818	2,612	
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	▲99	39	60	
	合計(a+b+c)	3,035	2,957	2,857	2,672	
執行額(百万円)		2,653	2,310	2,330	2,287	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
		100%	100%	100%	100%	100%		
	ホームページのウェブアクセシビリティの確保	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
		A※	A※	A※	A※	A※		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	—	95%	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。	A
		95.4%	94.3%	92.6%	95.1%	95.2%		
	新規採用者に占める女性割合	—	—	35%	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	B
		45.5%	34.5%	34.6%	45.7%	33.3%		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (3.11 報告第1章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第1章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(Ⅰ)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (Ⅱ)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (Ⅲ)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>(① 独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(Ⅰ) ・被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。(Ⅰ) ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(Ⅰ) ・ホームページシステムについて、令和6年度に実施を予定している次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達を実施する。(Ⅱ) ・「N-ADRES(公開情報管理システム)」「(米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース)」について、安定的に運用する。(Ⅰ) ・「N-ADRES」について、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開を実施する。(Ⅱ) ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者等との面談内容の自動文字起こし結果を公開するとともに、公開対象の拡充を検討する。また、原子力規制委員会の結果概要や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(Ⅱ) ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(Ⅰ) ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(Ⅰ) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し(67回)、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。
イ	・改正を行った「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の運用・定着を図り、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。	A	・当該方針に則り、被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関との関係を適切に維持するため、面談録の公開を適切に行った。また、令和5年9月に当該方針を原子力規制庁内に再周知するとともに、使用状況の確認を行った。これにより、面談録の適切な掲載への意識付けや、当該方針の内容についての理解の向上に繋がった。
ウ	・次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達が実施できたか。	A	・次期システムと公開情報管理システムとの連携の調査研究を行った。また、次期システムの構築に向け、公開情報管理システムと連携するために HP 更改の調達を実施した。なお、次年度の本格構築に向け、ガバメントクラウドの利用を前提とした調達準備を行った。
エ	・「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。	A	・「N-ADRES」について、全くトラブルなく安定的に運用を行うことができた。
オ	・資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開が実施できたか。	A	・固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの設計が終わり、構築を行っている。公開予定の令和6年3月に向け順調に進んでいる。
カ	・規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象の拡充を検討することができたか。	A	・各種会合や面談の資料をホームページ上で公開すること等により、規制に関わる情報の適切な開示ができています。自動文字起こし結果の公開対象の拡充実現に向け、自動文字起こしソフトウェアの貸し出し管理やマニュアル作成を行うことで、全職員の自動文字起こし利用を可能とする運用体制を整えた。
キ	・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	・ホームページの既存カテゴリ内で、適切な場所にコンテンツを配置することで、分かりやすいページとして公開出来た。
ク	・特に注目が集まる話題を中心に、様々なステークホルダーに対して共通的に説明できるような素材を各担当職員が作成するような新たな取り組みを始めることができたか。	S	・分かりやすい説明チームが中心となり、注目が集まる話題に関する「分かりやすい説明資料」を46件作成し公表した。当該資料の作成にあたっては、会見やブリーフィング等を傍聴し、記者の関心事項等を踏まえて、作成すべきテーマを抽出した。
ケ	・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	S	・機材トラブルやヒューマンエラー等を含む複合的なトラブルにより配信の遅延や一部欠損が複数発生したが、インターネット配信に関連する継続的な調達・更改を行ったことから、公開会合の中止等を防ぐことができた。
コ	・開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。	A	・開示対象文書・不開示情報の特定について、開示期限を超過することなく、基準に基づいた審査により担当課室が適切に行っていると確認できた。
<p>(② 外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(Ⅰ) ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(Ⅰ) ・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(Ⅰ) ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を发出する。(Ⅰ) 			

<p>・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)</p> <p>・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)</p>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	A	<p>・記者会見等において原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。</p>	
イ	A	<p>・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、有益な議論・情報収集を行えたか。</p>	
ウ	A	<p>・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。</p>	
エ	A	<p>・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。</p>	
オ	A	<p>・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。</p>	
カ	A	<p>・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。</p>	

(3) 安全文化の育成・維持

・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(I)

・令和4年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行う。(II)

・委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)

・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(I)

・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	A	<p>・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込み、継続的に実施したか。</p>	
イ	A	<p>・課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行えたか。</p>	
ウ	S	<p>・仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。</p>	
エ	A	<p>・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施することができたか。</p>	
オ	A	<p>・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で実施できたか。</p>	

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 2 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 2 節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

(① マネジメントシステムの定着)

- ・令和4年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、マネジメントシステムの運用を通して業務計画の遂行に係る活発なコミュニケーションを喚起し、業務の継続的改善につなげる。(Ⅰ)
- ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、研修等で職員を啓発するとともに、よりよい業務改善につなげるための取組を行う。(Ⅱ)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	S	<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントである原子力規制庁長官と各職員との対話機会を設けるとともに、職員間の繋がりを増すための取組を、組織内の各部署が主体となって実施した。 ・令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の進捗状況の中間評価に係るマネジメント委員会での議論等を踏まえ、令和5年度上期までの業務進捗や新たな課題の発生等を含む状況の変化等を踏まえた当該計画の変更について、令和5年度第44回原子力規制委員会(令和5年11月15日)において決定した。
イ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に発生した要改善事項について、事例を水平展開して再発防止に繋げるため、要改善事項の発生要因ごとの分類や四半期報を作成して、計4回周知を行った。また、原子力安全人材育成センターが主催する研修や、業務説明等の機会において過去の事例について説明を行った。

(② 国際協力の推進)

- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(Ⅰ)
- ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(Ⅰ)
- ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(Ⅰ)
- ・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(Ⅱ)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(Ⅰ)
- ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて情報共有、フォローアップを徹底する。(Ⅰ)
- ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧、公電等を管理し、人事異動があっても、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行う。(Ⅱ)
- ・国際機関が開催する国際会議において、原子力規制委員会が継続的に関与できるように参加者等を支援する。(Ⅰ)
- ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化する。(Ⅰ)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(Ⅰ)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(Ⅰ)
- ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(Ⅰ)
- ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。(Ⅱ)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	A	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD/NEA の各委員会及び各プロジェクトの専門家会合並びに IAEA の基準策定活動等において、各国代表と技術的な意見交換を実施し、国際社会における原子力安全向上に貢献した。 ・IAEA の NUSSC で審議する安全基準の策定について、当該安全基準に対して事前に原子力規制庁の意見を提出するとともに、会合に参加し議論を行った。また NUSSC の上位の CSS について、NUSSC リードのガイド案に対する対応方針の策定に貢献した。
イ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析について、事業者の対応状況について意見聴取を行うなど状況把握を継続した。 ・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか、技術情報検討会で検討を進めた。 ・諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を収集し、関係部署と情報共有を行いつつ6件の最新知見を分析した。
ウ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA の安全基準の改定ドラフトについて関係各課室へ照会を行い、その意見を取りまとめて IAEA へ回答するなど原子力規制庁内への情報共有を図った。 ・国際会合等へ参加し収集した情報は、技術基盤グループで開催している技術連絡会において共有した。
エ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会合等に参加し、安全研究で実施した分析や考察を発信するとともに、熱流動、確率論的リスク評価、新型炉の開発動向等の最新知見について情報収集を行い、原子力規制庁内へ情報共有を行うとともに、安全研究への反映の検討を行った。
オ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に翻訳作業を完了した4件の IAEA ガイドについてホームページに公開した。

カ	・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	・国際機関の活動への参画を通じた我が国の原子力規制に係る経験や知見の共有、国際会議等における情報発信や規制活動に資する知見の継続的獲得に努め、原子力安全に関する活動に貢献した。
キ	・国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。	A	・原子力安全条約検討会合に参加し、定例会報告を通じその結果を原子力規制庁内で共有した。IAEA 総会、二国間会合並びに第 51 回・第 52 回 INRA 会合及び WENRA 等多国間枠組みの会合に参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。国際的枠組みを通じた活動として、OECD/NEA の要請に応じ、同機関が主催する国特有の安全文化フォーラム(CSSCF)に参加協力し、原子力規制委員会としての安全文化育成・維持の一機会とした。また、東京電力福島第一原子力発電所 ALPS 処理水放出に関しては、IAEA などの国際機関や近隣諸国からの関心が極めて高く、慎重かつ短期間での対応を要したが、IAEA レビューへの対応・関係各方面への情報発信等を通じ、国際的理解の形成に努めた。
ク	・拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	A	・拠出金の企画立案・実施管理を、予算要求業務を含め適切かつ柔軟に行い、国際機関への拠出を的確に遂行し、国際機関を通じた原子力安全に関する活動を支援した。
ケ	・国際関係についての情報共有ができたか。	A	・海外機関から、あるいは国際会議への参加等を通じて得られた各種情報の集約整理に努め、原子力規制庁内の共有プラットフォームを形成し、我が国規制機関として有用な情報の組織的蓄積、活用を図った。
コ	・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有を行えたか。また、人事異動等に伴う引き継ぎを行えたか。	A	・原子力安全に関する国際的活動への参画状況や動向情報の集約更新(国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有等)を行い、所定のルールに基づき人事異動等に伴う引き継ぎを行い、継続的、組織的対応を確保する体制の整備に努めた。
サ	・国際会議参加メンバーの確保、予算要求時の取りまとめ、必要に応じた支援等を行えたか。	A	・国際会議への参加や参加に必要な予算確保について、関係課間で必要な情報の整理や調整を行い、参加に必要な支援を行うなど継続的、組織的対応を確保する体制の整備に努めた。
シ	・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化することができたか。	A	・令和5年11月8日原子力規制委員会において、令和7年度下期頃に IRRS ミッション受入れが実施できるよう準備を進める方針を了承した。IAEA との調整を含め、今後に向け着実に準備を進めていく予定である。
ス	・緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。	A	・令和5年6月13日～16日及び12月5日～7日にかけて開催された緊急時の準備と対応に関する IAEA の国際会議、11月21日に開催された OECD/NEA の国際会議に出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報の関係者への共有及び施策への活用を行った。
セ	・各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	・日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認しつつ、JASPAS 等の枠組みを活用して必要な支援を行った。また、IAEA 専門家会合(令和5年4月及び10月)における事故施設に係る保障措置手法のガイドラインの作成に関する議論を行い、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。さらに、保障措置に関する様々な会議やトレーニングコースでの日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。
ソ	・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	・令和5年6月及び12月に開催された NSGC 会合に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方について日本のポジションを示すとともに、審議対象の核セキュリティ文書案の議論において意見を表明するなど議論に貢献した。 ・上記 NSGC 会合の結果を踏まえて、核セキュリティ・シリーズの策定・改定状況等の整理について、令和5年度第23回原子力規制委員会(令和5年7月19日)及び令和5年度第61回原子力規制委員会(令和6年1月24日)で報告を受けた。 ・令和5年8月に開催された NSWG 会合に参加し、INFCIRC/225/Rev.5 の実施に関する技術情報交換活動の計画を合意した。
タ	・IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的内容を固めることができたか。	A	・原子力規制庁内及び関係省庁等から66名の出席者を集め、IPPAS 国内ワークショップを令和5年5月9日～11日に開催した。IPPAS ミッション受入れに向けて、原子力規制庁内外の関係機関と連携して準備を進めた。また、施設レビュー候補を美浜発電所とすることについて、関係機関と調整し、その結果を令和5年度第4回原子力規制委員会(令和5年4月12日)で了承した。また、レビュー対象モジュールについては、関係機関と調整し、令和5年度第32回原子力規制委員会(令和5年9月13日)で了承した。 ・令和5年9月21日～22日に、IPPAS 公式準備会合を開催し、令和6年7月22日～8月2日に IPPAS ミッション受入れること、レビュー対象範囲等を IAEA と合意するとともに、IPPAS ミッションを実施する上での調整事項を協議した。また、その結果を令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)で報告を受けた。

チ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年夏頃の IPPAS ミッション受入れに向けたプロセス(ワークショップ、準備会合等)を円滑に進めることができたか。 	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内及び関係省庁等から 66 名の出席者を集め、IPPAS 国内ワークショップを令和5年5月9日～11日に開催した。IPPAS ミッション受入れに向けて、庁内外の関係機関と連携して準備を進めた。また、施設レビュー候補を美浜発電所とすることについて、関係機関と調整し、その結果を令和5年度第4回原子力規制委員会(令和5年4月12日)で了承した。また、レビュー対象モジュールについては、関係機関と調整し、令和5年度第32回原子力規制委員会(令和5年9月13日)で了承した。(再掲) ・令和5年9月21日～22日に、IPPAS 公式準備会合を開催し、令和6年7月22日～8月2日に IPPAS ミッション受け入れること、レビュー対象範囲等を IAEA と合意するとともに、IPPAS ミッションを実施する上での調整事項を協議した。また、その結果を令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)で報告を受けた。(再掲)
---	---	---

(③ 管理業務の確実な遂行)

- ・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(Ⅱ)
- ※₁・今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する。また、その結果について必要な措置を講ずる。(Ⅱ)
- ・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に1on1ミーティングを行う。(Ⅱ)
- ・令和4年度に実施した多面観察(360度評価)の試行結果を踏まえ、本格運用を行う。(Ⅱ)
- ・原子力安全人材育成センターが保有する個人の力量に関する情報や、人事課が保有する個人の希望や経験に関する情報など、業務分担や任用に活用できる情報を特定した上で、人事管理システムに集約していくことを目標とし、令和5年度中に概念設計を行う。(Ⅱ)
- ・[再掲]委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(Ⅱ)
- ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(Ⅰ)
- ・情報システムの安定的な運営を行う(Ⅰ)
- ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

※₁:「…また、その結果を機構・定員要求や採用・任用等に活用していく。(Ⅱ)」から、長期的に対応を検討していくものであり、令和6年度の機構・定員要求や採用・任用等への活用を評価することは指標として不適切であるため、変更。

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理に係る体制整備、行政文書の管理に関するガイドライン等の改正を踏まえ、電子的管理を効率的に進めるため新たなルールの運用・定着化を図るとともに、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的管理において、行政文書管理におけるデジタル化への対応に関する内閣府大臣官房公文書管理課長通知の改正に伴い、同改正により新たに規定されたチャットツールの取扱いについて、その運用ルールをまとめ、周知した。 ・行政文書の管理に関するガイドライン等の改正(令和6年4月1日施行)が予定されている中、同改正に伴う、原子力規制委員会行政文書管理規則等改正の同日施行に向けて取組むとともに、同改正に基づく各課室における保存期間表の改正を推進し、新たなルールの運用・定着化等を図っている。
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修・監査等を適切に実施したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・上記ガイドライン等の令和4年改正に伴い、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料を全面的に改訂したことを踏まえ、当該資料をより平易にすべく整理し、係る研修等を適切に実施した。 ・本年9月に行った全庁的な行政文書点検の結果を踏まえ、ルールに則った適切な文書管理の観点から同11月に行政文書監査を実施し、監査対象課室等に対して適切な文書管理に必要な指導を行うとともに、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識の深化を図った。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方を検討したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方について検討を行ったところ、戦略的広報、業務改善等の組織的な課題が抽出された。庁内横断的な業務改善推進チームを立ち上げ、こうした課題の解決に取り組んでいる。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ※₂検討した結果について必要な措置を講じたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・上記検討を踏まえて、今後必要な措置を講ずる予定。 ・高経年化した発電用原子炉施設の審査を厳正かつ着実に実施するための安全規制管理官(高経年化審査担当)の機構要求を行い、令和6年度から新設する。
オ	<ul style="list-style-type: none"> ※₃障害者雇用の維持・拡大など職員の多様性に配慮するとともに、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率 2.6%を大幅に上回る雇用率を達成した(実雇用率 3.51%)。人事課内の体制については、協働推進室に専任で2名の支援者(非常勤職員)を配属し、障害者の個々人に寄り添った細やかなケアを進め、更なる強化を図るため、支援者1名を常勤化した。また、外部の公認心理師等の専門家によるカウンセリングを延べ64名に行い業務面・体調面の状況や業務の不明点、職場への要望等を聞き取り、適切な安全配慮を行った。 ・保健師による相談体制を整備し、健康診断後の助言や生活改善方法などの保健指導を積極的に行った。

			<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護と仕事の両立支援制度に関する研修を実施することで制度の周知を図るとともに、わかりやすく情報を閲覧できるように人事課のイントラを刷新した。 ・勤務時間管理システムを活用した休暇・フレックス・テレワーク申請を本格導入し、業務効率化及びペーパーレス化を推進した。
カ	・内閣人事局等が実施する職員アンケート結果などにおいて、職員の満足度を確認できたか。	A	・「国家公務員の働き方改革と女性職員活躍に関する実態等を把握するための職員アンケート」(令和4年度分)の調査結果の確認・分析により新しい働き方に関する職員の満足度が高いことを確認した。
キ	・管理職は定期的に1on1ミーティングを行うことができたか。	A	・管理職による1on1ミーティングの実施を確実なものとするために、人事評価への記載を求めた。令和5年度上期人事評価の結果に基づき取組状況を確認した上で、引き続き、人事評価の目標として明記すること及び年度内の1on1ミーティングの実施について、周知を行った。
ク	・多面観察(360度評価)の本格運用を行ったか。	A	・令和4年度に実施した多面観察の実施結果をとりまとめ、被評価者に総括補佐を含める等の改善を盛り込んだうえで、令和6年1月から評価を実施した。評価結果の取りまとめを行い、3月に被評価者へのフィードバックを行う予定。
ケ	・上司によるマネジメント能力の向上について、アンケート等を通じて改善を確認できたか。	A	・上述の多面観察を通して、上司のマネジメントについて低い評価に関連する記載があった職員に対し、その内容を伝達し、マネジメントの気づきを促す取組を行った。また、当該職員の上司にもこのことを共有し、人事評価目標の設定にも活用するように周知した。
コ	・原子力安全人材育成センターや人事課が保有する、業務分担や任用に活用できる情報を特定できたか。それらの情報を集約し活用する仕組みの概念設計ができたか。	A	・原子力安全人材育成センターや人事課がそれぞれ保有する勤務記録や研修受講歴など任用等に活用できる情報を特定し、特定した情報を勤怠人事管理システムに集約すべく、データ移行にあたっての概念設計(課題の抽出や対応方針策定等)を行った。
サ	・[再掲]仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がり」の課題を踏まえ、役職や年代を問わず委員を含む職員間のコミュニケーションを活性化するために、課題解決を通じたチームビルディングによる組織内の連帯感の醸成を目的とした新たな研修を企画し、令和5年10月3日に実施した。 ・職員間や職員の家族、環境省職員等とのコミュニケーション活性化及び庁内業務理解の促進や職員のキャリアパスの一助とすること等を目的に、新たに「規制庁職場参観日」を企画・運営し、令和5年8月9日及び12月26日の計2回実施した。
シ	・庁舎管理を適切に行えたか。職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理に係る各種事務手続きを適時適切に処理するとともに、耐用年数を経過した老朽化物品については調達を行い、職場環境の改善に寄与した。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、執務室の改善に向けて他省庁等の現状調査を行い、フリーアドレス化を含む職場環境の改善及び必要な物品の購入を行った。
ス	・情報システムの安定的な運営を実現したか。また、働き方改革など時代変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	A	・運用事業者と連携して、第3次行政LANシステムの運用管理及び保守について、安定的な運用を行った。また、全職員がテレワークを行うことが可能なシステムを提供した。
セ	・安全研究用解析ネットワークシステムについて、次期システムの構築が実施できたか。	A	・次期システムへの更改によって、テレワーク時にも利用可能とする等、利便性の向上を図った。
ソ	・予算の適切な執行管理を行えたか。	A	・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。引き続き適切に実施する。

※₂:「検討した結果を令和6年度機構・定員要求や採用・任用等に活用したか。」から、長期的に対応を検討していくものであり、令和6年度の機構・定員要求や採用・任用等への活用を評価することは指標として不適切であるため、変更。

※₃:「育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。」から、計画策定の段階で職員の多様性に配慮する取組について評価できる指標になっていなかったため変更。

(4) 訴訟事務及び法令審査

・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(I)

・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(II)

・法令審査及び法令相談への対応を行うことで、各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援する。また、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	・業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行い、上席審理調整官等の新組織の設置を行った。また、公判に提出する準備書面の検討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。

イ	・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	・原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必要な有効な調査を実施することができた。また、これまでの調査結果を適切に管理する体制について検討した。
ウ	・各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援できたか。	A	・法令審査や法令相談を通じ、関係部署が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施等を適切に行えるよう支援した。政令2件、規則5件、告示10件等の法令審査を行った。法令相談については案件に応じて適切に対応した。
エ	・必要に応じてマニュアルの見直しを行うことができたか。	A	・意見公募手続マニュアルを令和5年4月に、法令立案マニュアルを6月に更新し、庁全体の立案技術の向上を図った。

施策名	(3) 職員の確保と育成	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

(① 高い倫理観の保持)

・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行ったか。また、その結果として、違反事例の内容や件数が妥当な水準に抑えられているか。	A	・令和5年4月と10月に服務規律及び公務員倫理に関する研修を新規採用職員・中途採用職員向けに実施した。 ・人事課のイントラへ新たに「倫理」のページを作成し、行動規範、注意喚起集、具体的対処、eラーニング用研修資料、人事院作成の事例集等を掲載し、職員への周知を図った。 ・12月の国家公務員倫理月間では、長官メッセージの配信に加え、各課室長メッセージを記載したポスターを執務室に掲示し、倫理をテーマとした課室内の意見交換会を推奨した。eラーニングの確認テストにおいては、8割の合格ラインを超える全問正解を目標に受講勧奨したところ、令和4年度に比べ全問正解者が倍増し、職員の理解度が向上したことを確認した。さらに、「マンガで学ぶ！公務員倫理教本」と併せて規制庁独自ルールを配付し、職員の公務員倫理に係る意識向上を図った。

(② 原子力規制人材の確保)

・応募者の増加に繋がる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(I)

・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和5年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。その上で、定数に対する実員数(95%)、新卒採用者に対する女性割合(35%)に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、人材を確保できたか。	S	・以下の取組により、新卒者については、152名の応募者数を、令和4年度の128名より増加させた。 ①業務説明会や職場体験プログラム(旧インターンシップ)を開催 ②大学、高等専門学校及び高等学校の就職担当者への周知 ③学生の認知度向上のための新たな取組 また、中途採用の応募者数を増加させるため、令和4年度から継続し転職サイト、新聞広告、ポスター掲載を行うとともに、令和5年度より新たに駅や空港などの公共施設にポスター掲載する等掲載場所を拡充させた。さらに、中途採用の募集の機会を年2回に増やしている。結果として、経験者については、219名の応募を得、令和4年度の155名より増加させた。 以上の取組により、十分な応募者数を得られ、新卒者、経験者を適切に選考し、新卒者38名、経験者48名の内定者を確保した。
イ ・行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。	A	・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビューでの指摘事項を踏まえ、原子力規制庁職員の講師派遣及び事業に参加している学生に対し職場体験プログラム(旧インターンシップ)などを通じた原子力規制庁への訪問の機会を拡大させることに、継続的に取り組んでいる。 令和5年度においては、新たに3事業を採択したほか、令和2年度から令和4年度までの採択事業のうち計14事業を継続実施とし、合わせて17事業の補助を行っている。令和5年度下期には、事業参加学生らの原子力規制庁訪問実績を確認することに加え、調査委託を用いて事業の実績把握を行った。 また、令和6年度の新規事業採択件数を確保するため、候補となる大学等10校に対し(2校の訪問、1校のオンライン形式による説明、7校の電話やメールでの紹介)、積極的に事業概要等の説明を行い、応募に向け周知を行った。

さらに、より効果的な事業となるようこれまでに採択された補助対象者から要望や意見を聞き取るとともに、補助対象者との意見交換会を実施した。意見交換会の結果を踏まえ、令和6年度における事業実施方針を検討した。

(3) 原子力規制人材の育成

- ・国際会議、IRRS ミッション(レビューとして)等への参加や国際機関等に職員を派遣することを通じて職員を育成する。(I)
- ・人材育成の基本方針に定めた職員の学習目標時間を念頭に、研修の充実を含む環境整備に努めるとともに、職員が実際に行った学習時間を把握する。(II)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。(I)また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価を行い、今後の改善等の方針を検討する。(II)
- ・知識管理とバックオフィス系業務を対象とした力量管理が連携した運用方法を確立し、本格運用を開始する。(II)
- ・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用する。(III)
- ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・[再掲]委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)
- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)及び令和4年度に策定した職員(研究職)のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成するための活動を行う。(II)
- ・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。	A	・国際会議への参画動向の集約、把握に努めるとともに、「国際業務への貢献」を共通的评价項目に加えた人事評価を令和5年度上期から実施した。これらの取組を通して、原子力規制人材の育成を行っている。
イ	・適切な数の職員を国際機関等に派遣することができたか。	A	・令和5年度は、国際原子力機関(IAEA)に8名を派遣した。また、米国原子力規制機関(NRC)に3名、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)及び英国原子力規制局(ONR)にそれぞれ1名を人事交流させた。 希望調書等の情報を踏まえ、継続的に職員を国際機関等に派遣する計画を年度内に立案する見込み。
ウ	・職員が実際に行った学習時間を把握する仕組みを構築し、職員の平均学習時間を算出できたか。	A	・職員が実際に行った学習時間の把握を確実なものとするために、人事評価(業務評価)における業務目標への記載を必須とした。令和5年度上期の人事評価結果を取りまとめる際に職員の平均学習時間を確認した。
エ	・他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。	A	・他省庁主催の研修情報等を取りまとめ、原子力規制庁内に情報提供し、四半期ごとに情報を更新した。 ・改善提案を受けて、令和4年度の研修動画について内容を確認し、提供可能となったものについて、一般職員向けに提供を開始した。 ・知識ポータル内に格納されていた各情報の要否等を精査し、人材育成ポータル他に集約し、学習しやすい環境を整備した。
オ	・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。	A	・令和5年5月に、第5期教育訓練課程(集中型)訓練生9名の課程が修了し、新たに第6期の訓練生5名が課程を開始するなど、教育訓練課程(集中型)を適切に運用している。 ・教育訓練課程(分散型)に対しても継続的に適切な研修を実施し、令和5年度上期には、分散型の課程から初めて訓練生2名がそれぞれ一つの基本資格を取得した。 ・集中型訓練生と同様に、分散型訓練生が課程の修了後に実務教育訓練を受講できるよう規定類の改定を図る等、課程の改善、充実を継続的に実施した。 ・教育訓練課程における全ての研修の実施後にアンケート調査を行い、訓練生から意見を抽出している。それを基に次回以降の研修の改善に向けて具体的な対応方針を作成し、担当部署における定期的な会合の場で確認を行っている。また、対応実施後の状況についても同会合において報告することで研修の継続的な改善を実施した。 ・教育訓練課程のうち一部研修を一般職員も受講可能とし、訓練生以外の職員に研修受講機会を拡充した。 ・中途採用職員の基本資格取得に係る教育訓練課程の受講について検討を開始した。
カ	・教育訓練課程の有効性評価を行い、研修の質の向上につなげたか。	A	・教育訓練課程を修了した者・その上司、原子力安全人材育成センターの上席指導官・技術参与等を対象としたアンケート及びインタビューを行うなどの調査を実施した。その結果を踏まえ、訓練生のモチベーション向上のための方策、理解の定着や実務につながるアウトプット型のカリキュラムの拡充など次年度からの運用を目指して改善策の検討を開始した。
キ	・バックオフィス系業務の力量管理の本格運用を開始したか。	A	・契約業務を担う職員を対象とする力量管理について、実施要領の作成や勤怠人事管理システムを活用した入力環境整備等の準備を進め令和5年12月から運用を開始した。

ク	・キャリアコンサルティング体制を構築し運用できたか。また、希望調査における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価が、改善しているか。	S	・職員の希望を踏まえつつ、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人事上の配慮が行われることを確実にするため、また異動時の職員の不安等を軽減するため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用を開始した。また、キャリアパスにおける位置づけ等が異動対象者にワンボイスで伝わる取組を実施した。これらの取組の結果として、希望調査における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」については、「満足している」と回答した職員が令和4年度と比べ 2.3%増加(過去1年以内の異動者に限定した場合、7.0%増加)しており、一定程度の成果があった。
ケ	・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A	・グループウェア上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ原子力規制庁関係部署と連携し課題解決を図っている。具体的には、インフラ整備等に関するニーズ調査を原子力規制事務所等へ実施し、猛暑対策、健康管理を優先しつつ、設備品の更新や各所修繕工事の実施等、今期実現可能なニーズは全件着手し、執務室及び宿舎住居環境の改善に努めた。担当指定職・管理職による MO(マネジメントオブゼーション)を行うことで、事務所検査官のニーズ調査を行い、課題の改善を図った。また、新たな検査業務システムを導入する為の契約手続き、勉強会を開催することにより、検査業務の効率化を進めている。
コ	・[再掲]仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。	S	・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がりに」の課題を踏まえ、役職や年代を問わず委員を含む職員間のコミュニケーションを活性化するために、課題解決を通じたチームビルディングによる組織内の連帯感の醸成を目的とした新たな研修を企画し、令和5年10月3日に実施した。 ・職員間や職員の家族、環境省職員等とのコミュニケーション活性化及び庁内業務理解の促進や職員のキャリアパスの一助とすること等を目的に、新たに「規制庁職場参観日」を企画・運営し、令和5年8月9日及び12月26日の計2回実施した。
サ	・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。	A	・大学や JAEA 等と 18 件の共同研究を実施したほか、JAEA へ研究職 1 名を派遣し、試験研究に専従させた。また、国内の大学院留学先拡大に向けた調整を行うなど、研究職の人材育成及び研究環境整備を積極的に実施した。
シ	・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。	A	・技術基盤グループ内の研究職が、他者と議論する力、分野横断的な視野を持つよう、18 件の安全研究セミナー(研究の成果やその過程で得た経験を、基盤グループ内で定期的に発表して議論を行い、研究の品質を高めていく活動)を企画し、開催した。 ・技術基盤グループ若手研究職などを対象に、今後のキャリアパスについて2回面談を実施した。 ・13 名の研究職が博士号を取得すべく大学院に在学しており、このうち3名が年度内に博士号を取得する見込み。 ・研究に専念できる体制整備のため、各研究部門に行政職を1名ずつ配置すべく機構・定員要求を行い、認められたことから、令和6年度より人員配置を行うための調整を行った。 ・研究職の昇格審査基準を策定し、技術基盤グループ内で説明会を開催するとともに、この基準を運用し、7月に昇格審査を実施した。
ス	・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。	A	・研究倫理の研修については APRIN e ラーニングプログラムを利用し、基盤グループ内の職員を対象に上期に 15 単元の研修を、下期に 10 単元以上の研修を選び受講させ、年度内に基盤グループ内の全ての職員について研修完了を確認する見込み。 ・また、研究者としての基本的な姿勢を徹底させるために、品質管理や技術アドバイザーによる指導を実施した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
				定性指標	定量指標
施策毎の評価		(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		A(S評価:3、A評価:18)	A評価:2
		(2)規制業務を支える業務基盤の充実		A(S評価:3、A評価:35)	
		(3)職員の確保と育成		A(S評価:3、A評価:13)	A評価:1、B評価:1
評価・分析				次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
①ク	S	分かりやすい説明資料の作成に当たっては、分かりやすい説明チームの提案及びサポートに基づき、各担当課室において資料を作成するという方法をほぼ確立しつつある。 また、定例会合等の議題以外のテーマについても、分かりやすい説明資料の作成に着手している。		定例会合等の議題以外のテーマとして、原子力規制に係る基本的事項等の説明資料を作成するとともに、その効果的な公開方法を検討していく。また、高度な原子力特有の技術領域をどこまで平易な表現で分かりやすく説明できるかについて、試行をしていく。	
①ケ	S	令和5年度のインターネット配信等の委託業務について、競争入札の結果、未経験の事業者が受託者となった関係で、ヒューマンエラーや機材トラブル等の複合的なトラブルが多数発生した。それらの影響による会合等の遅延や、記録の一部欠損等のトラブルへの発展も生じたが、班員が積極的に事業者を監督及び実際の業務をフォローすること等により継続的な改善を行ったことで、会合等の完全な中止や記録の喪失等を防ぐことができた。		令和5年度発生したトラブル等を基に、継続してインターネット配信に関連する調達・更改を実施する。	
③ウ	S	安全文化アンケートで抽出された課題を踏まえたコミュニケーション活性化のための施策として、チームビルディング研修や規制庁職場参観日等新規の取組を実施し、これらについてアンケート等を通じて一定の効果が認められた。		令和5年度に新規に実施した施策の効果等を分析し継続的な改善を図るほか、委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションを活性化させるために必要な仕組み等について更に検討を進める。	
(2)規制業務を支える業務基盤の充実					
①ア	S	原子力規制委員会年度業務計画の変更について、手順を検討し変更内容等が適切に管理された状態で変更を決定した。		令和6年度以降も原子力規制委員会年度業務計画の見直しを適切に実施するため、令和5年度の計画変更が順当であったか等の観点から令和5年度末評価を分析するほか、変更手順の文書化や計画の見直し等に係る考え方の庁内への啓蒙等を実施する。	
③オ	S	<ul style="list-style-type: none"> 人事課内の体制を強化し、障害者の個々人に寄り添った細やかなケアを進め、業務面・体調面の状況や業務の不明点、職場への要望等を聞き取り、適切な安全配慮を行ったことにより、法定雇用率を大幅に上回る雇用率を達成した。 職員の健康診断後の助言や生活改善方法などの保健指導を行うため、保健師による相談体制を整備し、職員への保健指導を積極的に行った。健康診断結果から生活習慣の改善や受診の目安・タイミングなどを専門的な立場から指導することができ、将来的な病気やケガをしないための予防医療につなげることができた。 勤務時間管理システムを活用した休暇・フレックス・テレワーク申請の本格導入を実施し、紙媒体の休暇簿を使用していた各課室の業務効率化及びペーパーレス化を推進した。 		<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の達成に留まることなく、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めるため、障害者支援機関との連携強化や支援者の新規採用または職員からの選任等を行い、職場定着に向けた更なる取組を進めていく。支援者・相談員向けの各種セミナーの受講推奨や、障害者とともに働く職員向けの研修を企画・実施し、障害者に関する知見向上や理解促進を進める。 健診結果からの指導のみならず、食生活改善をテーマにした研修会の実施や健康習慣を身につける企画の開催など、保健師による保健指導を積極的に活かし、職員の健康管理意識の向上に資する取組を進める。 勤務時間管理システムの円滑な運用を行うとともに、システム改修の進捗状況を確認しつつ、さらに運用範囲を広げていくこととする。 	
(3)職員の確保と育成					
定量	B	官庁訪問者数124名に占める女性割合が26.6%(33名)であり、新規採用者に占める女性割合を増加させる機会に恵まれなかった。		現行の取組について、より積極的に継続して実施し、女性を含む官庁訪問者数全体の増加を図ることで、政府目標を達成したい。	
②ア	S	十分な応募者数を増やす取組として、新卒者向けには業務説明会の増加、理系大学や高等専門学校就職担当者への訪問など、経験者向けには応募の機会を増やすなど、令和4年度より積極的に採用活動を行ったことから応募者数を増やすことができた。これにより、適切に選考でき、人材を確保することが可能となった。			
③ク	S	職員に対するキャリアコンサルティングの取組や異動者に対するキャリアパスの位置づけ等をワンボイスで伝える取組を着実に行うことで、職員に寄り添いキャリアパスに沿った人材育成や人事上の配慮が行われ、また異動時の不安等を軽減させたことから、任用満足度の改善が図られた。			

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)						
施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照) ・事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。 ・原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。 <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。 ・国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。 ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。 <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。 ・事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。 <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。 ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。 ・IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。 ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。 ・開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(百万円)	予算の状況	当初予算(a)	9,079	9,798	9,494	9,516
		補正予算(b)	145	0	0	0
		繰越し等(c)	▲265	128	538	▲33
		合計(a+b+c)	8,958	9,926	10,032	9,483
	執行額(百万円)	7,426	8,109	8,398	7,713	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な	A
		0	0	0	0	0		
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0	防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
	0	0	0	0	0		

施策名	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第2章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<ul style="list-style-type: none"> 申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I) 法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I) 対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III) 放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、対応する。(II) 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I) 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、運用改善に向けた検討を行うとともに必要に応じて見直しの検討を進める。(II) 試験炉及び使用施設を対象とした意見交換会を定期的に行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I) 事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。 実用炉の審査については、東北電力女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可、中国電力島根原子力発電所2号炉の本体施設に係る設計及び工事の計画の認可、日本原子力発電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更の認可を行うなど、設置変更許可6件、設計及び工事の計画の(変更)認可58件、保安規定変更認可24件、廃止措置計画変更認可4件、型式証明3件及び型式指定1件の処分を行った。 試験研究炉等の審査については、JAEA 常陽の設置変更許可の審査が、ナトリウム冷却型高速炉の審査であることを踏まえ、様々な審査プロセスの改善の工夫を講ずることで論点等を明確にし、設置変更許可の処分を行った。設工認の審査においては、審査の漏れを防止等するため、許可申請書上の設備等と設工認の要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。審査会合においては、事前に指摘事項をまとめ、担当間で議論を行い、審査会合後には、ラップアップを通じて指摘した内容の認識に相違がないかの確認をしている。 核燃料施設の審査については、日本原燃の審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当部署の安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年に意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持って審査を進めた。 地震・津波等に関する新規規制基準適合性審査については、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めするなど厳正かつ適切に実施した。また、担当部署においては3つのグループで審査を行っているため、グループ間で考え方の差異が生じないように原則週1回以上のペースで審査チームにおいて審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。泊発電所3号炉の基準地震動の策定、東通発電所1号炉の震源を特定せず策定する地震動及び震源を特定して策定する地震動、津波の組合せ評価、浜岡原子力発電所3・4号炉の基準地震動の策定及び地震以外による津波についておおむね妥当な検討がなされたと評価した。なお、敦賀発電所2号炉については、令和5年8月31日にK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯とK断層の連続性関係する部分について、補正を行うための申請がなされたため原子力規制委員会において、今後の対応方針とともに審査会合を再開することについて了承し、令和5年9月22日の審査会合において、補正内容、今後の審査の進め方等について審議した。 標準応答スペクトルの取り入れに関する審査については、四国電力伊方発電所3号炉、日本原電東海第二発電所並びに九州電力川内原子力発電所1・2号炉及び玄海原子力発電所3・4号炉の設置変更許可、日本原燃再処理施設・MOX 加工施設・廃棄物管理施設の事業変更許可、リサイクル燃料貯蔵の設工認可並びに京都大学複合原子力科学研究所研究用原子炉の設置変更承認を行った。

		<p>・標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る設計及び工事の計画の認可及び使用前確認(以下「後段規制」という。)に係る経過措置の終期(以下「後段規制の経過措置の終期」という。)については、改正後の解釈に基づく設置変更許可等の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、全施設一律の終期を定めるとしていたことから、事業者等からの意見聴取を行い、当該意見聴取結果等を踏まえ、後段規制の経過措置の終期について、設置変更許可等の経過措置の終期から5年後の令和11年4月19日以後最初の定期事業者検査終了日とするなどの方針を了承した。その後、年度内に、当該方針を踏まえて後段規制の経過措置の終期を定めるための規程について意見公募を実施し、その結果等を踏まえた上で当該規程を決定する予定である。</p>
イ	<p>・設置変更許可において審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査漏れの防止や安全上の施設の特徴・重要度に応じた適切な審査に向けた以下の活動を実施した。 ・実用炉の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当する原子力規制委員(以下「担当委員」という。)及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図っている。審査に際しては、審査対象条文を網羅的に整理・確認した上で、各条文への基準適合性を確認した。また、各審査チームの審査官等が参加する横断的な会議の中で、審査の課題や知見を共有及び議論し、得られた知見を必要に応じて執務要領等に反映した。 ・試験研究炉等の審査については、JAEA 常陽の設置変更許可が、ナトリウム冷却型高速炉の特徴を考慮したグレーデッドアプローチの適用の観点から、原子力規制委員会において今後の審査の進め方を議論し、審査の結果を取りまとめ、設置変更許可の処分を行った。設工認の審査においては、審査の漏れを防止等するため、許可申請書上の設備等と設工認の要求事項との対応表等を活用している。 ・核燃料施設の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。 ・地震・津波等に関する審査については、審査会合前に論点ごとの指摘事項を明確化した上で、担当委員、担当指定職と議論を行うことで、審査会合の効率的・効果的な運営を図った。また、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を行った。さらに、審査会合終了後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。
ウ	<p>・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉の審査については、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」及び「実用炉審査プロセスマニュアル」を改正し、原子力規制委員会として了承した審査方針等を文書内に取り入れ、運用の明確化を図った。また、新規に配属された審査官等に対し、審査業務執務要領等の利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取り組んだ。 ・試験研究炉等の審査については、試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新を行った。また、原子炉等規制法等に定められている手続のうち、担当部署が所掌する全ての手続を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用するとともに、自ら発見した不適合に対する是正処置としてチェックシートの見直しも行った。試験炉に係る事例集については、多数の許認可審査案件に注力したこと、また、文部科学省の旧内規の精査に時間を要したことから、令和5年度は作成に着手することはせず、令和6年度に長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書に重点を置いて整備を進める方針である。使用施設に係る事例集のうち火災、閉じ込め及び遮蔽については、整備が完了したため、令和6年3月に意見交換会で紹介する見込みであり、残りの事例集は令和6年度以降に順に整備する予定である。 ・核燃料施設の審査については、再処理・加工・貯蔵・廃棄・輸送すべての「審査業務の流れ」について全体的に見直しを図り、改訂・HP 公開を行った。また、「核燃料施設審査プロセスマニュアル」改正するとともに、当該マニュアル及びそれに紐づく各班の下部マニュアルを関係者に対して共有した。 ・地震・津波等に関する審査については、地震・津波審査プロセスマニュアルの主に形式面の記載内容の見直しを行った。

エ	<p>・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。 ・第1四半期において9件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において6件(うち核物質防護事案1件)並びに第3四半期において3件(うち核物質防護事案1件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。 ・法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。従前の制度である使用前検査についても、高浜発電所1、2号機等の各申請に基づき適切に実施した。 ・実用炉については、令和5年度第1四半期の高浜発電所3号機の安全実績指標(PI)の評価が「白」となることを受け、高浜3号機の対応区分を第2区分に変更することを了承し、追加検査の実施に係る通知を決定の上、事業者に発出する等適切に対応した。 ・また、令和5年度第18回原子力規制委員会臨時会議(令和5年6月22日)において、東京電力に対して平成29年12月に行った適格性に関する判断について、再確認を行うに当たっての準備を行うよう原子力規制庁に指示した。令和5年度第21回原子力規制委員会(令和5年7月12日)において、原子力規制庁が示した平成29年の適格性判断の再確認の進め方について了承した。 ・東京電力の適格性判断の再確認については、公開会合(令和5年8月31日)を開催し、東京電力から7つの基本姿勢の取組状況を聴取した。その上で、保安規定に定める「原子力事業者としての基本姿勢」遵守のための取組の実績を確認するため、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所において原子力規制検査を実施した。その後山中原子力規制委員会委員長、伴原子力規制委員会委員による現地視察(令和5年12月11日)、東京電力社長との意見交換(令和5年12月20日)の結果を踏まえ、令和5年度第56回原子力規制委員会(令和5年12月27日)において平成29年の適格性審査の結論を変更する理由はないと判断した。 ・なお、適格性判断の再確認では、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施した。
オ	<p>・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズⅡの追加検査の状況について、令和5年度第4回原子力規制委員会臨時会議(令和5年4月12日)で報告した。その後、フェーズⅡまでの追加検査結果について原子力規制委員会で報告を受け(令和5年度第8回原子力規制委員会臨時会議(令和5年5月10日)、)、令和5年度第10回原子力規制委員会(令和5年5月17日)でフェーズⅡまでの追加検査結果及びフェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項(正常な監視の実現、実効あるPPCAPの実現、改善された変更管理の運用の徹底、実効性のある行動観察を通じた一過性のものとししない取組の実践)それぞれに対するフェーズⅢの追加検査における確認方針について了承した。 ・確認方針に従った検査の状況について、4回報告を受けた(令和5年度第16回原子力規制委員会臨時会議(令和5年6月14日)、令和5年度第26回原子力規制委員会臨時会議(令和5年8月2日)、令和5年度第34回原子力規制委員会臨時会議(令和5年9月20日)、令和5年度第43回原子力規制委員会臨時会議(令和5年11月14日))。 ・フェーズⅢまでの追加検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(案)(核物質防護に係る追加検査)」について3回報告を受け(令和5年度第49回原子力規制委員会臨時会議(令和5年11月29日)、令和5年度第50回原子力規制委員会臨時会議(令和5年12月4日)、令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日))、令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日)で東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の対応について討議を行った。討議の結果に基づき、令和5年12月11日に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員は、「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(案)(核物質防護に係る追加検査)」に記載された東京電力の改善の状況を確認するため、同発電所で現地調査を実施し、令和5年度第54回原子力規制委員会(令和5年12月20日)で核物質防護の改善等について、東京電力の社長と意見交換を行った。 ・以上の結果を踏まえ、令和5年度第56回原子力規制委員会(令和5年12月27日)で、フェーズⅢまでの検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(核物質防護に係る追加検査)」を了承し、同発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更した。 ・追加検査は、原子力規制検査で重大な事案に対して行うものであり、その重要性か

			ら、検査の実施状況について原子力規制委員会から適時・適切に報告すると共に、検査の方針や確認の視点なども同委員会での議論を踏まえ定めるなど、慎重に進めてきたところである。このため、検査時間として当初 2,000 人・時間を想定していたところ、最終的に 4,268 人・時間となり、また、原子力規制委員会として初めて、関係者の具体的な行動やふるまいを確認する検査手法である行動観察を採用するなど、厳正に検査を実施した。
カ	・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、確実に対応できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理下でない放射性物質対応チーム」の下、関係部署と連携し、相談者と丁寧にコミュニケーションを図り対応した。また、愛知県、岐阜県、滋賀県及び佐賀県で発生した湧き出しにおいて、核燃料物質の保管等、安全確保について現地確認を行った。 ・廃止措置を希望している一部の非該当使用者について、現場の状況確認、核燃料物質の譲渡し先との調整等、廃止措置が円滑に進捗するよう適切な対応を行った。 ・湧き出しの集約管理について、文部科学省及び内閣府と面談を行い、集約管理によりリスクを減少したいと考えている旨を伝えた。 ・利用実態のない核燃料物質のうち、湧き出し核燃料物質に範囲を絞って、JAEA での集約管理のスキームを構築するための検討を新たに開始した。 ・法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問い合わせに対して、関係部署間で連携して対応している。 ・法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問い合わせに対して、関係部署間で連携して対応している。
キ	・事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉については、関西電力大飯発電所3・4号炉、高浜発電所3・4号炉及び美浜発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1・2号炉及び玄海原子力発電所3・4号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉の安全性向上評価の届出について、確認結果を取りまとめた。 ・試験研究炉等の審査については、運転を開始した日以後 30 年を経過した試験研究炉における保安規定への長期施設管理方針の追加等を目的とした事業者による定期安全レビューの確認や、審査における事業者とのコミュニケーションや行政相談を通じ、事業者の自主的な取組を促進させた。 ・核燃料施設の審査については、各個別審査のヒアリング等において、事業者の基準解釈等が正確でなかった場合は、基準の考え方等を改めて説明し、また、事業者において検討が必要な課題及びその中長期的な進め方について、継続的にコミュニケーションを取って確認を行い、共通認識をもって、審査が進められるよう対応した。さらに、個別の審査ヒアリングとは別に、事業者から基準の考え方等について確認したい旨の申し出があった場合には、行政相談に対応するため面談の場を設けて、説明等を行った。 ・地震・津波等に関する審査については、自然ハザード関係の審査資料に誤り等があった事例が複数生じたことから、本件に係る被規制者向け情報通知文書を出した。 ・原子力規制検査制度については、公開の意見交換会を開催する等、事業者の取組や、事業者からの要望について、議論を行っている。 ・核燃料施設等の検査については、原子力規制庁が中心となって情報共有の場(核燃料施設等意見交換会議)を設け、原子力規制検査制度に係る事業者等の課題(重要度評価の考え方や基本検査運用ガイドの解釈など)や、事業者等からの良好事例の紹介など、事業者等の自主的な取組の促進となるように双方で有益となる定期的な情報交換を1回行った。
ク	・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基本部会を3回開催して、事業者からの意見聴取を含めて議論を行うなど、令和6年夏を目処に行う取りまとめに向けて、制度の見直し案の検討を実施した。
ケ	・試験炉設置者及び使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・被規制者への安全規制に係る啓発を目的とした意見交換会について、使用施設を対象とした意見交換会を令和6年3月に開催し、使用者に対し使用規則の改正内容、事例集の紹介などを行う見込みである。試験炉を対象とした意見交換会については、開催の必要性を再度検討した結果、現時点において各設置者と共有すべき情報等がないこと、また、設置者から開催のニーズがないことから、令和6年度の開催を見送ることとした。
コ	・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 ・令和5年1月 30 日に発生した高浜4号機の原子炉自動停止の法令報告事象につい

	<p>て、被規制者向け情報通知文書を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の検査については、令和5年1月 28 日に日本原燃再処理事業所で発生した消防車の火災発生について、事業者のメンテナンス状況、日本原燃の原因と対策等について報告を受けた。 ・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く)については、以下のとおり対応した。 <p>また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年 10 月 17 日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷の法令報告事象については、令和5年度第 39 回原子力規制委員会(令和5年 10 月 25 日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルで定めた対応方針 C で対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。 ・令和6年1月 22 日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷の法令報告事象については、令和5年度第 60 回原子力規制委員会(令和6年1月 24 日)において対応方針 C で対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。 ・令和6年1月 22 日に発生した高浜発電所1号機の計画的な電気出力の抑制の法令報告事象については、令和5年度第 62 回原子力規制委員会(令和6年1月 31 日)において基本的には対応方針 B で対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。
--	--

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3.11 報告第 2 章第 2 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 2 節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)			
<ul style="list-style-type: none"> ・安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(I) ・規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(I) ・国内外の研究開発動向に係る情報や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積して分析し、中長期的な研究課題を検討する。また、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(I) ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(I) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。	A	・令和4年度に終了した4件の安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を令和5年5月に公表した。また、令和5年度に終了する5件の安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を、3月までに取りまとめることを予定している。 ・NRA 技術ノートを3件、論文(査読有)を 23 件、会議プロシーディングス(査読有)を 12 件公表した。
イ	・国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとともに、国際動向に係る情報収集を行ったか。	A	・OECD/NEA 等で行われているワーキンググループや国際研究プロジェクトに積極的に参加するとともに、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、諸外国が行っている規制・研究に係る情報を収集した。
ウ	・国内外の研究開発動向や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積したか。また、これを分析し、必要に応じ中長期的な研究課題を検討したか。	A	・諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を収集し、規制との関連性が高い6件の最新知見を分析した。 ・中長期的に重要となると見込まれる課題に関し、国内外の最新情報を共有する会議を開催した。 ・以上の分析や議論等の結果を、中長期的な研究課題の検討の参考にした。
エ	・何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報を抽出して技術情報検討会等において対応方針を検討したか。	A	・「要対応技術情報(案)」として技術情報検討会に報告する最新知見はなかったが、上記のとおり学会や国際会議への参加、IAEA や OECD/NEA の活動への協力などを通して収集した6件の最新知見を分析した。
オ	・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。	A	・原子力規制部等から発出された技術的依頼 51 件については、技術基盤課において各研究部門への依頼状況の確認、依頼された内容の把握を行い遅滞なく対応した。ま

た、依頼内容の明確化等について依頼元の関係各課との調整を実施した。

(2) 安全研究の積極的な実施)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(I)
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年7月6日原子力規制委員会)等に基づき、安全研究を実施する。(I)
- ・研究手法の適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)
- ・規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和6年度以降の実施方針を策定したか。	A	・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和6年度以降の安全研究に向けて)」(令和5年度第21回原子力規制委員会(令和5年7月12日)にて了承)を策定した。 ・令和7年度以降の実施方針については、規制上の課題について原子力規制部等と十分に議論した上で安全研究課題を特定できるよう、進め方を再検討した上で研究課題等調整会議を実施した。
イ	・基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施したか。	A	・令和4年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和7年度に終了予定の2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和5年度第17回原子力規制委員会(令和5年6月21日)において了承した。 ・平成30年度から令和2年度までに終了した20件の安全研究プロジェクトの追跡評価を原子力規制庁が実施した結果について、令和5年度第17回原子力規制委員会(令和5年6月21日)で報告を受けた。 ・令和6年度に開始する3件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、令和5年度第59回原子力規制委員会(令和6年1月17日)において了承した。
ウ	・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を適切に実施したか。	A	・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」に基づき、研究部門における19件の安全研究プロジェクトについて、令和5年7月に令和5年度安全研究計画として取りまとめて公表するとともに、これらがスケジュールどおりに遂行していることを確認した。
エ	・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。	A	・安全研究プロセス改善会議を3回開催し、TSO(技術支援機関)としての技術基盤グループのあり方について議論を行い、結果を取りまとめた。また、TSOのあり方については、原子力規制委員会において議論を行うための準備・調整を進めた。 ・安全研究のプロセスを改善する活動の一環として、学術論文の査読時に指摘されやすい事項を研究職にフィードバックする取組を開始した。
オ	・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。外部の研究機関との連携を強化したか。	A	・庁内関係部署で、外的事象PRAに係る横断的な協力体制について整理を行った。今後、外的事象PRAについては、若手職員を中心に研究課題の検討等を行っていくこととなった。 ・JAEA安全研究センターとの合同研究報告会の対面での開催、JAEA安全研究センターへの訪問、安全研究セミナーへの相互参加等を通じて連携の強化に努めた。また、安全研究プロセス改善会議の中で議論を行ったTSOとしての技術基盤グループのあり方では、JAEA安全研究・防災支援部門(特に安全研究センター)への期待や連携のあり方について議論を行った。 ・安全研究の基盤を構築し実効性を高めるべく、JAEAを念頭においた補助金制度を創設し、令和6年度の公募に向けた準備を進めた。

(3) 規制基準の継続的改善)

- ・令和4~6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- ・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- ・事故・トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAによる水素防護対策に係る自律的・計画的な取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受ける。(II)
- ・水素防護以外の知見についても、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進める。(II)

- ・電磁両立性に係る規制対応について、令和4年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の可否等についての検討を行う。(Ⅱ)
- ・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(Ⅱ)
- ・実用発電用原子炉等の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4・5年度の実施計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況										
ア ・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第22回原子力規制委員会(令和5年7月19日)において、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価の結果及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正案並びにこれらに対する意見公募の実施を了承し、同年7月20日から8月18日まで意見公募を実施した。令和5年度第37回原子力規制委員会(令和5年10月11日)において技術評価書の策定及び技術基準規則解釈の改正を決定し、意見公募において提出された意見に対する考え方を了承した。 ・令和5年度第62回原子力規制委員会(令和6年1月31日)において、放射能濃度決定標準に係る技術評価を踏まえた二種埋設事業規則の解釈の制定を見送り、技術評価書の案及び解釈の制定案に対する意見公募を実施しないこととし、第65回原子力規制委員会(令和6年2月21日)において、技術評価の報告を受けた。 ・設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に向けて、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム第2回(令和5年4月10日)、第3回(令和5年7月14日)、第4回(令和5年10月2日)、第5回会合(令和6年1月16日)を実施した。 										
イ ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、112件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において、検討した ・2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において、以下の11件について、検討した。 ・火災回路解析に関する米国調査結果 ・PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者の検討から得られた知見(速報) ・非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の対応方針と国外調査結果の概要 ・電気ペネトレーションの電線・ケーブルのはんだ付け接合部に関する調査 ・実プラントのデータによる破壊靱性に関する検討 ・「原子力発電所の非常用電源システムの蓄電池の劣化加速」に関する調査 ・米国PWRの炉心そう溶接部で発見された亀裂について ・第23回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和5年9月5日)において実施した、PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者からの意見聴取結果について ・第24回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和5年11月6日)において実施した、非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の対応方針に関する聴取結果 ・要対応技術情報:回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性に関する調査結果 ・米国PWRの炉心そう溶接部で発見された亀裂に関する事業者の対応 ・スクリーニング結果に関するワーキングを4回(令和5年7月14日、9月15日、11月17日、令和6年1月12日)実施し、原子力規制庁内関係者間で議論した。 										
ウ ・技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回～第63回技術情報検討会を2か月に1回程度開催し(令和5年5月25日、7月27日、9月28日、令和6年1月25日)、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果を適時、適切に報告し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。 										
エ ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・技術情報検討会の結果概要について、以下のとおり原子力規制委員会で報告を受けた。 <table border="1" data-bbox="1073 2487 1927 2712"> <tbody> <tr> <td>第59回</td> <td>令和5年度第17回原子力規制委員会(6月21日)</td> </tr> <tr> <td>第60回</td> <td>令和5年度第32回原子力規制委員会(9月13日)</td> </tr> <tr> <td>第61回</td> <td>令和5年度第38回原子力規制委員会(10月18日)</td> </tr> <tr> <td>第62回</td> <td>令和5年度第57回原子力規制委員会(令和6年1月10日)</td> </tr> <tr> <td>第63回</td> <td>令和5年度第65回原子力規制委員会(令和6年2月21日)</td> </tr> </tbody> </table>	第59回	令和5年度第17回原子力規制委員会(6月21日)	第60回	令和5年度第32回原子力規制委員会(9月13日)	第61回	令和5年度第38回原子力規制委員会(10月18日)	第62回	令和5年度第57回原子力規制委員会(令和6年1月10日)	第63回	令和5年度第65回原子力規制委員会(令和6年2月21日)
第59回	令和5年度第17回原子力規制委員会(6月21日)											
第60回	令和5年度第32回原子力規制委員会(9月13日)											
第61回	令和5年度第38回原子力規制委員会(10月18日)											
第62回	令和5年度第57回原子力規制委員会(令和6年1月10日)											
第63回	令和5年度第65回原子力規制委員会(令和6年2月21日)											

		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会に対しても以下のとおり報告し、助言を受けた。 <table border="1"> <tr> <td>第 56～58 回</td> <td>第 13 回原子炉安全基本部会・第 7 回核燃料安全基本部会(4月 26 日)</td> </tr> <tr> <td>第 59 回</td> <td>第 14 回原子炉安全基本部会・第 8 回核燃料安全基本部会(8月 25 日)</td> </tr> <tr> <td>第 60、61 回</td> <td>第 15 回原子炉安全基本部会・第 9 回核燃料安全基本部会(12月 21 日)</td> </tr> </table>	第 56～58 回	第 13 回原子炉安全基本部会・第 7 回核燃料安全基本部会(4月 26 日)	第 59 回	第 14 回原子炉安全基本部会・第 8 回核燃料安全基本部会(8月 25 日)	第 60、61 回	第 15 回原子炉安全基本部会・第 9 回核燃料安全基本部会(12月 21 日)
第 56～58 回	第 13 回原子炉安全基本部会・第 7 回核燃料安全基本部会(4月 26 日)							
第 59 回	第 14 回原子炉安全基本部会・第 8 回核燃料安全基本部会(8月 25 日)							
第 60、61 回	第 15 回原子炉安全基本部会・第 9 回核燃料安全基本部会(12月 21 日)							
オ	・事故トラブルから得た教訓について必要に応じて規制への反映が行えたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 2件の要対応技術情報のうち、以下の1件についてスクリーニングアウトとした。 <ul style="list-style-type: none"> 回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性 以下の1件について、状況把握を継続した。 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析の発行 原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の3に基づく法令報告の改善について、令和5年度第 14 回原子力規制委員会(令和5年6月7日)において、核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況の報告を受けた。 令和5年度第 42 回原子力規制委員会(令和5年 11 月8日)において、事業者との意見交換等を踏まえ、核燃料施設等の故障について原子力施設の安全に関する事象を報告対象とすること、廃止措置段階で法令報告を要する事象をその時点での施設の安全に関するものに限定することとし、関連する規則の改正案及び意見公募の実施について了承した。今後、意見公募の結果を踏まえ、原子力規制委員会で審議する予定である。 						
カ	・事業者及び ATENA が水素防護対策に係る取組を自律的・計画的に行っているか等、その取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受けることができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合(令和5年6月 21 日。以下「第4回意見聴取会」という。)において事業者等の水素防護対策に係る取組状況を聴取、事業者等が短期的対応を完了したこと等を確認し、その結果を令和5年度第 29 回原子力規制委員会(令和5年8月 30 日)で報告を受けた。 引き続き、事業者等の取組をフォローアップし、必要に応じて原子力規制委員会において報告を受ける。 						
キ	・水素防護以外の知見について、事業者及び ATENA からの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進めることができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度第 15 回原子力規制委員会(令和5年6月 14 日)において、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の原子炉補機冷却系の配管の状況に関する知見(以下「RCW汚染に関する論点」という。)の規制上の取扱いに係る検討について、その対応方針を了承した。 第4回意見聴取会等において、事業者等に対して、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討に必要な情報の提供を求めた。 令和5年度第 29 回原子力規制委員会(令和5年8月 30 日)において、水素防護対策に係る事業者の取組状況の報告を受けるとともに、以後はRCW汚染に関する論点を優先して検討を進める方針を了承した。 今後、事業者等に対して提供を求めた情報を聴取し、当該情報等を踏まえ、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討を進める。 第5回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合(令和5年11月1日)において、事業者等に提供を求めた情報に関する調査結果を聴取し、その結果等を踏まえ、令和5年度第 60 回原子力規制委員会(令和6年1月24日)において、RCW汚染に関する知見の規制上の取扱いについて原子力規制委員会での討議を行った。 討議の結果等を踏まえ、引き続き、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討を進める。 						
ク	・ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ATENA との面談(令和5年7月 20 日)において、ATENA が行う現地調査及び実験の計画について意見を聴取した。 引き続き ATENA から意見を聴取し制度改正の要否等について検討を進める。 						
ケ	・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図れたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁内関係課との議論を通じて改正意図を明らかにし、改正案を検討している。 						
コ	・規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度及び5年度の計画に基づき、原子力規制庁内関係課との議論を通じて改正意図を明らかにし、改正案を検討している。 						

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第2章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)</p> <p>・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(II)</p> <p>・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(I)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<p>・検査官の原子力規制検査に対する理解度確認のため、管理職による検査現場視察を9規制事務所及び4チーム検査において実施した。</p> <p>・令和5年度末の検査官資格取得に向け、計20名(上期13名、下期7名)の研修過程の調整を行った(令和5年度、新規に資格を取得した者は4名)。原子力安全人材育成センターと協力し検査官向けのシミュレーター研修の受講者を調整するとともに長期停止中のBWRプラントに対する起動研修も取り入れた。</p>
イ	・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<p>・原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。</p> <p>・検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用したスクリーニングに基づき評価し、その結果、第1四半期において9件、第2四半期において5件並びに第3四半期において3件の指摘事項について重要度及び深刻度評価を適切に行った(うち1件は深刻度評価のみ)。</p> <p>・検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置プラントなどのリスクの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数や検査日程の低減を図った。</p>
ウ	・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	A	<p>・運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組や、原子力規制検査に係る事業者からの要望について、議論を行った。</p> <p>・令和4年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、検査運用ガイド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、検査官からの意見募集を行うとともに、最新のNRCガイドの委託調査などからも情報を収集した。</p> <p>・デジタル原則を受けたアナログ規制の見直しに関して、事業規則及び保安措置ガイドの改正を行った。</p> <p>・核燃料施設の検査については、政令第41条非該当使用者等の放射線測定の信頼性確保に関連し、保安措置ガイドを改正した。また、当該使用者等に向けて説明会を行った。</p> <p>・政令第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設に係るグレーデッドアプローチを考慮した重要度評価手法について、令和4年度より事業者と計4回の意見交換を実施し、令和5年度第14回原子力規制委員会(令和5年6月7日)にて了承した。以降、本評価手法の実運用を開始している。</p>
エ	・令和4年度第44回原子力規制委員会(令和4年10月12日)で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。	A	<p>・「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、検査制度に関する意見交換会合にて、PRAモデル適切性確認の状況の報告、ATENAから使用前事業者検査の対象範囲に関する検討状況の聴取を行った。</p> <p>・令和5年9月に原子力規制庁職員3名を米国NRCに派遣し、エンジニアリング検査の視察を実施した。その調査結果を基に設計管理検査ガイドの見直しの方向性について意見交換会合で議論した。</p> <p>・検査官の力量向上のため、未稼働プラントを担当している原子力規制事務所の検査官2名を、稼働プラントを担当している原子力規制事務所へ派遣した。</p> <p>・検査気付き事項のスクリーニングガイドにおいて、実績を基に軽微事例集を制定した。</p> <p>・政令第41条非該当使用者等の放射線測定の信頼性確保に関連し、保安措置ガイドを改正した。また、当該使用者等に向けて説明会を行った。【再掲】</p> <p>・令和4年度の総合的な評定に当たっては、検査指摘事項が多かった関西電力高浜及び美浜発電所について、令和5年度以降の検査計画において留意すべき事項を示した。</p>
オ	・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用したか。	A	<p>・審査の中で原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則等への適合性を厳正に確認した。</p>

	・政令第 41 条非該当使用施設については、品質管理に必要な体制の整備に関する許可基準に係る審査において必要となる申請書類を明確にするため、核燃料物質の使用等に関する規則等を改正した。
--	--

施策名	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 4 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 4 節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I)</p> <p>・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)</p> <p>・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(II)</p> <p>・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき運用を行う。(I)</p> <p>・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III)</p> <p>※₁:これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I)</p> <p>・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)</p> <p>・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(III)</p> <p>・最終処分に係る安全研究を進めるにあたり、安全研究の実施方針を検討する。(III)</p> <p>・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。(I)</p> <p>・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進め、適切に運用する。また、新制度等について分かりやすい説明に努める。(III)</p> <p>・事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(III)</p> <p>※₂:福井県クリアランス集中処理事業について、県・資源エネルギー庁と議論し、審査を行う上での技術的論点を整理する。(II)</p>			
※ ₁ :誤字修正			
※ ₂ :6 月 21 日の委員会において、クリアランス集中処理事業の論点を検討するために、県・エネ庁との意見交換を行うことが了承されたため、追加策定。			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。	A	<p>・審査進捗状況表について、原子力規制委員会で設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスの報告を受けた。また、本体施設及び特定重大事故等対処施設以外の審査案件についても網羅的にリスト化し、審査状況の報告を受けた。</p> <p>・外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、審査進捗状況表等を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</p> <p>・さらに、試験研究炉等については、申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する作業を行った。また、担当部署内での会議等を通じて、各審査班の審査状況及び課題の明確化を図った。</p>
イ	・業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	A	<p>・実用炉においては、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」及び「実用炉審査プロセスマニュアル」を改正し、原子力規制委員会です承した審査方針等を文書内に取り入れ、運用の明確化を図った。</p> <p>・試験研究炉等については、試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新を行った。また、原子炉等規制法等に定められている手続のうち、研審部門が所掌する全ての手続を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用するとともに、自ら発見した不適合に対する是正処置としてチェックシートの見直しも行った。試験炉に係る事例集については、多数の許認可審査案件に注力したこと、また、文部科学省の旧内規の精査に時間を要したことから、令和5年度は作成に着手することはせず、令和6年度に長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書に重点を置いて整備を進める方針である。使用施設に係る事例集のうち火災、閉じ込め及び遮蔽については、整備が完了したため、令和6年3月に意見交換会で紹介する見込みであり、残りの事例集は令和6年度以降に順に整備する予定である。【再掲】</p> <p>・核燃料施設の審査については、再処理・加工・貯蔵・廃棄・輸送すべての「審査業務の流れ」について全体的に見直しを図り、改訂・HP 公開を行った。また、「核燃料施設審査プロセスマニュアル」を改正するとともに、当該マニュアル及びそれに紐づく各班</p>

		<p>の下部マニュアルを関係者に対して共有した【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等に関する審査については、地震・津波審査プロセスマニュアルの主に形式面の記載内容の見直しを行った。【再掲】 ・福井県クリアランス事業について、規制上の取扱いを検討をする上での論点を整理し、福井県、資源エネルギー庁との意見交換を開始した。法律的な論点はおおむね解決され、今後、審査を行う上での技術的な論点について詰めていくこととなった。 	
ウ	<p>・令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で了承した方針に基づき、審査プロセスの改善の取組を継続的に進めたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」に基づき、審査を着実に進めた。 ・例えば、北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善のための工夫を講じた。具体的には、公開ラップアップとして、審査会合の最後に新基準適合性審査チームからの指摘事項を確認し、相互の認識共有を図った。また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、おおむね月に1回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。 ・試験研究炉等の審査については、審査会合における原子力規制庁からの指摘が、書面では伝えづらいものについてはイメージ図を作成し、審査会合において事業者と共通理解となっているかを確認した。 ・審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。 ・審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。具体的には、日本原燃については、原子力規制委員会で了承した審査の進め方に基づき審査を行っているものの、審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当の指定職・安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。 ・審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年度に事業者との公開の意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持った上で審査を進めた。 ・地震・津波の審査については、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を行った。特に、北海道電力泊発電所3号炉、日本原電敦賀発電所2号炉における審査については、審査会合の場で文書化し、より確実な認識共有を図っている。 ・事業者の対応方針を確認し、早い段階から指摘を行うための審査会合を追加的に開催した。具体的には、第1152回審査会合において、中部電力浜岡原子力発電所3・4号炉における基準津波の策定に関する評価方針の確認を行った。 ・重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数(2回程度)に関わらず柔軟に審査会合を開催した。具体的には、日本原電敦賀発電所2号炉の審査において、補正申請の概要、今後の審査の進め方等に係る審査会合等を1回のヒアリングで実施した。 ・審査資料上議論のある論点について、議論の前提となる認識を共有し、審査を円滑に進めるために、現地調査を4回(女川、島根、泊、敦賀)・現地確認を3回(東通、川内、島根)行った。 ・従来からの検査グループとの定期的な情報交換に加え、審査が終了した案件の情報共有を追加で行うなど、審査部門と検査部門の連携を強化した。
エ	<p>・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットの検討プロセス」に基づき運用を行えたか。</p>	-	<p>令和5年度において、バックフィットの検討に該当する事例はなかった。</p>
オ	<p>・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、PRAモデルの適切性に係る面談を12回、事業者と実施した。 ・確率論的リスク評価(PRA)モデルの改善及び範囲拡大として関西電力高浜1・2号機、美浜3号機及び東京電力柏崎刈羽7号機のPRA適切性確認を実施しており、令和5年8月28日の検査制度に関する意見交換会合でそれらの検討状況を中間報告した。さらに関西電力高浜1、2号機及び美浜3号機のモデルの適切性確認結果を令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日)において報告を受けた。

カ	・試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。	A	・試験炉に係る重要度評価手法の作成に着手し、事業者面談の中で、検討方針に対する意見聴取を行った。聴取した意見を鑑みて引き続き検討を行っていく。
キ	・施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等を調査するなどして検討を開始したか。	A	・日仏規制情報交換会合において、サイクル施設の検査におけるグレーデッドアプローチの適用に係る意見交換を行った。
ク	※ ₃ これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	A	<p>・日本原燃については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行っているものの、審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当の指定職・安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。</p> <p>・審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年度に事業者との公開の意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持った上で審査を進めた。【再掲】</p> <p>・また、担当部署内で勉強会を実施し、グレーデッドアプローチの考え方をはじめ、関連事項として安全性向上評価や長期施設管理方針等について認識を共有し理解を深めた。また、当該部署の安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。</p> <p>・試験研究炉について、JAEA 常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なものの、施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査結果案を取りまとめ、設置変更許可を行った。また、新規制基準に係る設計及び工事の計画認可の第1分割申請(全2回)について処分を行った。</p> <p>・JAEA 大洗廃棄物管理施設について、グレーデッドアプローチの観点から新規制基準に適合した許可の一部(竜巻に対する設計方針)を変更する設置変更許可の処分を行った。</p> <p>・標準応答スペクトルの評価を踏まえた設置変更許可(承認)申請について、他施設における審査実績も踏まえた審査を行った上で京都大学研究用原子炉(KUR)及びJAEA 高温工学試験研究炉(HTTR)の設置変更許可(承認)の処分を行った。</p> <p>・JAEA 原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設、原子力科学研究所STACY(定常臨界実験装置)及び京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置(KUCA)の設計及び工事の計画認可並びに原子力科学研究所原子炉施設及び京都大学複合原子力科学研究所の保安規定変更認可の処分を行った。</p> <p>・核燃料物質使用施設において、該当施設6件及び非該当施設 10 件の(変更)許可(承認)、保安規定変更認可5件、非該当施設における合併認可1件の処分を行った。</p>
ケ	・廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。	A	<p>・実用炉については、九州電力玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の性能維持施設の変更並びに中部電力浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置段階の移行に係る廃止措置計画変更認可申請に対して認可処分を行うとともに、中国電力島根原子力発電所1号炉の原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の計画の具体化等に係る廃止措置計画変更認可申請について、審査会合等で審査を行った。</p> <p>・試験研究炉等については、JAEA バックエンド対策監視チーム会合を3回開催し、JAEA によるバックエンド対策や廃止措置の進捗状況等の確認を行うとともに、JAEA による廃止措置が安全・確実に進められるよう監視した。</p> <p>・廃止措置中の JAEA ふげんについて、使用済燃料の海外再処理に係る設置変更許可申請があり、審査基準への適合性を確認し、審査の結果の案を取りまとめ、第 59 回原子力規制委員会(令和6年1月17日)にて設置変更許可の処分を行った。</p> <p>・廃止措置中の JAEA 人形峠環境技術センター加工施設について、1件の保安規定変更認可の処分を行った。</p> <p>・JAEAもんじゅの廃止措置について、もんじゅ安全監視チーム会合を1回開催し、しゃへい体等の取り出し作業等の状況を確認した。</p> <p>・日本原燃廃棄物埋設施設の保安規定変更認可及び中国電力島根原子力発電所に係るクリアランス認可の処分を行った。日本原電東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所の事業変更許可申請並びに日本原電敦賀発電所及び中部電力浜岡原子力発電所に係るクリアランス認可申請について審査基準への適合性を確認しているところ。</p> <p>・非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められるよう監視した。</p>

		<p>に進められることを確認し、1件の廃止措置計画認可の処分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査については、JAEA もんじゅ、ふげん、東京電力福島第二原子力発電所、日本原電東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況確認を行った。 ・核燃料施設の検査については、三菱電機神戸製作所、石塚硝子株式会社及び花輪鉱山株式会社の廃止措置の終了に係る法定確認を行い、確認証を発行した。 	
コ	・東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の審査については、令和5年5月に申請された JAEA 東海再処理施設の安全性向上や設備保全等のための工事に係る廃止措置計画変更認可申請を、東海再処理施設安全監視チーム会合において議論を進め、令和5年 10 月に処分を行った。 ・東海再処理施設安全監視チーム会合を3回開催し、高レベル放射性廃液のガラス固化処理状況、安全対策工事の進捗状況及び工程洗浄の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。引き続き廃止措置を監視する。 ・核燃料施設の検査については、東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況確認を行った。
サ	・最終処分に係る安全研究の実施方針の検討を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の実施方針を定めた「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和6年度以降の安全研究に向けて)」を、令和5年度第 21 回原子力規制委員会(令和5年7月 12 日)で了承した。また、同方針を踏まえて放射線・廃棄物研究部門内に具体的な研究計画の検討体制を確立し検討を進めた。令和6年度、検討成果に基づいて安全研究個票を作成する予定。
シ	・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月に従来の規定を改めて3S に関する実務的な運用方針を定め、許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを定着させた。あわせて、関係部署間で新たな運用について意見交換する会議を2回、事業者との間で影響評価の視点の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。 ・実用炉の審査については、核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、面談に参加するなどして連携して確認を行った。 ・3S の連携の強化のため、関係部署で定期的に打合せを実施し、情報共有に努めた。 ・これらの対応に加えて、3S 関係部署での連携方法の改善について整理し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。当該方法により、申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有できるようになり、当初の目標を上回る成果(3S 関係部署の連携の強化)を得られた。 ・また、日本原燃については、施設の特徴から3S 連携が特に重要な施設であり、原子力規制委員会資料にもあるようにその審査等における経験は、その他の事業等にも活かすことができると考えられることから、面談等で日本原燃における3S インターフェースに係る取組状況、今後の対応方針等について確認し、改善に向けた必要な指摘等を実施した。 ・原子力規制検査については、原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上及び保障措置上の気付き事項を核セキュリティ部門・保障措置室に伝達するとともに、当該部門からの状況等を検査官と連携するために、検査官会議等の情報共有する場を設けた。さらに保障措置に関しては、検査官向けの勉強会にて保障措置業務の概要を説明する場を設け、検査官に対して保障措置活動について知識の共有を図った。また、核物質防護対策官会議と検査官会議の共同セッションを令和5年12月18日に実施した。 ・検査プロセスマニュアルに、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行う等関係部署と必要な連携を図ることを業務の達成基準に加え、核セキュリティ等のインターフェースの強化に向けて整備を行った。
ス	・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進められたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な規定類について、「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」を4回開催して検討を行った上で令和5年9月までに全て決定し10月1日に改正法の一部を施行した。 ・特に、設計の古さへの対応や追加点検の内容について重点的に検討を行い、規定の内容に反映するとともに、設計の古さのうち長期施設管理計画制度では対応が難しい部分について、“差分”と“欠け”に区分して対応することとした。それを受け、具体的な対応について、炉安審・燃安審及び CNO 意見交換会での議論を開始した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・高経年化対策に係る新制度への以降に向けた審査対応に向けて、審査チームの体制を見直すなど、人事異動や各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。
セ	※ ₄ 高経年化した発電用原子炉について、10月1日の準備行為の施行以降も、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・長期施設管理計画の審査については、令和5年10月1日に準備行為期間が開始され、最初の申請案件である関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉の申請を受理し、審査を進めている。 ・従来の制度に基づく運転期間延長及び高経年化技術評価の審査についても、引き続き厳正に実施した。運転期間延長認可申請については、九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の認可を行った。
ソ	・高経年化した発電用原子炉について、新制度の資料の充実を図る等、理解の促進に努めたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の概要を説明するパワーポイント資料、国民の疑問に端的に答えるQ&Aを作成した。特にQ&Aについて、劣化が予測以上に進まないかという疑問に答えるため、予測・評価の方法が持つ保守性を一貫した論理で説明することに重点を置いた。また、職員アンケートにより資料の分かりやすさを評価する新たな取組を行った。 ・九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の運転期間延長認可に係る審査結果や高経年化した発電用原子炉に関する規制制度等について、地元自治体からの要望に応じて説明を行った。説明に当たっては、分かりやすい資料を活用し、理解の促進に努めた。
タ	・新たな炉型について、事業者から提案された場合、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討できたか。	-	・新たな炉型について、事業者から提案されていない。
チ	・新たな炉型について、事業者から提案された場合、必要に応じて、意見交換等を行えたか。	-	・新たな炉型について、事業者から提案されていない。
ツ	※ ₅ 福井県クリアランス集中処理事業について、審査を行う上での技術的論点を整理したか。	A	・令和5年度第17回原子力規制委員会(令和5年6月21日)において、県・エネ庁との意見交換を行うことを了承し、「福井県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合」を3回行い、法律的・技術的な論点を整理して検討した。

※₃:誤字修正

※₄:「高経年化した発電用原子炉について、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。」から、GX 電源法の一部施行に伴い、10月1日から準備行為としての認可申請が可能になったため、変更。

※₅:6月21日の委員会において、クリアランス集中処理事業の論点を検討するために、県・エネ庁との意見交換を行うことが了承されたため、追加策定。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価				定性指標	定量指標
		(1)原子炉等規制法に係る規制の実施		A(S評価:1、A評価:9)	A評価:3件
		(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善		A(A評価:20)	
		(3)改正原子炉等規制法の着実な施行		A(A評価:5)	
		(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		A(S評価:3、A評価:12、評価なし:3)	
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施					
オ	S	追加検査は、原子力規制検査で重大な事案に対して行うものであり、その重要性から、検査の実施状況について原子力規制委員会から適時・適切に報告すると共に、検査の方針や確認の視点なども同委員会での議論を踏まえ定めるなど、慎重に進めてきたところである。このため、検査時間として当初 2,000 人・時間を想定していたところ、最終的に 4,268 人・時間となり、また、原子力規制委員会として初めて、関係者の具体的な行動やふるまいを確認する検査手法である行動観察を採用するなど、厳正に検査を実施した。		東京電力による改善措置活動の実施状況については、基本検査において引き続き監視していく。	
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善					
(3)改正原子炉等規制法の着実な施行					
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応					
シ	S	3S の相互影響を踏まえた審査については、従来からの対応に加えて、3S 関係部署での連携方法の改善について整理の上、「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を制定し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。これにより、許認可申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S 関係部署の連携の強化)を得られたことから「S」とした。		来年度も引き続き「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有を行い、3S 関係部署の連携の強化に取り組んでいく。	
ス	S	高経年化に関する新制度については、原子力規制委員会委員4人が参加する検討チームにおいて、設計の古さや追加点検について重点的に検討を行い、規定への反映、対応方針の決定を行った。それらの重要課題を解決した上で、改正法が定める期限より2か月早い令和5年10月1日に一部施行ができた。また、審査チームの体制を一部施行までの間に速やかに構築することができたことから「S」とした。		高経年化した発電用原子炉施設の新たな規制制度の本格施行に向けて、必要な審査体制を整備するとともに、準備行為期間中になされる長期施設管理計画認可申請等について、厳正かつ着実に審査を行う。	
ソ	S	高経年化の新制度の理解促進については、劣化が予測以上に進まないかという重要な疑問に答えることに重点を置いたQ&Aを作成し、また、分かりやすさを職員アンケートにより評価するという新たな取組を行ったことから「S」とした。		高経年化した発電用原子炉施設の審査の進捗などを踏まえて、新制度の概要を説明する資料やQ&Aの更新等を行い、高経年化した発電用原子炉についての新制度の説明に努める。	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)							
施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。 <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響する場合があることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。 						
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,484	4,334	4,415	4,953	
		補正予算(b)	▲3	0	1,354	126	
		繰越し等(c)	0	0	▲1,330	1,203	
		合計(a+b+c)	4,481	4,334	4,169	6,282	
執行額(百万円)		4,417	4,212	4,049	6,043		

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	—	0件	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
	0件	0件	0件	0件	0件			

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I) 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。(II) 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I) 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(II) 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II) 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(II) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査(サイバー関係を除く。)については、2月末時点で103件実施し、原子力規制委員会臨時会議にて四半期ごとに検査結果の報告を受けた。期間中、四国電力伊方発電所に対する出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所に対する物理的防護及び立入承認に関する指摘(いずれも、重要度:緑、深刻度:IV)をした。また、情報システムセキュリティ対策に係る検査は10件で、そのうち設計基礎脅威改正審査基準に基づき認可した核物質防護規定で定めた防護措置の実施状況について、4件の検査を実施した。 核物質防護規定の変更認可申請については、より多角的かつ多面的な視点で組織的に審査を推進した結果、2月末時点で39件認可した。また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等を踏まえて改正した核物質防護措置に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき提出された同規定の変更認可申請は、全21件のうち12件の認可処分を完了した(令和5年度中にはすべての認可処分手続が完了する見込み)。令和4年に改正した原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準に基づき提出された核物質防護規定の変更認可申請の審査については、令和5年度第58回原子力規制委員会臨時会議(令和6年1月10日)において、関西電力美浜発電所の審査結果の案の取りまとめ及び他の事業所の審査方針が了承し、令和6年2月26日に認可した。
イ	検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報システム防護に係る審査及び検査等の実績を踏まえ、今後の検査における着眼点を整理して、事業者連絡会(令和5年8月23日)で事業者にも提示するなど、核物質防護に係る規制の定着に向けた活動を行った。
ウ	原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 現地核物質防護対策官を通して、適時に原子力規制事務所職員へ核物質防護の教育を実施するとともに、セーフティとセキュリティに係る気づき事項等の情報共有を図っている。 検査監督総括課で主催している検査官会議に2回、人事課で主催している事務所長会議に1回、核セキュリティ部門も出席し、セーフティの検査官からのセキュリティに係る気づき等の情報共有を行った。また、令和5年12月に開催した核物質防護対策官会議及び検査官会議は一部を合同で行い、核セキュリティに関連する検査気づき事項や指摘事項の共有を図ることができた。
エ	新たに配置する原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施する。	A	<ul style="list-style-type: none"> 新たに配置された9名の現地核物質防護対策官に対し、原子力検査官基礎研修を受講させた。
オ	日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気づき事項等の情報を本庁のチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 現地核物質防護対策官とは、毎日の会議を通じて緊密な連携を取り合い、日常巡視で発見した気づき事項等の情報を共有し、チーム検査に活かしている。その他、毎週その他施設で実施された検査結果報告をテレビ会議で共有するなど、密に原子力規制事務所と本庁核セキュリティ部門間の連携を図った。
カ	放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 事業所に対して行う立入検査については、年間計画(43事業所実施予定)に基づいて、年度内に43事業所に対して必要な立入検査を適切に実施する見込みである。令和元年度から開始した防護措置に係る検査について、全ての特定RI事業所に対して初回の立入検査が終了した。
キ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに、講習申込者に係る特定RI事業所の所属や受講課目免除要件の確認を行い、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。

ク	・核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し必要な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。	A	・令和4年度に引き続き事業者との意見交換会合を令和5年4月20日、同年6月16日及び同年9月29日に開催した。事業者との意見交換等を踏まえ、令和5年度第43回原子力規制委員会(令和5年11月14日)において、審査基準及び核物質防護規定の記載要領(以下「記載要領」という。)の改正について、原子力事業者を対象とした意見聴取を行うことを了承し、令和5年度第61回原子力規制委員会(令和6年1月24日)において、意見に対する回答を取りまとめるとともに、審査基準及び記載要領の改正を決定した。
ケ	・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や人員の拡充を含めた体制整備を行ったか。	A	・審査基準改正を踏まえ、今後実施するサイバー攻撃対処訓練に係る検査の着原点を取りまとめた。また、情報セキュリティ対策に係る審査及び検査の人員を拡充した。
コ	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善策の確認を行ったか。	A	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討への対応方針について、令和5年8月末に事業者から中間的な報告を受けた。なお、令和6年3月末までに事業者から最終報告を受ける予定。

施策名	(2)保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)</p> <p>・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)</p> <p>・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和4年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和5年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。
イ	・指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	・指定機関における業務が確実に履行されるよう速やかな契約締結、予算の執行管理を行った。 ・令和5年1月に日本原燃において発生した全消灯事象に関して、指定機関から提出された報告書に記載のとおり、再発防止策、水平展開、継続展開が適切に実施されていることを、六ヶ所保障措置センターにおける日々の監督業務を通じて確認を行った。
ウ	・我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	・IAEA 専門家会合(令和5年4月及び10月)における事故施設に係る保障措置手法のガイドラインの作成を行い、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。さらに、DOE(INSEP)主催のSG セミナーでの日本の検認活動の良好事例の紹介(令和5年6月)、ESARDA(令和5年4月)や、IAEA Webinar(令和5年7月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSIN)(令和5年11月)、SSAC トレーニングコース(令和5年12月)での日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)</p> <p>・原子力規制事務所による日常巡視等において核物質防護対策上の課題を検出し適切に対応できるよう、本庁検査グループや原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)</p> <p>・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、その中で確	S	・令和5年4月に従来の規定を改めて3S に関する実務的な運用方針を定め、許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを定着させた。あわせて、関係部署間で新たな運用について意見交換する会議を2回、事業者との間で影響評価の視点

<p>認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。</p>	<p>の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)で報告された「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を踏まえ、安全に係る申請等がなされた際には、担当部署から核セキュリティ部門及び保障措置室等の関係部署に対し、核セキュリティ及び保障措置の影響を適切に情報共有した。 ・令和5年4月に原子力規制部及び放射線防護グループにおいて制定した3S インターフェースに係る運用紙や同月に原子力規制委員会で報告を受けた3S インターフェースの取り組み強化に係る今後の対応方針を踏まえ、核燃料審査の担当部署がリーダーシップをとって3Sに係る影響評価の情報共有・確認方法等を整理するとともに、定期的に3S 関係部署による意見交換等を実施し、日々改善を行いながら3Sに係る取り組みの強化に努めた。 ・3S の連携の強化のため、関係部署で定期的に打合せを実施し、情報共有に努めた。【再掲】 ・これらの対応に加えて、3S 関係部署での連携方法の改善について整理し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。当該方法により、申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S 関係部署の連携の強化)を得られた。【再掲】 ・核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からセーフティ担当部署への照会については、当該部署が原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、セーフティ担当部署も面談に参加するなどして連携して確認を行った。 ・また、核セキュリティ部門から、核セキュリティに係る申請等による安全上への影響等の情報共有が規制部内担当部署になされた際には、当該部署においてその内容を確認し、影響の確認を行うことで、インターフェースの強化に資するとともに、審査業務を適切に行った。 ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化を目的とした関係部署との打合せや事業者との面談に審査官を出席させ、必要な情報共有を行った。【再掲】 ・原子力規制事務所との情報共有について、課題を克服するため、コミュニケーションツールを活用した情報共有の仕組みを新たに設け、令和5年8月から運用を開始した。さらに、検査面での3S の連携を図るとともに、検査担当課室が主催している検査官会議等において、保障措置活動の説明等を行うことで保障措置に係る理解醸成を図った。 ・3S の連携については、これまでの原子力規制事務所との情報共有の仕組みを継続して運用するとともに、本庁においても原子力規制企画課等が実施する3Sに係る関係課室の定期的な会議に出席し、情報共有のための仕組みを構築するなど運用の改善を図り、事業者を含めた密な連携を取ることができた。また、検査官会議や安全審査の資格継続講習における3S の合同セッションにおいて、セキュリティに係る、セーフティや保障措置との連携をより深めることができた。 ・また、日本原燃については、施設の特徴から3S 連携が特に重要な施設であり、原子力規制委員会資料にもあるようにその審査等における経験は、その他の事業等にも活かすことができると考えられることから、面談等で日本原燃における3S インターフェースに係る取り組み状況、今後の対応方針等について確認し、改善に向けた必要な指摘等を実施した。【再掲】
<p>イ ・原子力安全の検査官に対する核物質防護に関する教育を継続的に実施したか。また、原子力規制事務所や本庁検査グループに対して、核セキュリティに関連する検査気づき事項や指摘事項の共有を図れたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地核物質防護対策官を通して、適時に核物質防護の教育を実施するとともに、原子力安全に係る検査官とセキュリティに係る気づき事項等の情報共有を図っている。 ・情報システム防護に係る気づき事項について、現地核物質防護対策官を通じて共有を受けた情報をチーム検査における確認内容に反映させるなどして、検査の継続的な改善につなげることができた。 ・検査監督総括課で主催している検査官会議に2回、人事課で主催している事務所長会議に1回、核セキュリティ部門も出席し、セーフティの検査官からのセキュリティに係る気づき等の情報共有を行った。また、令和5年12月に開催した核物質防護対策官会議及び検査官会議は一部を合同で行い、核セキュリティに関連する検査気づき事項や

		<p>指摘事項の共有を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月 25 日)で報告された「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応状況」により、検査等の実務において連携強化して取り組んでいるところである。 ・検査官会議において、核セキュリティ部門からの情報提供に加え、保障措置室からの情報提供を追加して、検査官に対して情報共有を行った。さらに保障措置に関しては、検査官向けの勉強会にて保障措置業務の概要を説明する場を設け、保障措置活動について知識の共有を図った。また、12 月 18 日開催の検査官会議は、核セキュリティ部門が主催する核物質防護対策官会議と合同で行った。 ・検査プロセスマニュアルに、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行う等関係部署と必要な連携を図ることを業務の達成基準に加え、核セキュリティ等のインターフェースの強化に向けて整備を行った。
ウ	<p>・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確認することができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事案対策室と連携し、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」に参画し、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して検討し、課題を抽出した。課題に対して、改善策を立案し、訓練で改善策の有効性を確認した。この他、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応については、部門内の体制を構築するなど、改善を進めている。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1)核セキュリティ対策の推進		定性指標	定量指標
	(2)保障措置の着実な実施		A(A評価:10)	A評価:1件
	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化		A(A評価:3)	
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)核セキュリティ対策の推進				
(2)保障措置の着実な実施				
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化				
ア	S	3Sの相互影響を踏まえた審査については、従来からの対応に加えて、3S関係部署での連携方法の改善について整理の上、「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を制定し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。これにより、許認可申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S関係部署の連携の強化)を得られたことから「S」とした。	令和6年度も引き続き「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有を行い、3S関係部署の連携の強化に取り組んでいく。	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)							
施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の調査・分析 (3)放射線モニタリングの実施		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院 附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	(1)廃炉に向けた取組の監視 ・実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。 (2)事故の調査・分析 ・事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。 ・関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。 (3)放射線モニタリングの実施 ・事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。						
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること						
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	7,153	7,050	7,251	7,259	
		補正予算(b)	129	672	662	493	
		繰越し等(c)	▲183	▲384	85	▲0.2	
		合計(a+b+c)	7,099	7,339	7,998	7,752	
執行額(百万円)		6,461	6,338	7,226	6,886		

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(2) 事故の調査・分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	—	5回	5回	6回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	3回	6回	3回		
		—	—	12回	10回	7回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A

施策名	(1)廃炉に向けた取組の監視	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)</p> <p>・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)</p> <p>・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、長期的に安定な保管・管理に向けた方針を策定する。(III)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<p>・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。</p>	A	<p>・令和5年4月1日から令和6年2月29日までに、特定原子力施設監視・評価検討会(以下「1F 検討会」という。)を5回開催し、中期的リスクの低減目標マップ(以下「リスクマップ」という。)に示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のために設置したオンライン会議システムを継続して利用し、対面開催と併用した活用を行った。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を継続して行った。</p> <p>・実施計画の審査・検査やトラブル事案等多岐にわたる課題を議論するために令和4年に設置した特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合(以下「1F 技術会合」という。)を同期間に8回開催し、実施計画の審査等の技術的な課題を議論するとともに、水処理廃棄物の固化処理に向けた保管・管理の方針についても議論を行った。</p> <p>・令和5年度内の主要な目標については、ALPS 処理水の海洋放出開始、分析体制強化の取組の開始など、1F 検討会、1F 技術会合、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。</p>
イ	<p>・実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。</p>	S	<p>・実施計画の変更認可申請について、12件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和5年4月1日時点での審査中件数は9件、20件新規で申請を受理し、12件を認可、現時点で審査中の件数は16件)。</p> <p>・現地検査官とオンライン会議等を通じて密に連絡を取ることで、現場の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて原子力規制庁から出張して保安検査を実施する等、状況に応じた検査を実施した。</p> <p>・検査等業務を円滑に実施するために、原子力規制庁内の関係部署間での調整及び事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有効活用を図った。特に、実施計画の審査のための事業者との面談や原子力規制庁内の連絡会を通じて検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映することにより業務の円滑化を図った。検査に当たっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認するとともに、要領書に基づき厳正かつ適切に実施した。</p> <p>・令和5年度第3四半期実施計画検査において、増設ALPS配管洗浄作業中に洗浄廃液が飛散し身体汚染が確認された事案について、事案の発生直後から保安検査を実施し、第110回1F検討会で、東京電力による作業管理がなされなかったこと等、実施計画の不履行が確認されたため、その影響度を勘案し、軽微な違反と判断できるとの暫定的な評価を示した。第111回1F検討会で、その再発防止策の妥当性について保安検査による確認結果の報告を行った。それらについては、原子力規制委員会にて併せて報告を受け、実施計画違反とその影響度、再発防止策の妥当性について了承した。</p> <p>・使用前検査及び溶接検査において、標準処理期間内に終了証の交付を行った。</p> <p>・施設定期検査において、令和5年度の検査方針に基づき、検査要領書を令和5年7月10日付けで制定、事業者の検査計画に応じて第3四半期より検査を実施した。</p> <p>・ALPS処理水の処分に当たっては、令和5年5月に審査書案に対するパブリックコメントを精査し、認可処分を決定した。5月及び7月にはALPS処理水に係る保安検査について原子力規制委員会にて報告を受け、ALPS処理水海洋放出設備における運用体制及び運転管理等について、いずれも実施計画に基づき適切に整備されていることを確認した。また、ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設に関する工事について、使用前検査要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施し、移送設備、希釈設備及び放</p>

		水設備について、令和5年7月7日付けで使用前検査終了証を交付した。また、施設定期検査の確認項目として、ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設のうち、令和5年3月に供用開始した測定・確認用設備を追加した。 ・IAEA レビューや関心のある海外諸国に対し、担当の原子力規制委員と関係部署とで丁寧な説明・対応を行った。また、IAEA 包括報告書では、原子力規制委員会によるALPS 処理水の海洋放出に対する取組が、関連する国際安全基準に合致していると結論づけられた。
ウ	・実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	A ・審査を要しない記載変更等については、その処理を合理化する運用を既に開始している。 ・また、合理的な審査に向けて、撤去工事に係る申請の要否、放射性物質を内包する容器等を取り扱う際の落下防止措置等の審査方針及び実施計画に記載すべき施設・設備の耐震性に係る説明事項の明確化について整理し、文書化した。
エ	・水処理廃棄物に関しては固化処理に向けた方針、今後新たに生ずる建屋解体物等に関しては放射能濃度や性状等に応じた保管・管理に向けた方針を策定できたか。	A ・令和5年3月に改定した中期的リスクの低減目標マップにおいて特に優先して取り組むべき課題と位置づけた固形状の放射性物質に係る分野について、本分野の目標に対する進め方を東京電力に提示し、議論の結果、今後の取組の方向性を明確にした。また分析体制強化に係る国側の取組を聴取し、引き続き政府全体で取り組むべき課題であることを確認した。

施策名	(2)事故の調査・分析	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>※・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について、令和5年度に実施する実験結果等の公表を目指す。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p> <p>※「…必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)」から、令和5年度末に公表、発表するコンクリート実験結果を中間取りまとめに記載するため変更。</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	※事故調査・分析の検討内容について、国内外からのニーズに応じて令和5年度に実施するコンクリート加熱実験、水素燃焼実験等の結果等を国内外に公表、発表することができたか。	A	<p>・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を6回実施し、1号機原子炉格納容器下部のペDESTALで確認されたコンクリート損傷事象の解明に資するための模擬コンクリート供試体の作成及び当該供試体等を用いたコンクリートの化学組成の分析や加熱試験の実施、事故初期に観測された1号機及び3号機における高線量率の発生要因、福島第一原子力発電所敷地内外における事故時のモニタリングポストデータ等に関する検討を行い、BWR では事故の初期段階で原子炉建屋内に人が侵入することが困難程度の放射線量率になることなどの知見を得るとともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議論を行った。これらの得られた知見等については、令和6年3月の東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会に公表する。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所等にて計17回の現地調査を実施し、1号機原子炉建屋内のRCW系統(原子炉補機冷却系統)の設備の線量率調査、屋外の切断した1号機SGTS配管の線量率調査等を実施した。</p>
イ	・積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。	A	<p>・令和5年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に7回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</p> <p>・令和5年6月に開催されたOECD/NEA/FACEプロジェクト第3回会合にて、1F事故分析に係る最近のトピックについて説明した。</p> <p>・令和6年1月に開催されたOECD/NEA/FACEプロジェクト第4回会合にて、原子炉建屋内の水素挙動に関する検討状況について説明した。</p>
ウ	・日本原子力研究開発機構との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。	A	<p>・事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めているN-ADRES更改作業に事故分析の担当部署が協力し、データベース化を行うデータの種類や量などシステムの仕様の検討に必要な情報について共有するとともに、フォルダ構成案等について提案した。また、データベースに掲載するデータの整理を進めた。</p>
エ	・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	A	<p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析に</p>

よって得られたデータの共有等について議論を行った。

※「事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。」から、令和5年度末に公表、発表するコンクリート実験結果を中間取りまとめに記載するため変更。

施策名	(3)放射線モニタリングの実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリング、その他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	A	・環境放射線モニタリングの結果については随時放射線モニタリング情報ポータルサイトで公表している。また、当該結果について解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として第1～3四半期分をホームページに公表した。
イ	・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。	A	・福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストの点検・校正を継続的に実施し、故障等が発生したモニタリングポストについては、修理等迅速に対応している。また、通信方式の切替等、モニタリングポストの更新を計画的に実施している。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
施策毎の評価		(1) 廃炉に向けた取組の監視	定性指標 A(S評価:1、A評価:3)
		(2) 事故の調査・分析	定量指標 A(A評価:4) A評価:2件
		(3) 放射線モニタリングの実施	A(A評価:2)
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 廃炉に向けた取組の監視			
イ	S	<ul style="list-style-type: none"> ALPS 処理水の海洋放出に係る審査・検査については、実施計画変更認可申請に係る審査では通常実施しない任意の科学的・技術的意見の募集も行い、精査・考え方の作成の時間を含め適時処分等を進めた。 令和5年8月にALPS 処理水の海洋放出が開始され、廃炉を進めて行く上で重要な一歩になった。 国際対応として、IAEA レビューミッション等、様々な説明・対応を丁寧に行い、国際社会の理解の熟成に繋がった。 	・引き続き保安検査や施設定期検査を通じて、認可した実施計画に沿ってALPS 処理水の海洋放出が行われることを確認していく。
(2) 事故の調査・分析			
(3) 放射線モニタリングの実施			

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。 <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照) 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。 <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。 <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。 <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	15,808	15,695	16,832	16,017	
	補正予算(b)	3,527	5,015	3,436	4,436	
	繰越し等(c)	▲945	694	1,161	▲850	
	合計(a+b+c)	18,391	21,404	21,429	19,603	
	執行額(百万円)	16,950	19,999	18,840	17,600	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)		5%	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
			8%	5%	5%	5%		

	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和5年度の原子力事業者防災訓練を全38事業所において実施することを目標値とする。 (*北陸電力株式会社は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響による復旧作業等のため、当初令和6年2月に予定していた原子力事業者防災訓練を延期した。年度内に訓練を実施できるかは未定である。	A
(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県)の環境放射能水準調査結果の公表)	366日分	365日分	365日分	365日分	366日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を366日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(1) 放射線防護対策の推進 ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I) ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	・放射線審議会第159回総会(令和5年7月28日)及び第160回総会(令和5年12月7日)を開催し、屋内ラドンの対応の在り方やICRP2007年勧告の取り入れに係る今後の進め方を報告するなど、放射線審議会の調査審議に貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を行った。
イ	・岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討を進めたか。	A	・放射線審議会第159回総会(令和5年7月28日)を開催した際、過去に我が国で実施された屋内ラドンの全国調査の結果を取りまとめて報告し、さらに第160回総会(令和5年12月7日)を開催した際、屋内ラドンの今後の検討の進め方を示し、放射線審議会における屋内ラドンの対応の在り方についての審議に貢献した。また、精油所のスケールやチタン産業等における副産物等に関して作業環境等の実態を第161回総会で報告する見込みである。加えて、屋内ラドンに係る諸外国の動向に関する委託調査を実施した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3.11 報告第5章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I) ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II) ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	・許認可等申請について、審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行うこと等により、審査を適切に実施し、令和5年度においては許認可等の処分を約290件行った。
イ	・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。	A	・RI法におけるクリアランス認可に係る審査ガイド案の作成に向けて、旧行政庁のクリアランス認可に係る審査執務要領案と炉規法のクリアランス規則及び認可に係る審査基準の内容を確認・比較し、必要な要件及び課題整理を実施した。
ウ	・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。	A	・医療用放射性廃棄物の廃棄処理・保管廃棄の現状把握のため、医療分野の放射性汚染物を廃棄処理・保管廃棄をしている日本アイソトープ協会滝沢研究所を視察し、関係省庁において検討が進んだ際の対応に備えて情報を収集した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (3.11 報告第5章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第3節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I) ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルに関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討する。(III) ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I) ・整備を進めている緊急時対応技術マニュアル(RTM)について、訓練報告会での報告を経て試運用を開始する。(I)			

<p>・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者との議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)</p> <p>・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、EAL会合での議論を開始する。(I)</p>		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	A	<p>・内閣府(原子力防災担当)とともに、令和4年11月に実施した令和4年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえた原子力災害対策マニュアルの改訂を行っている。</p> <p>・令和5年度第25回原子力規制委員会(令和5年8月2日)においてEALの見直しに係る原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見公募を実施することについて了承した。また、令和5年8月3日から9月3日まで意見公募を実施し、10月18日の第38回原子力規制委員会(令和5年10月18日)において、同改正案を決定した。</p> <p>・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、IAEA安全要件との適合性や緊急時の状況に対応した防護措置内容の検討などの原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行った。</p> <p>・令和5年度第64回原子力規制委員会(令和6年2月14日)において、原子力災害時の屋内退避を効果的に運用するための検討の論点がまとまり、次に検討の進め方について議論することとなった。</p>
イ	A	<p>・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの測定結果に基づく甲状腺の被ばく線量の推定方法及びその対象者、推定結果に関する住民等への説明の在り方、並びに国や地方公共団体の住民等の健康に係る評価や健康相談等の施策への反映の在り方等に関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討を行ったか。</p>
ウ	A	<p>・放射能測定法シリーズ「トリチウム分析法」「緊急時における放射性ヨウ素測定法」について、令和4年度環境放射線モニタリング技術検討チーム会合における検討結果を踏まえ改訂案の修正を進めており、令和5年10月に改訂し公表した。</p> <p>・放射能測定法シリーズ「放射性炭素分析法」「ヨウ素-129分析法」「放射性ストロンチウム分析法」について、改訂案を作成し、令和5年12月に環境放射線モニタリング技術検討チームにて検討を行った。</p>
エ	S	<p>・令和5年度の拠点運営・連携訓練及び総合防災訓練において、緊急時対応技術マニュアルを活用し、適用可能であることを確認した。</p> <p>令和5年度第36回原子力規制委員会において、緊急時対応技術マニュアルの制定と今後の事業者防災訓練のうちERCプラント班と連携する訓練において当該マニュアルを活用することについて報告を受けた。</p> <p>また、総合防災訓練において、原子力規制委員会委員長随行者が当該マニュアルを活用しただけでなく、ERCプラント班における活用に向けて、事前にERCプラント班員に対し緊急時対応技術マニュアルの習熟を図るため、2月14日及び2月28日に研修を実施した。</p>
オ	A	<p>・令和4年度第14回原子力規制委員会(令和4年6月1日)において報告を受けたBWRの特定重大事故等対処施設等を踏まえたEALの見直しの進め方に従い、令和5年4月28日に第11回EAL会合を開催し、EALの改正素案について事業者と合意を得た。</p>
カ	A	<p>・令和5年度第25回原子力規制委員会(令和5年8月2日)においてEALの見直しに係る原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見公募を実施することについて了承した。また、令和5年8月3日から9月3日まで意見公募を実施し、令和5年度第38回原子力規制委員会(令和5年10月18日)において、同改正案を決定した。</p>

<p>施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)</p>	<p>(4) 危機管理体制の整備・運用 (3.11 報告第5章第4節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第4節)</p>	<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの</p>		
<p>(4) 危機管理体制の整備・運用 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)</p>			

- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(Ⅱ)
 - ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(Ⅱ)
 - ※₁: 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、訓練を踏まえ、関連するマニュアルやインフラ等の整備・見直しを行う。(Ⅰ)
 - ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、システム効率化に向け検討を行う。(Ⅲ)
 - ・原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(Ⅲ)
 - ※₂: 現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年度中のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(Ⅰ)
 - ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(Ⅰ)
 - ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(Ⅰ)
 - ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(Ⅰ)
 - ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(Ⅰ)
 - ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(Ⅰ)
- ※₁: 「緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。(Ⅰ)」から、危機管理体制の整備・運用にあつてはマニュアルだけでなくインフラの整備・見直しも令和5年度の業務として行っているため変更。
- ※₂: 「現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和6年度末のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(Ⅰ)」から、当該事項に係る令和5年度上半期の契約進捗等の実態を踏まえ、目標(定性指標)を見直したため変更。

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	A	・オフサイト対応に係る課題の抽出・分類をし、オフサイト総括等による防護措置の判断等を支援するためのツールを試作するとともに、9月1日に第1回訓練としてオフサイト対応能力向上に係る訓練を実施したほか、2月20日に第2回訓練として事業者接続訓練(高浜)中に本ツールを活用した訓練を実施して、現行の各種マニュアル類の改善に向けた検討を進めた。
イ ・オフサイトの防護措置における原子力事業者の協力の在り方について検討した上で、必要な措置について関係部署と調整したか。	A	・甲状腺被ばく線量モニタリング及び避難退域時検査といった国や地方公共団体によるオフサイト対応への原子力事業者の協力内容を明確にするため、既存の各事業者の防災業務計画の記載内容を分析等するとともに、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」等の見直しを進めつつ、内閣府(原子力防災担当)での検討を促した。
ウ ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	・令和5年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。
エ ・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	・人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。
オ ・緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	・緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。
カ ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を実施したか。	A	・令和5年4月及び7月に初動対応訓練、9月に拠点運営・連携訓練、10月には総合防災訓練を実施し、オンサイトの進展に合わせたオフサイトの動きを確認した。令和6年1月(女川)及び2月(高浜)の事業者防災訓練の際に、オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための事業者防災接続訓練を実施した。
キ ・あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。	A	・原子力規制委員会委員・原子力規制庁幹部による机上訓練を令和5年6月及び令和6年1月に実施し、オンサイトの状況に応じた放射性物質の放出を踏まえたオフサイトの避難の在り方の検討を行った。引き続き、総合防災訓練、事業者防災接続訓練を通じ、オフサイトに係る対応能力向上を図る予定。
ク ※ ₁ : 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)、インフラ等の整備・見直しを実施できたか。	A	・内閣府(原子力防災担当)とともに、令和4年11月に実施した令和4年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえた原子力災害対策マニュアルの改訂を行っている。【再掲】 ・緊急時の体制確保のため、危機管理宿舎の入退去に伴う調整、宿日直勤務環境の維持及び初動体制当番表の管理等、関連するインフラの維持・管理を適切に実施している。 ・核ミサイルによるEMP攻撃等の意図的な大規模通信障害事案や自然災害発生時に地上回線の通信システムが使用できない場合に備えて、複数の衛星通信システムの配備導入により通信回線の強化・多重化を図った。

		<p>・令和5年度の拠点運営・連携訓練及び総合防災訓練において、緊急時対応技術マニュアルを活用し、適用可能であることを確認した。</p> <p>令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)において、緊急時対応技術マニュアルの制定と今後の事業者防災訓練のうちERCプラント班と連携する訓練において当該マニュアルを活用することについて報告を受けた。</p> <p>また、総合防災訓練において、原子力規制委員会委員長随行者が当該マニュアルを活用しただけでなく、ERCプラント班における活用に向けて、事前にERCプラント班員に対し緊急時対応技術マニュアルの習熟を図るため、2月14日及び2月28日に研修を実施した。【再掲】</p>	
ケ	・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。	A	・環境放射線モニタリングの関連システムの効率化に向けて検討する枠組(WG)を設置し、関係者で検討を開始し、令和5年度内に具体策案を取りまとめる見込み。
コ	・原子力規制委員会及び内閣府が保有する防災関連情報の連携について、計画を確定できたか。	A	・防災デジタルプラットフォームに関する関係省庁連絡会議(令和5年2月6日)の議論を踏まえて、関係府省庁間の防災情報に関する連携を強化するため、内閣府防災担当が整備中の次期総合防災情報システムと放射線モニタリング情報共有・公表システムで公表している情報を自動連携する計画を策定した。計画に沿って、令和6年度中の連携に向け、作業を着実に実施していく。
サ	※ ₂ 令和7年度中の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・令和4年度末に実施したシステム更改業者決定の競争入札は、現行業者の一者入札の末、システム構成品費及び人件費の上昇を反映させた入札が不調になった。このため、当初計画に記載した令和6年度末までのシステムの完全切り替えが困難となった。このような状況を踏まえ、原子力規制委員会年度業務計画及び本課等年度業務計画を変更し、令和7年度中のシステム完全切り替えに向け着実に実施している。
シ	・緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。	A	・緊急時対策支援システムの維持・管理を問題なく行っている。システム改修については令和5年度に行う改修内容を確定し、着実に実施している。令和6年度のシステム更改に向けた準備として、調達仕様書、要件定義書を確定し、調達手続きを進めている。
ス	・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。	A	・放射線モニタリング情報共有・公表システムの安定的な稼働状態を維持するため、セキュリティソフトの切替え作業及びソフトウェアの更新作業を行い、毎月システムの稼働状況を把握した。また、運用を通じて確認された課題(防護処置判断の紐付けポストの修正、PAZ及びUPZレイヤーの修正)について改修を行った。
セ	・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。	S	<p>・令和4年度の全39事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめを実施した。また、令和5年7月26日に開催した第15回原子力事業者防災訓練報告会において、その報告を受けた。</p> <p>・原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に関する意見交換会合を令和5年6月12日に行い、緊急時対応能力の向上に係る令和4年度の訓練試行結果、各課題の検討状況及び今後の方針について報告を受けた。</p> <p>・第15回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和5年度第29回原子力規制委員会(令和5年8月30日)で報告を受けた。この方針に基づいて令和5年度の事業者防災訓練及び同訓練における試行が実施されたことを確認した。</p> <p>・原子力施設事態即応センターとERCプラント班との情報共有に際し、ERCプラント班のニーズに応じた情報提供がなされることが重要であることを踏まえ、事業者に対してERCプラント班から班内各担当の業務内容について説明会を10回実施した。今後もこの取組を継続的に進める予定。</p>
ソ	・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	A	<p>・令和6年1月に第13回原子力災害対策中央連絡会議を開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等について関係省庁と情報共有を図った。</p> <p>また開催に当たって、原子力災害対策中央連絡会議の関係省庁の原子力発電所に対する理解促進を図るため、中国電力島根原子力発電所における施設見学を実施した。併せて、島根地域における原子力災害対策地域連絡会議も開催し、中央と地方の連携強化を図った。</p>
タ	・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。	A	<p>・基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すため、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST主催による高度被ばく医療支援センター連携会議(6月14日、9月19日、12月21日、3月19日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。</p> <p>・福井大学に研修施設兼傷病者受入施設を整備するため、令和5年度補正予算において必要な予算を確保した。</p>

		・令和5年度から高度被ばく医療支援センターに指定された福井大学において、支援センター事業として実施する原子力災害医療研修について、研修内容の確認のため、オブザーバー参加を行い、必要に応じてフィードバックを行った。
チ	・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。	A ・道府県が策定する実施計画への支援に向けて内閣府原子力防災担当が実施する、甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制整備に係るモデル事業について、内閣府からの依頼に応じて、道府県からの照会への対応及び高度被ばく医療支援センターを通じた甲状腺被ばく線量モニタリングに係る技術支援等の調整に協力するなど、連携した検討を行った。

※₁:「緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。」から、危機管理体制の整備・運用にあつてはマニュアルだけでなくインフラの整備・見直しも令和5年度の業務として行っているため変更。

※₂:「令和6年度末の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。」から、当該事項に係る令和5年度上半期の契約進捗等の実態を踏まえ、目標(定性指標)を見直したため変更。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (3.11 報告第5章第5節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第5節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(5)放射線モニタリングの実施 ・47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I) ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	・原子力規制事務所に配備すべき資機材を更新し、更新に併せて資機材の配置を見直すとともに、故障等が発生した資機材やモニタリングカー等については、修理等を18件行った。
イ	・原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	A	・地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング基礎講座、EMC訓練、環境放射能分析研修等を計56回開催した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
施策毎の評価		(1) 放射線防護対策の推進	定性指標 A(A評価:2)
		(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A(A評価:3)
		(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A(S評価:1、A評価:5)
		(4) 危機管理体制の整備・運用	A(S評価:1、A評価:16)
		(5) 放射線モニタリングの実施	A(A評価:2)
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 放射線防護対策の推進			
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善			
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善			
エ	S	<p>・緊急時対応技術マニュアルの制定において、総合防災訓練で活用し、炉心状態等、事業者の評価結果と同等の評価が得られ、緊急時対応技術マニュアルの有効性が確認できており、良好な取組が行われた。</p> <p>また、前記マニュアルの習熟のために、利用者向けに研修資料を新たに作成するだけでなく、当該研修資料を用いた研修では、50名を超える受講希望者がいた等、非常にニーズの高い研修計画を策定することができた。なお、当該研修を継続的に実施するために関係課間で調整中である。</p>	<p>・事業者防災訓練時において緊急時対応技術マニュアルの利用を促進するため、新たに持続的な研修制度や利用者へのサポートを行う体制を構築し、マニュアル利用者の習熟度向上を図る。</p> <p>・原子力事業者防災訓練等における活用を通じ、継続的な見直しを行う。</p>
(4) 危機管理体制の整備・運用			
セ	S	<p>・特に、原子力事業者防災訓練において、以下の2つの良好な取組を行った。</p> <p>・1つ目の取組として、訓練等の在り方の検討結果を踏まえ、これまで実施してきた原子力事業者防災訓練の新たな試みとして、同一地域に複数事業所が設置されており、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災が想定される六ヶ所地域及び東海・大洗地域を対象に、同一地域複数事業所発災を模擬した訓練を実施し、事業者及びERCプラント班の力量向上を図った。</p> <p>・2つ目の取組として、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討を通じて、緊急時対応能力を向上させるため、原子力事業者防災訓練の評価の考え方として、以下の3つの項目を新たに加え、運用を開始するとともに、この運用を明確にするため、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」を改正した。</p> <p>① 多様なシナリオによる訓練実施(必ずしも原子力緊急事態(GE)に至ることを求めず、2部訓練を要素訓練として実施)</p> <p>② 訓練評価にあたり、原子力規制庁の訓練評価指標に基づく事業者間ピアレビュー結果及び事業者による自己評価結果を活用。事業者による模擬ERCプラント班との情報共有を行うことを許容し、より柔軟で自主的な事業者防災訓練の実施を促進</p> <p>③ 緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び新たな評価指標に基づく評価の実施</p> <p>・3つの項目の運用の評価として、①については、これまで実施できなかったシナリオによる訓練の実施により、事業者及び規制庁側の双方に新たな課題等が抽出され、両者の能力向上に資するものと評価できる。</p> <p>②については、事業者間において活発に意見交換が行われ多くの気づきが事業者間で共有されている。今後、相互に良好事例等が取り込まれることで訓練の実効性が向上されるものと評価できる。</p> <p>③については、これまでの限定的な机上訓練ではなく、実発災を想定した現場実働が実施され、連携に係る課題等が抽出され、関連組織間の連携能力の向上に資するものと評価できる。</p>	<p>・1つ目の新たな取組への対応方針としては、今後も、本訓練を踏まえた潜在的な課題の抽出等を行い、定期的に複数事業所同時発災を模擬した訓練を続けていく。</p> <p>・2つ目の新たな取組への対応方針としては、改正された原子力事業者防災訓練の評価の考え方に基づいて実施していく。</p> <p>①については、これまで実施できなかったシナリオによる訓練の実施を今後も続け、事業者及び規制庁側の双方に新たな課題等が抽出され、両者の能力向上を図る。</p> <p>②については、事業者間において活発に意見交換が行われ、多くの気づきが事業者間で共有されるようにする。今後も、相互に良好事例等が取り込まれることで訓練の実効性の向上を図る。</p> <p>③については、これまでの限定的な机上訓練ではなく、実発災を想定した現場実働を実施させ、連携に係る課題等を抽出し、関連組織間の連携能力の向上を図る。</p>
(5) 放射線モニタリングの実施			

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

原子力規制委員会の投入人員の分析

1. 各課等の人員数及び職員一人当たりの月平均残業時間（グラフ）

各課等の所属人員数及び職員一人当たりの月平均残業時間について、令和2年度から令和5年度にかけての推移を以下のとおり示す。

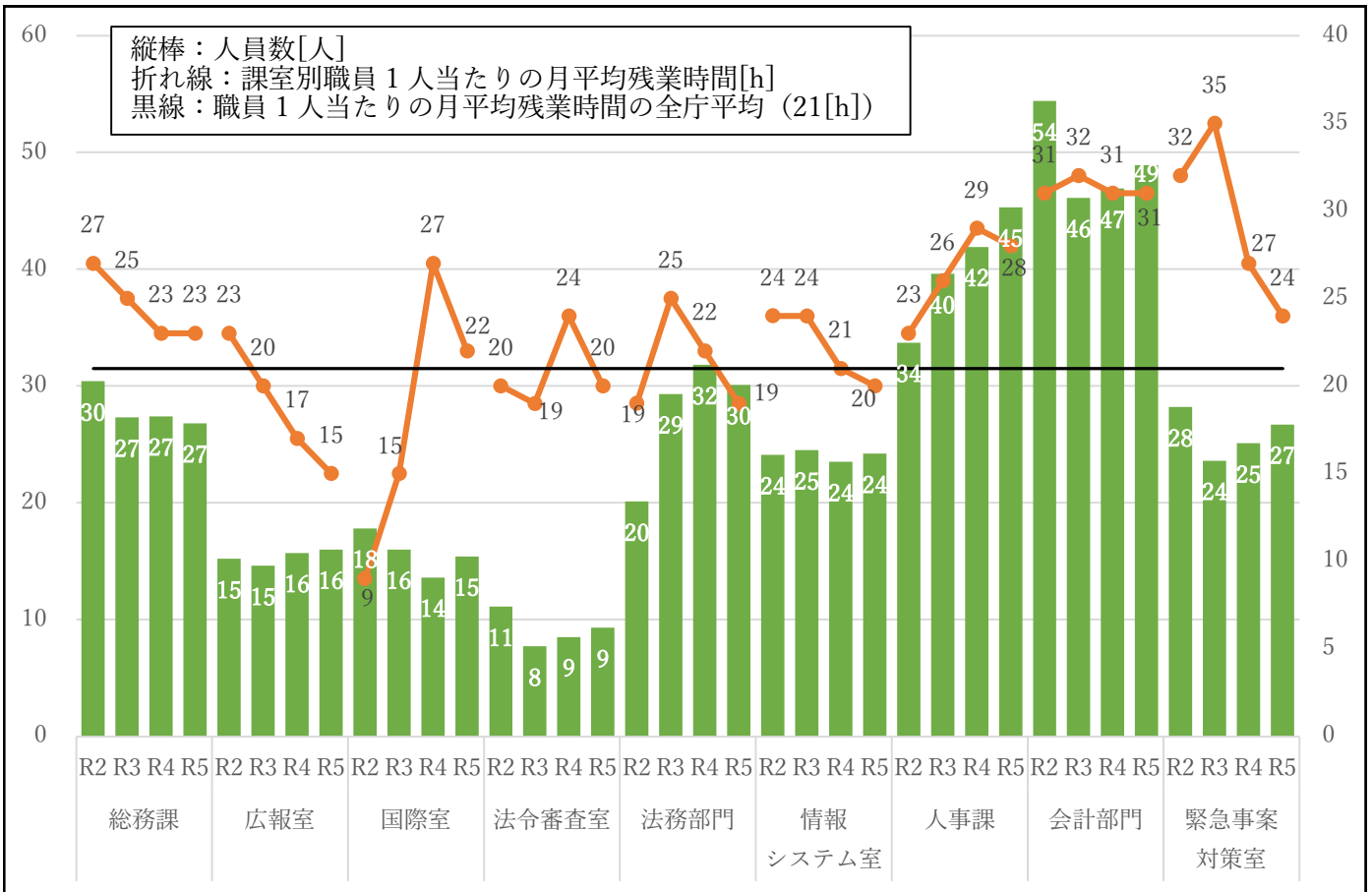


表1 長官官房

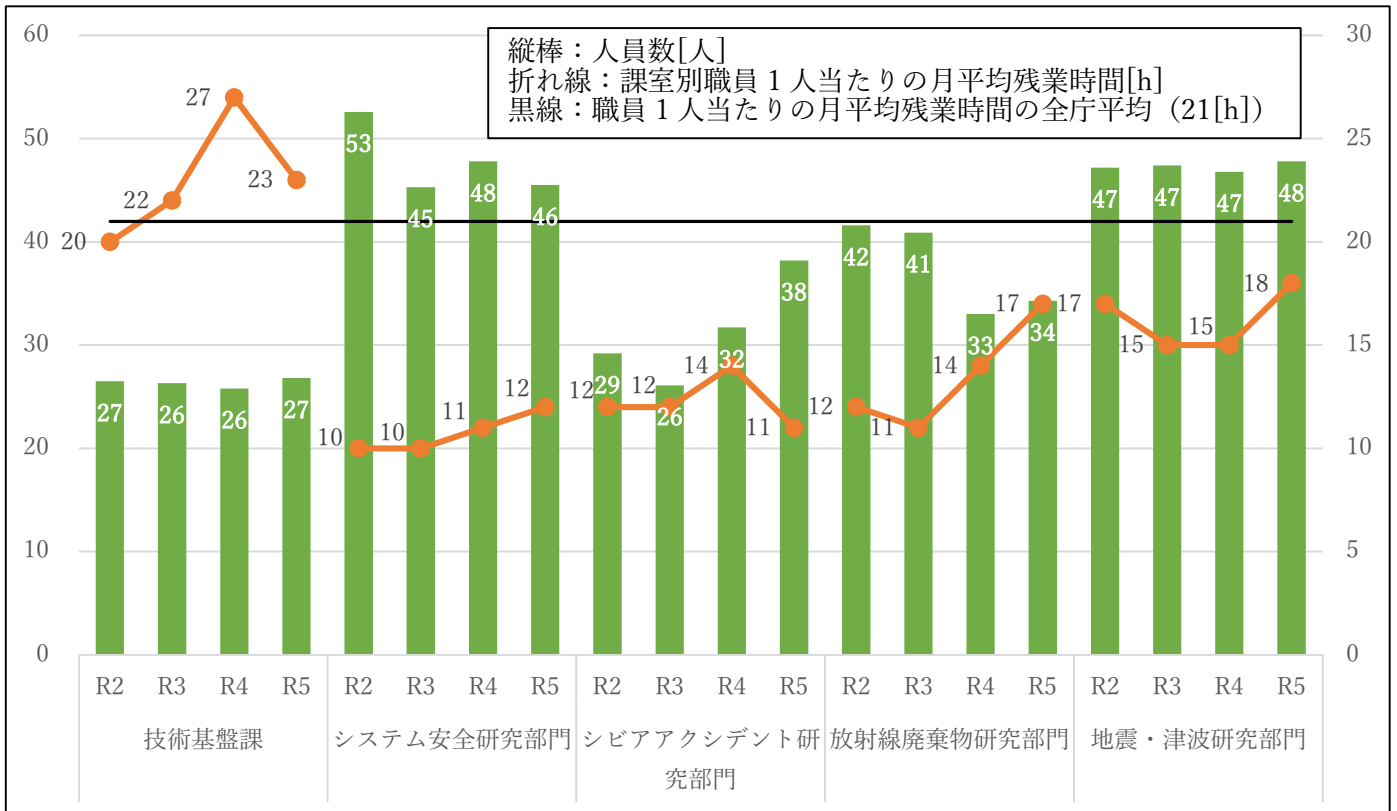


表2 技術基盤グループ

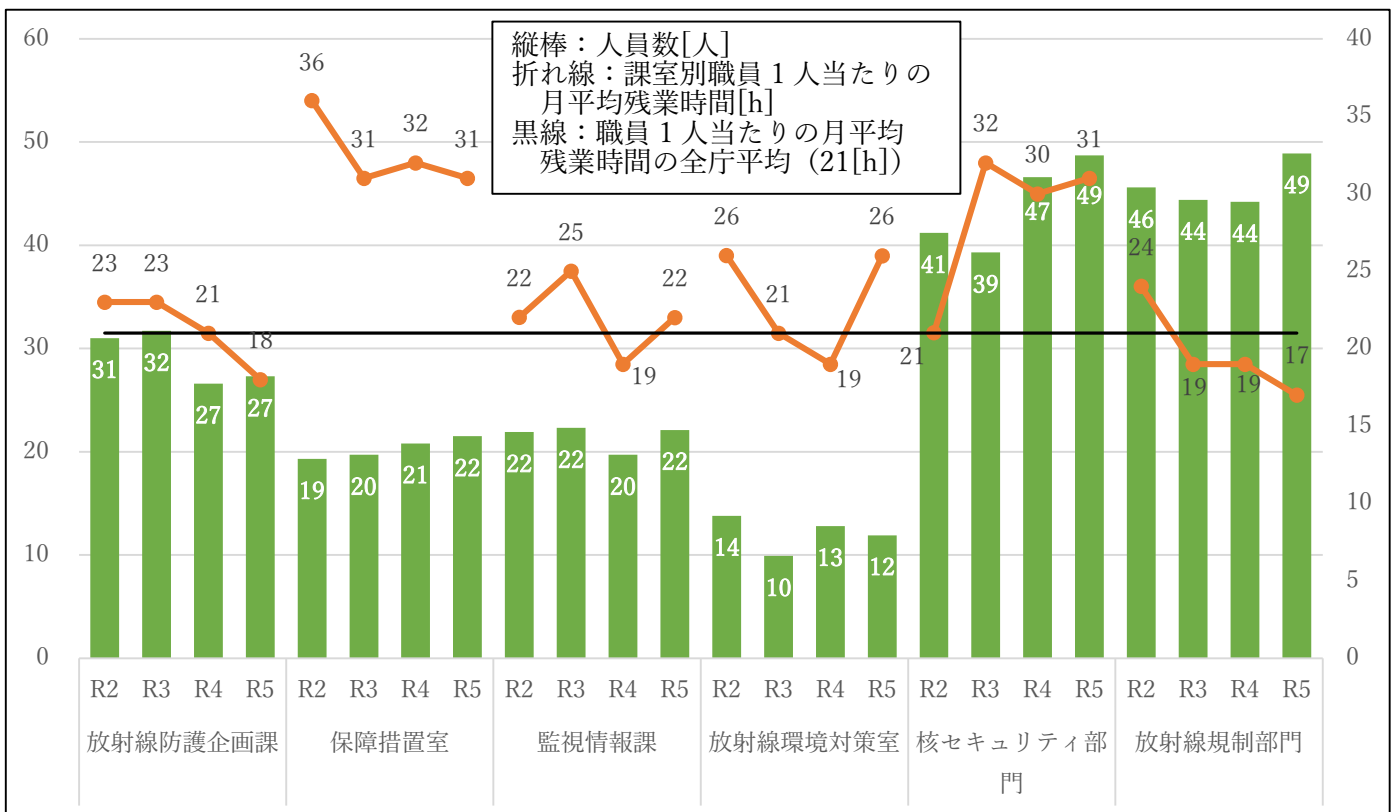


表3 放射線防護グループ

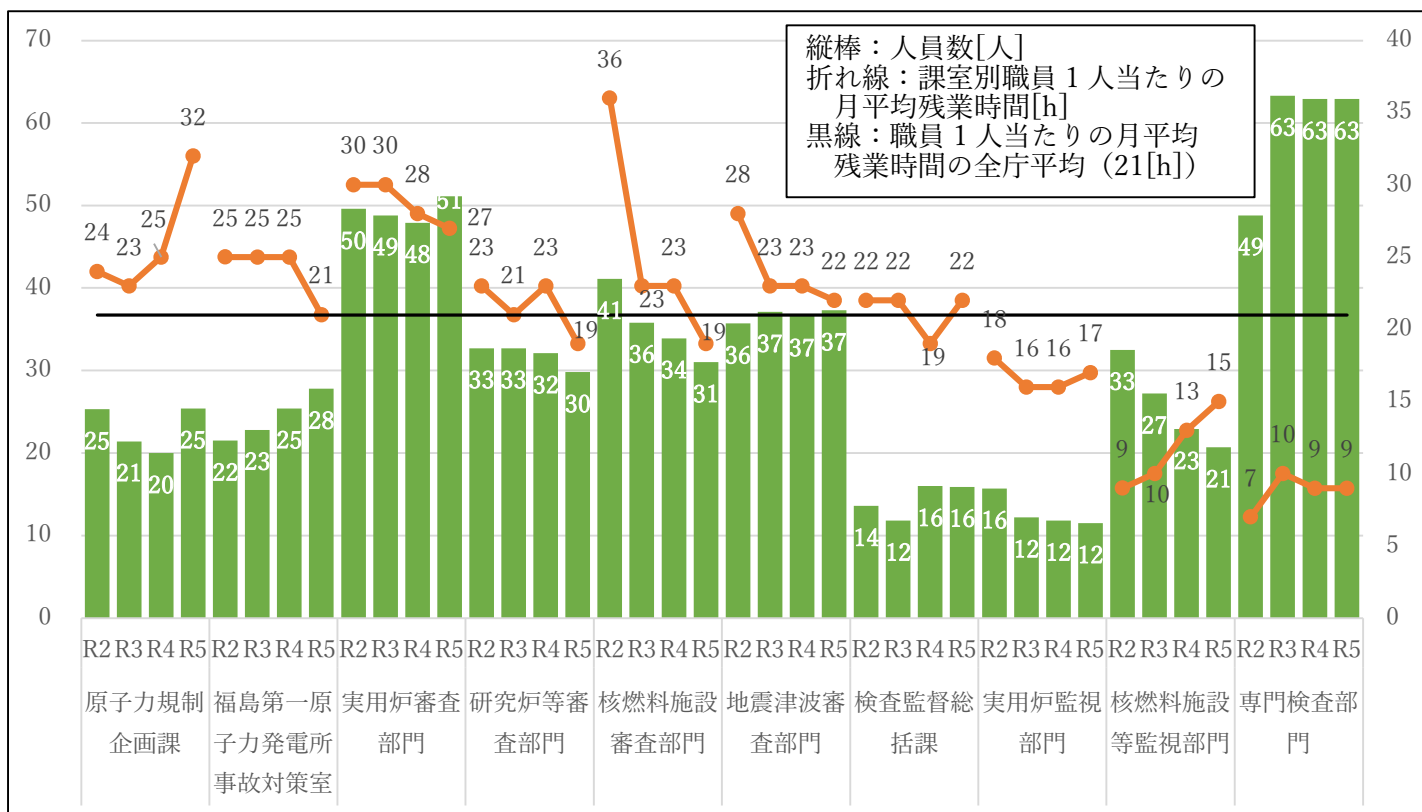


表4 原子力規制部

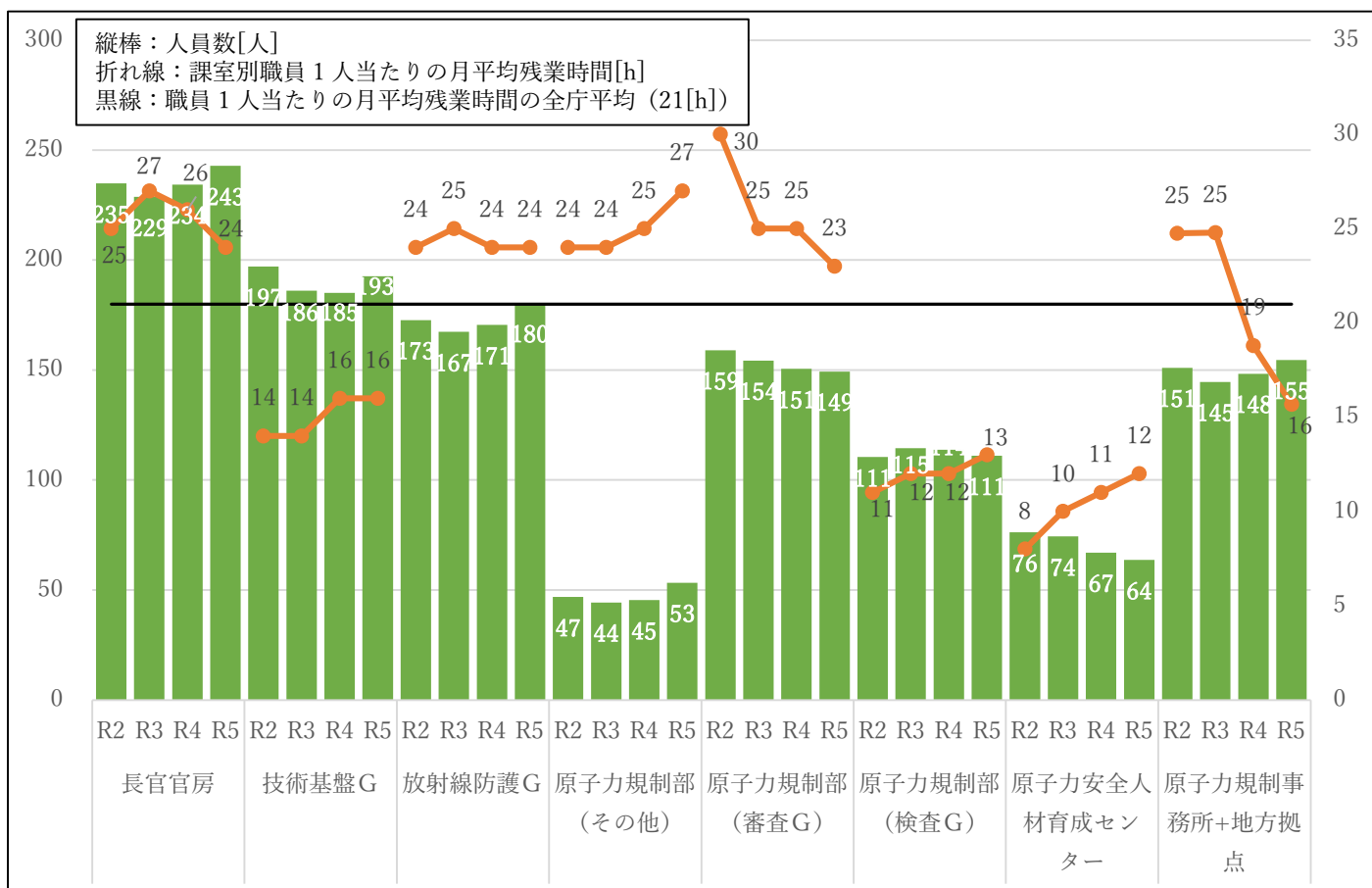


表5 各部等及び原子力安全人材育成センター並びに地方事務所等

2. 各課等の人員数（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
長官官房	234.8	228.7	234.3	242.8
総務課	30.4	27.3	27.4	26.8
広報室	15.2	14.6	15.7	16.0
国際室	17.8	16.0	13.6	15.4
法令審査室	11.1	7.7	8.5	9.3
法務部門	20.1	29.3	31.8	30.1
情報システム室	24.1	24.5	23.5	24.2
人事課	33.7	39.6	41.9	45.3
会計部門	54.4	46.1	46.9	48.9
緊急事案対策室	28.2	23.6	25.1	26.7
技術基盤G	197.0	186.0	185.0	192.6
技術基盤課	26.5	26.3	25.8	26.8
システム安全研究部門	52.6	45.3	47.8	45.5
シビアアクシデント研究部門	29.2	26.1	31.7	38.2
放射線廃棄物研究部門	41.6	40.9	33.0	34.3
地震・津波研究部門	47.2	47.4	46.8	47.8
放射線防護G	172.7	167.3	170.5	180.4
放射線防護企画課	31.0	31.7	26.6	27.3
保障措置室	19.3	19.7	20.8	21.5
監視情報課	21.9	22.3	19.7	22.1
放射線環境対策室	13.8	9.9	12.8	11.9
核セキュリティ部門	41.2	39.3	46.6	48.7
放射線規制部門	45.6	44.4	44.2	48.9
原子力規制部（その他）	46.8	44.3	45.4	53.3
原子力規制企画課	25.3	21.4	20.0	25.4
福島第一原子力発電所事故対策室	21.5	22.8	25.4	27.8
原子力規制部（審査G）	159.0	154.3	150.5	149.3
実用炉審査部門	49.6	48.8	47.9	51.1
研究炉等審査部門	32.7	32.7	32.1	29.8
核燃料施設審査部門	41.1	35.8	33.9	31.0
地震津波審査部門	35.7	37.1	36.6	37.3
原子力規制部（検査G）	110.5	114.5	113.7	111.0
検査監督総括課	13.6	11.8	16.0	15.9
実用炉監視部門	15.7	12.2	11.8	11.5
核燃料施設等監視部門	32.5	27.2	22.9	20.7
専門検査部門	48.8	63.3	62.9	62.9
原子力安全人材育成センター	76.2	74.3	67.0	63.6
原子力規制事務所	143.0	136.6	134.3	138.2
地方拠点	8.0	8.0	14.0	16.4
その他	8.0	8.0	8.0	8.0
合計	1,156.0	1,121.8	1,122.8	1,155.3

（注）原則として非常勤職員及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員を含む。

3. 職員 1 人当たりの月平均残業時間（単位：時間）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
長官官房	25	27	26	24
総務課	27	25	23	23
広報室	23	20	17	15
国際室	9	15	27	22
法令審査室	20	19	24	20
法務部門	19	25	22	19
情報システム室	24	24	21	20
人事課	23	26	29	28
会計部門	31	32	31	31
緊急事案対策室	32	35	27	24
技術基盤 G	14	14	16	16
技術基盤課	20	22	27	23
システム安全研究部門	10	10	11	12
シビアアクシデント研究部門	12	12	14	11
放射線廃棄物研究部門	12	11	14	17
地震・津波研究部門	17	15	15	18
放射線防護 G	24	25	24	24
放射線防護企画課	23	23	21	18
保障措置室	36	31	32	31
監視情報課	22	25	19	22
放射線環境対策室	26	21	19	26
核セキュリティ部門	21	32	30	31
放射線規制部門	24	19	19	17
原子力規制部（その他）	24	24	25	27
原子力規制企画課	24	23	25	32
福島第一原子力発電所事故対策室	25	25	25	21
原子力規制部（審査 G）	30	25	25	23
実用炉審査部門	30	30	28	27
研究炉等審査部門	23	21	23	19
核燃料施設審査部門	36	23	23	19
地震津波審査部門	28	23	23	22
原子力規制部（検査 G）	11	12	12	13
検査監督総括課	22	22	19	22
実用炉監視部門	18	16	16	17
核燃料施設等監視部門	9	10	13	15
専門検査部門	7	10	9	9
原子力安全人材育成センター	8	10	11	12
原子力規制事務所	25	25	24	23
地方拠点	17	19	18	12
その他	8	8	5	12
全体	21	21	21	21

（注）原則として非常勤職員及び派遣職員並びに技術参与は除く。

令和5年度マネジメントシステム内部監査の実施状況

令和5年度では、以下7つの部署に対してマネジメントシステム内部監査を実施した。

- ・ 敦賀原子力規制事務所
- ・ 美浜原子力規制事務所
- ・ 福井地域原子力規制総括調整官事務所
- ・ 法務部門
- ・ 福島第一原子力規制事務所
- ・ 福島地域原子力規制総括調整官事務所
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

全体として要改善事項は抽出されず、改善が望ましい事項が計4件、良好事例が計14件抽出された。それぞれの内部監査の概要は以下のとおり。

なお、いずれの課室においても、マネジメント規程に基づく評価事項の4項目

- ①原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
- ②安全文化の育成・維持
- ③リーダーシップの発揮
- ④年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

は適切な状況であり、マネジメントシステムがおおむね有効に機能しているものと評価できる。

1. 敦賀原子力規制事務所

(1) 監査実施日：令和5年7月11日

(2) 監査結果：要改善事項：0件、改善が望ましい事項（※）：1件、良好事例：1件

※あくまで被監査対象課室において監査を行った際に抽出された課題であり、被監査課室に対して改善を望む事項ではない

○改善が望ましい事項

①原子力規制事務所の原子力防災専門官の活動に係るPDCAサイクルの実践

原子力規制委員会では、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、マネジメントシステムに不断の改良を加えるため、課室毎に個別の年度業務計画（以下「課等年度業務計画」という。）を策定し、当該計画の実施状況について年度末に評価を行うなど、PDCAサイクルを実践する活動を行っている。

原子力規制事務所の原子力防災専門官（以下「事務所防災専門官」という。）は、内閣府及び本庁の緊急事案対策室とそれぞれ連携を取って業務を行っている。内閣府では原子力規制庁の業務も含めて線表の形式で年間計画の策定し事務所防災専門官に提示しているのに対し、緊急事案対策室で策定される課等年度業務計画には、辞令上、事務所防災専門官は緊急事案対策室の併任がなされていないことから、事務所防災専門官の業務に関する記載はなかった。

もっとも、組織の運営管理としてPDCAサイクルの実践は必要であり、事務所防災専門官の業務は緊急事案対策室と連携を取って業務をしていることから、その実効性を向上させるために緊急事案対策室が事務所防災専門官の意見等を聞きつつ年度業務計画を策定し、実施状況に係る評価を行うことが、改善が望ましい事項と考えられる。

○良好事例

①休暇取得目標の掲示

敦賀事務所では、職員の人事評価における業績目標に月平均1日以上の休暇取得を明記することとしている。原子力規制事務所は、担当職員それぞれの業務の専門性が高いこと及び各職務を1名から数名の少人数で実施しているため、職員の代替がしにくく、休暇が取得しづらい状況にある。さらに、敦賀事務所では、ERC機能の一部代行など緊急時の即応が特に求められる中で、休暇の取得目標を具体化し、事務所一体となってその実現を目指すことは、職員の生活の質の向上や緊張感の緩和にも繋がっており、ワークライフバランス推進の観点からも良好事例であると考えられる。

(3) その他（特記事項として確認したこと（3件））

①ERC機能を一部代行する拠点としての体制整備

②Garoonを活用したコミュニケーションの実施

③緊急事案対策室と事務所防災専門官との連携強化

2. 美浜原子力規制事務所

(1) 監査実施日：令和5年7月12日

(2) 監査結果：要改善事項及び良好事例：0件、改善が望ましい事項（※）：1件

※あくまで被監査対象課室において監査を行った際に抽出された課題であり、被監査課室に対して改善を望む事項ではない

○改善が望ましい事項

①検討中の課題に関する監視情報課と上席放射線防災専門官との連携

美浜事務所の上席放射線防災専門官に対する内部監査の事前質問において、事務所から監視情報課に共有が図られた制度整備に関する課題について、担当者の異動等により監視情報課での検討が停止・後戻りしてしまっているとの懸念が示された。

監視情報課に状況等を確認したところ、コロナ禍の影響で課内のコミュニケーションが一時的に低下したことにより、当該課題以外にも検討が進んでいないものがあることが判明した。

コロナ禍の影響はやむを得ないことではあるが、担当の異動等があっても課題が埋没されないよう引継ぎや整理を行うことは必要であるため、本件は改善が望ましい事項であると考えられる。

なお、検討が停止・後戻りしてしまっているとの懸念が示された課題については、課題の洗い直しや解決方針・対応体制について整理するなどの対応を行っているとの

回答が監視情報課からあった。

(3) その他(特記事項として確認したこと(3件))

- ①放射線監視等交付金に関する上席放射線防災専門官の役割の明確化
- ②IPPASミッションへの積極的な取り組み
- ③モバイル専用端末の原子力施設内での運用方法

3. 福井地域原子力規制総括調整官事務所

(1) 監査実施日: 令和5年7月13日

(2) 監査結果: 要改善事項: 0件、改善が望ましい事項: 1件、良好事例: 1件

○改善が望ましい事項

①地域原子力規制総括調整官の活動に係るPDCAサイクルの実践

原子力規制委員会では、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、マネジメントシステムに不断の改良を加えるため、課室毎に個別の年度業務計画(以下「課等年度業務計画」という。)を策定し、当該計画の実施状況について年度末に評価を行うなど、PDCAサイクルを実践する活動を行っている。

地域原子力規制総括調整官(以下「調整官」という。)の活動については、調整官個人の業績評価プロセスにおいて目標の策定及び実績の評価を行っているのみであり、令和5年度課等年度業務計画の策定時点において、どの課室にも関連する記載がなかった。調整官の活動は、特定地域における組織の代表として、地方自治体等との調整や原子力規制委員会の活動及び原子力施設に対する規制に関して対外的な説明を行うことなど、非常に重要な役割を担っている。組織の運営管理としてPDCAサイクルの実践は必要であることから、その実効性を向上させるために調整官と本庁の関連課室とが協力して年度業務計画を策定し、実施状況に係る評価を行うことが、改善が望ましい事項と考えられる。

○良好事例

①新任の報道機関の記者に対する基礎講座の開催

調整官は、原子力規制委員会の活動や特定地域(福井県内)の原子力施設に対する規制に関する説明を行うための環境整備の一環として、新任の報道機関の記者に対して、原子力規制や防災等に係る基礎講座を開催しており、令和4年度は36名、令和5年度は6月末までに7名の受講実績がある。

基礎講座の主な目的は、記者に正しい知識を持って、正確な記事を書いてもらうことであり、当該講座は原子力規制に関する適切な報道につながる重要な活動と考えられる。

なお、調整官は、報道機関の記者のみならず岐阜県の自治体担当者や福井県警の警察官にも基礎講座を開催し、原子力規制への理解の増進を図っていた。

このため、今後も原子力規制の信頼の向上に資する活動として取り組むべき良好事例であると思われる。

(3) その他(特記事項として確認したこと(2件))

- ①業務マニュアルの作成
- ②調整官事務所の体制の充実

4. 法務部門

(1) 監査実施日: 令和5年8月23日及び24日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 3件

○良好事例

①新規着任者向けの執務資料(スターターキット)の整備

法務部門では、令和4年度に実施した安全文化アンケートの結果^{*}を踏まえ、部門の新規着任者向けの執務資料(以下「スターターキット」という。)を作成している。スターターキットには、業務の進め方等に関する基礎的な資料から訴訟対応及び原子力規制等の専門的な知見を学習するための資料まで、法務部門業務のために必要となる情報の入手元が網羅的にまとめてあるほか、これらの情報を適切かつ効率的に入手できるよう、情報の重要性や必要性に応じた分類がなされている。

スターターキットの活用は、部門内で必要となる共通知識を効果的に伝承できることから、知識管理及び業務継続性の観点から有効な事例であると考えられる。

^{*}着任時の適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等が不十分という課題

②「法令相談」の実施

法務部門では、庁内の法律問題に対して、所属する法曹(検事や弁護士)が法的見解を述べるほか、助言・協力等することで適切な問題の解決を目指す「法令相談」の取組を、令和5年6月に全庁に周知し実施している。当該施策については、規制に係る事項だけでなく契約関係の相談も含め着実に実績を重ねているほか、任期付弁護士の職能の適切な活用及び他部署職員との交流等のきっかけともなっており、職場環境の改善等の観点からも良好な事例であると考えられる。

③法務部門での勤務経験を原子力安全審査資格等の職歴要件として加算する仕組みの創設

令和4年度末より法務部門における訴訟対応業務が、原子力安全審査官(以下「安全審査官」という。)資格等の職歴要件として加算されるよう制度の変更が行われた。訴訟への対応に当たっては原子力規制等に係る技術的な知見が重要であり、安全審査官等と同等の経験・知見を有することが求められる一方で、訴訟対応等に従事する期間は安全審査官等の経験年数として加算されず法務部門への異動が敬遠されていた傾向にあったが、本制度の創設によりその要因が解消された。これは、技術系職員が法務部門に在籍することによる訴訟対応の効率化に加え、安全審査官等自身のキャリアパス形成や訴訟を念頭に置いた審査書作成能力の向上等にも寄与する、良好な改善事例と言える。

(3) その他(特記事項として確認したこと(4件))

- ①訴訟対応の今後の見通し等に関する関係原課への情報共有
- ②技術的知見の入手等に係るノウハウの伝承
- ③事務系職員の任用・育成
- ④関係原課による法務部門への協力に係る良好事例

4. 福島第一原子力規制事務所

- (1) 監査実施日：令和5年11月21日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：4件

○良好事例

①事務所全体の業務目標設定及び業務分野チーム制の導入

原子力規制委員会では、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、課室毎に個別の年度業務計画を策定して業務の管理・改善活動（PDCAサイクルの実践）を行っているが、原子力規制事務所ごとの年度業務計画策定は特に求められておらず、原子力規制事務所業務要領に沿って個々の職員が本庁の関係課室と連携しながら業務に当たっている。

その一方で、1F事務所では年度当初に所長が福島第一原子力発電所特有の事項である実施計画検査やその他の監視活動をはじめ、防災や広報に関する事項他、職員個人に関わる「能力向上への取り組み」「ワークライフバランスの推進」といった活動についても、事務所全体としての業務目標を設定し職員に提示しており、各職員がそれを参照して個人の業務目標を設定していた。これにより所長自身が事務所内の業務を適切に管理できていたほか、事務所としての一体感の醸成にも繋がっており（後述のコミュニケーションの取りやすい事務所雰囲気の醸成にも繋がっているものと思料）、良好な取組と言える。

また、1F事務所においては対象施設の広さや特性等を鑑み、原子力運転検査官のみならず原子力防災専門官や核物質防護対策官についても役職の垣根を越えて協力しながら施設の監視活動や実施計画の検査を進めている。その実施に当たっては業務内容（「水処理」や「運転管理、電源・計装」「廃棄物管理」等）ごとにチームを決め、各チームで四半期毎に重点方針を設定し振り返りながら業務を実施していく「業務分野チーム性」を採用していた。これは、各業務分野でのリーダーの明確化や、四半期かつ業務分野毎に業務の見直しを行う小さなPDCAサイクルの実践、個人が主体的に課題に取り組む自分ごと感の向上といった面で良好な取組である。

②積極的かつ活発なコミュニケーションが取られる事務所雰囲気醸成

1F事務所への監査の中で、事務所内コミュニケーションが非常に活発に行われていることが読み取られた。これは、例えば、検査等における気付き事項の共有だけでなく、現場の安全確保に関するヒヤリハット情報や研修等で得た学びや教訓といった内容までが朝会で共有されていたこと、検査官室での待機中などの機会にも積極的に意見交換がなされていたことなどに表れている。また、意見交換・発信の中では、公

務員倫理的な面や守るべき社会規範に係る注意事項など、事業者を監視・監督すべき立場として自ら意識すべき事項も積極的に共有され受入られており、事務所全体として良好な組織コミュニケーションが築かれていることが読み取れる。

これは、1F特有の流動的な施設状況の変化（廃止措置の進行で施設の状況が日々変化していること）といった環境要因を背景としている部分もあるが、3.(1)で触れた事務所の一体感や自分ごと感の向上に繋がる取組、後述するQの日や所長の日常的な声かけ、職員ひとりひとりの姿勢といった複数の取組・心がけによって醸成されたものと考えられる。

③核物質防護対策官同士のコミュニケーション

1F事務所のみ的美好事例ではないが、現地核物質防護対策官（以下「現地PP対策官」という。）が、毎日本庁のデイリーミーティング終了後、任意でオンライン会議に残り、現地PP対策官業務における悩みや懸念等について、相互に相談し、回答し合うフリーディスカッションを実施していた。正式な取組ではなく自然発生的なものではあるが、現地PP対策官同士の情報共有及びコミュニケーションの観点から良好な事例と言える。

④英語能力向上に係るQの日および拡大Qの日の実施

1F事務所では国際機関の視察や常駐するIAEA職員との対応なども多く発生しており、国際交流の機会が多い。これらの事情も踏まえ、1F事務所においては毎月9が付く日を中心に「Qの日」と呼ばれる職員の英語意識向上等の取組を実施している。「Qの日」では、職員が持ち回りで、自ら設定したテーマについて英語で紹介・プレゼンすることとしており、英語力やプレゼン能力向上のほか、職員間の交流機会創出にも寄与していた。また、入庁2年次必修の規制事務所研修にて研修生が事務所に滞在している際には「拡大Qの日」として、研修生にも同様にプレゼンを実施してもらうなどの展開もしており、有効に活用していた。

当該取組の実施に当たっては、予め検査監督総括課長や人事課長など、必要な確認プロセスを着実に得てから企画しており、取組の内容はもちろんのこと、取組を実施するための手続きも含めて良好事例であると考え

(3) その他（特記事項として確認したこと（5件））

- ①原子力防災専門官の防災業務への関与度合いへの配慮
- ②事務所職員の健康管理の推進
- ③検査官室の金庫の取り扱いについて
- ④上席放射線防災専門官不在時の対応
- ⑤宿直業務の運用に係る課題

6. 福島地域原子力規制総括調整官事務所

(1) 監査実施日：令和5年11月20日

(2) 監査結果：要改善事項：0件、改善が望ましい事項：1件、良好事例：2件

○改善が望ましい事項

①地域原子力規制総括調整官の活動に係る業務手順や経緯に係るマニュアル等の整備

原子力規制事務所に所属する原子力運転検査官や上席放射線防災専門官等が「原子力規制事務所業務要領」に基づき業務を実施している一方で、地域原子力規制総括調整官（以下「調整官」という。）の業務については当該要領に関連する記載が少なく、当該要領以外に調整官が用いるマニュアル等も作成されていない。

現在、調整官は事務補佐員との2名体制で業務を行っており、調整官が交代となった際にその業務内容や知見・経緯等を事務所内にて口頭等で確認できる体制にない。また、調整官業務については、原子力規制企画課のみならず監視情報課や緊急事案対策室など本庁の多くの課室と連携を取る必要があり、参照すべき業務手順も多岐にわたる。

これらを踏まえ、調整官の交代があった際にも適切な業務の移行ができるよう、業務マニュアルの整備等により手順や知見等を文書化することが望ましい。また、文書化に際しては、調整官としての業務について知識管理の観点で対応の経緯等を中心にまとめるとともに、本庁との関連業務について、例えば、本庁各課室の業務マニュアルにおいて調整官に関連する記載（会議対応等）を予めモジュール化しておき、必要に応じて引用する等の工夫が考えられる。

○良好事例

①ALPS処理水の海洋放出等に係る丁寧な説明対応等を通じた地元との信頼構築

調整官は、福島県庁において定例で記者レクを実施しているほか、例えば、調整官事務所へ直接依頼されるALPS処理水の放出に伴う自治体主催の会議への出席や各種団体への説明等も行っているなど、個別の説明についても適時対応を実施している。福島第一原子力発電所が立地しており、世間的にも常に注目を浴びる地域において、定例の説明に留まらず様々な機会でのコミュニケーションを図る姿勢に対しては、地元からの信頼も厚く、これらの地道な努力については原子力規制庁の信頼性向上に資する活動として良好な事例であると考えられる。

②福島地域におけるオフサイト業務への協力

福島地域の上席放射線防災専門官は、福島第一原子力規制事務所の1名のみであり、かつ、1F敷地内での業務も行っているため、調整官がモニタリングに関する市町村との交渉を行う他、緊急時のEMC立ち上げ要員としての当事者意識を持って必要な教育訓練に参加し、緊急時対応に備えている。また、福島第二原子力規制事務所に原子力防災専門官が配属されていないため、県の防災訓練への参画や、福島現地対策本部から要員を派遣するなどのオフサイトにおける防災業務に対してもできるだけの支援を行っている。

以上のように、調整官は自治体との調整を始めとして、オフサイトにおける業務に対する各規制事務所と協力体制を構築していた。

(3) その他（特記事項として確認したこと（3件））

- ①若手職員の現地での経験について
- ②わかりやすい説明資料の活用（NRAホームページでの公表に係る工夫等）
- ③地域原子力規制総括調整官としての情報収集

7. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

- (1) 監査実施日：令和6年1月18日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：3件

○良好事例

- ①東京電力福島第一原子力発電所に係る現場主義の推奨と組織としての一体感の醸成
1F室では、管理職を含めた室員全員に東京電力福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）のサイトへ赴く機会を設け、時々刻々と変化する1Fの状況を直接体感することで現場感覚を養い、現場への理解を深めることを推奨している。また、実際に1Fサイトに入る際には、東京電力福島第一原子力規制事務所（以下「1F事務所」という。）と連携して対応する実施計画の検査や事故分析のみならず、事業者と1F室との間で完結する実施計画の審査に係る現地確認においても1F事務所と協同して対応に当たることを基本としている。こういった現地検査官とのコミュニケーションを通じ、1F室職員の現地検査官業務への理解を深めるほか、1F対応に当たる部署としての一体感を1F事務所との間に醸成し、1F室職員が現地に行けない場合であっても検査官から円滑かつ明瞭に現場の状況等を把握できるような体制を目指していた。これらの取組については、審査スケジュールと1F事務所スケジュールとの兼ね合いや、1F事務所側のアテンドに係る業務負荷といった配慮事項はあるものの、原子力規制庁として1Fへの対応を一体となって進めるための良好事例と言える。

- ②「東京電力福島第一原子力発電所事故対策室執務要領」の作成
1F室では、実施計画の審査や検査、事故分析の実施といった1Fに係る複数の業務を所掌しているが、これら業務に係る手続きや考え方などについては「東京電力福島第一原子力発電所事故対策室執務要領」（以下「1F室執務要領」という。）として一つの要領に体系的に取りまとめて整理している。当該要領は、業務の種別毎に業務の流れに沿って規制庁の関係内規やマニュアル等も含めてまとめる形で構成されており、特定の業務に従事する際にも当該要領の該当箇所を読むだけで全体の流れが分かるようになっているなど、初任者でも円滑に業務に入れるような要領書となっていた。また、業務の手順だけではなく、原子力規制委員会定例会等の場で整理した技術的な考え方や対応方針についても組み込まれており、知識管理としての役割も果たしていた。更に、業務の内容を問わず共通的に発生する、行政文書の管理、面談・ヒアリングや会合の実施に係るロジ、定例委員会への対応等、通常であれば個別に周知されている内容が、業務プロセスに沿って一つの執務要領として

一本化されており、事務的な作業の円滑化に資していた。

なお、1F室執務要領は元々実用炉審査部門で運用されていたマニュアルを参考に作成されたものであるが、1F室の業務遂行において必要な情報を整理して編集されていたほか、定期的な見直し（半年に1回）を定め、見直しの際には総括担当だけでなく原班職員も見つけた課題を踏まえて執務要領のリバイスを提案するなど、その運用が室として根付いていた。

こういった要領の作成・運用については、業務の継続性や知識管理等の観点から良好な事例であり、特に1F室員が一体となって継続的に見直しを行う姿勢については、今後も形骸化させず継続的に実施されることを望むものである。

③委員・幹部等を交えた1Fに関する勉強会の実施

1F室では、担当委員・幹部や必要に応じて関連課室を交え、週に一度「委員勉強会」を開催している。当該勉強会は、主に「特定原子力施設監視・評価検討会」に向けた技術的な議論の場として実施されているが、当該会合以外の会合や個別の案件（最近の例では、増設ALPSにおける作業員の身体汚染に係る対応など）についても議論されていた。このように定期的に委員・幹部と議論を交わす機会を設けることにより、組織としての対応方針等を共有して効果的に業務を実施できているほか、窓口職員の負担になりがちな委員・幹部との日時調整といった手続も省略されるなど、複数の観点において業務を効果的に進める上での良好な取組と言える。

(4) その他（特記事項として確認したこと（2件））

- ① 1F特有の知見及び検討等に係る経緯の入手・継承を効率化する手段の検討
- ② 事故調査等で得られた知見の共有

要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和6年2月27日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧を以下表に示す。

令和5年度に新たに報告を受けた要改善事項については、文書の記載誤りや各種手続きの不備など、作業担当者の確認不足や業務に関する知識・スキル等の不足を原因とするものが多い傾向にあった。これらの原因を踏まえ、複数人での確認を手順に組み込むことや、業務遂行時の具体的な注意事項をマニュアルや様式に追記すること等を是正処置として実施しているところ。

また、案件によっては是正処置の効果を確認するまでに長い期間を要する事案(類似業務が年に一度しか発生しないもの等)もあり、従前の一覧表の中では年単位で動きがないように見える案件も散見された。このため、要改善事項としての報告が終了した案件が、是正処置のどの段階に当たるかを見える化するため、今回の報告より様式を改善した。

令和6年2月27日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧※

※令和4年度第78回原子力規制委員会(令和5年3月1日)で是正処置完了を報告した案件を除く

番号	要改善事項及び是正処置の実施状況 ※日付は総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置※1		
1	令和3年8月31日	令和5年4月14日	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
2	令和3年8月31日	令和5年4月14日	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
3	令和4年2月1日	令和5年4月19日	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
4	令和4年2月9日	④効果確認中	扶養手当の誤支給	人事課
5	令和4年2月14日	令和5年6月6日	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門
6	令和4年5月24日	令和5年5月19日	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス	規制研修課
7	令和4年5月24日	令和5年5月19日	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り	規制研修課
8	令和4年6月30日	③是正処置実施中	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り	放射線防護企画課
9	令和4年9月29日	令和5年4月10日	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯	検査監督総括課

10	令和4年10月17日	令和5年3月31日	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯	核セキュリティ部門
11	令和5年1月12日	令和6年2月26日	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ	実用炉審査部門
12	令和5年2月27日	④効果確認中	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について	保障措置室
13	令和5年3月23日	④効果確認中	航空機落下事故に関するデータの調査方法の改善	シビアアクシデント研究部門
14	令和5年3月31日	令和6年2月9日	高浜発電所1・2号炉の設置変更許可(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)に関する審査書の誤記	実用炉審査部門
15	令和5年3月31日	令和5年8月14日	東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更に関する審査結果の記載漏れ	実用炉審査部門
16	令和5年3月31日	-	原子力規制委員会等のホームページ公表資料における非公開情報のマスキング漏れ(美浜3号炉)	実用炉審査部門
17	令和5年6月1日	-	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報の不十分なマスキング	実用炉監視部門
18	令和5年6月1日	令和6年2月9日	使用済燃料貯蔵施設に係る型式証明及び型式指定の変更届出内容の官報不掲載及び官報掲載の誤り	核燃料施設審査部門
19	令和5年8月1日	-	高温工学試験研究炉(HTTR)設置変更許可に係る海上保安庁長官への連絡漏れ	研究炉等審査部門
20	令和5年10月25日	③是正処置実施中	メール誤送信による個人情報(メールアドレス)の漏えい	核セキュリティ部門
21	令和5年10月27日	④効果確認中	面談資料(非公開情報)の誤掲載	核燃料施設等監視部門
22	令和6年2月9日	③是正処置実施中	委員長名で発出する文書に係る決裁手続きの不備	国際室

23	令和6年2月14日	②是正処置検討中	情報公開法に基づく行政文書の開示請求対応における対象文書の開示漏れ	研究炉等審査部門
24	令和6年2月14日	②是正処置検討中	計量管理規定の変更認可申請等の処理の遅延について	保障措置室
25	令和6年2月14日	②是正処置検討中	非開示情報を含む委託成果報告書の環境省図書館等への誤提出及び原子力規制委員会ホームページへの誤掲載	保障措置室
26	令和6年2月26日	②是正処置検討中	事業契約における仕様書及び根拠資料の確認不足並びに確定検査の未実施	保障措置室
27	手続き中		日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業等の変更許可申請書に関する審査の結果の案に関する誤記	地震・津波審査部門
28	手続き中		労働者派遣法に基づく東京労働局からの是正指導	技術基盤課 システム安全研究部門 シビアアクシデント研究部門 会計部門

(※)是正処置の欄の「-」は、是正処置を不要としたことを示す。

※1 是正処置の状況については、以下の区分で示している。

	是正処置実施状況 (欄内記載)	解説
①	要因分析中	要改善事項の要因を分析している段階で、是正処置の方法は未検討。
②	是正処置検討中	要因分析が完了し、是正処置の方法を検討している段階。
③	是正処置実施中	是正処置の方法について課等の長の承認を得、是正処置を実施中。
④	効果確認中	是正処置の実施が完了し、その効果を確認しているところ。
	令和●年×月×日	是正処置報告書について、統括マネジメント管理者まで決裁済。

表 是正処置の状況一覧

番号	1	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	技術基盤課が保有する秘文書の管理(特定重大事故等対処施設に関する文書の管理及び核セキュリティに関する文書の管理並びに事業者の契約履行状況の確認)についての運用を定めた課内要領を作成する。また、当該要領に基づく適切な文書管理が行われているかについて、年度業務計画の評価の際(年に2回)確認することとする。		

番号	2	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下にないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。 ・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。 		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の取扱が必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせ、当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。 ・技術基盤課が保有する秘密文書の管理(特定重大事故等対処施設に関する文書の管理及び核セキュリティに関する文書の管理並びに事業者の契約履行状況の確認)についての運用を定めた課内要領を作成する。また、当該要領に基づく適切な文書管理が行われているかについては、年度業務計画の評価の際(年に2回)確認することとする。 		

番号	3	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日～30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	<p>改正作業に係るプロセスを整理し、上記で抽出した原因①及び②に対する対策を含む注意事項をまとめた「改正作業の注意事項」を作成する。作業者は当該注意事項について改正作業時に参照するとともに、新たに制度基準班に異動した職員が改正作業に従事する際に周知する。</p>		

番号	4	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定時の支給要件の認識不足 ・認定時のシステムデータ入力ミス ・認定時の手当について確認する体制の不備 ・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ 		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	④効果確認中		

番号	5	担当部署	会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	<p>誤報告については所轄税務署及び自治体に対して令和2年の法定調書及び給与支払報告書を修正して再提出する。併せて、誤りが判明した職員へ令和2年分の源泉徴収票を再交付する。</p> <p>また、今回の事案を踏まえ、業務マニュアルにミスを防ぐための具体的注意点及びダブルチェックの実施を追記して改訂を行ない、改訂内容の給与班内各員に対する周知徹底を図るとともに、人事異動時には当該業務マニュアル、その他各種手順書等を使って、後任者に業務が確実に引き継がれるようにする。</p>		

番号	6	担当部署	規制研修課
件名	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回核燃料取扱主任者試験(令和4年3月2日～3日)において、3月2日の試験課目「核燃料物質に関する法令」の実施後に受験者から「問題に誤りがあるのではないか」との指摘を受けた。 ・試験問題作成委員に確認したところ、空欄に入る適切な語句を解答する問題(いわゆる穴埋め問題)で、異なる語句が入るにもかかわらず同一の語句が入るものと錯覚し、複数の空欄に同一の解答先番号を付しており、出題ミスであったことが判明した。 		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに3月7日に原子力規制委員会のホームページに出題ミスに関する掲載を行った。 ・また、出題ミスのあった試験問題の採点上の取扱いについて、後日、法令担当試験委員の合意の下、受験者全員を正解とすることとし、その旨を3月23日に原子力規制委員会のホームページに掲載した。 		
是正処置	<p>再発防止対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①試験問題作成委員及び試験問題確認員に対して示す過去の出題ミスの事例集に今回の事例を加え、更なる注意喚起を行う。 ②条文の穴埋めなど、原文の写しを試験問題としたものは、空欄とした部分も含めて、原文との読み合わせ(音読による相互確認)によるチェックを複数回行うこととし、マニュアルを改定する。 		

番号	7	担当部署	規制研修課
件名	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回原子炉主任技術者試験筆記試験(令和4年3月15日～17日実施予定)の受験票を2月21日付けで受験者に送付したところ、記載した試験日程に誤りがあったことが、2月24日に受験者からの指摘により発覚した。 		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・2月25日に原子力規制委員会のホームページで受験票に記載ミスがあり訂正する旨を掲載し、受験者全員に個別に電話連絡を行った。 ・この結果、筆記試験は滞りなく実施できており、試験日程を間違える受験者はいなかった。 		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> ・記載ミスの可能性を極力回避するため、受験票の記載事項を必要最低限のものに制限する。 ・受験票の作成方法を、①前年度の受験票原稿を書き換える方式から、②試験日程等を必ず記載するテンプレート方式に変更する。 ・担当以外の第三者の目で確認すること及び複数回確認することが有効である。受験票その他の受験者に対する文書は、課長確認及び複数回の確認を要することとし、マニュアルを改定し、班内に周知徹底する。 		

番号	8	担当部署	放射線防護企画課
件名	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り		
内容	<p>令和4年4月6日の原子力規制委員会において原子力災害対策指針(以下「指針」という)の改正が決定されたことを踏まえ、当該指針の官報掲載等に係る起案を同日付で決裁したところ、令和4年4月8日、決裁された新旧対照表に複数の誤りがあることを決裁終了後の作業をしていた放射線防護企画課の担当者が発見した。</p> <p>誤りの経緯及び内容については下記のとおりであり、今回発見された誤りはいずれも原子力規制委員会行政文書管理要領の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>①委員会当日以前から生じていた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針の改正プロセス及び委員会資料の時点で、新旧対照表の一部に誤記があった。 ・当該誤記は、今回改正を行わない箇所であり(改正前後の両方もしくは改正後)、改正の内容に影響を与えるものではない。 ・上記のほか、新旧対照表の改正箇所に引くべき下線について、改正前の一カ所に引き忘れが発生した。 <p>②委員会終了後の差し替え作業によって新たに生じた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁起案の案文に、見え消し等が残っている委員会資料が誤って添付されていることを起案の担当者が委員会終了後に発見し、委員長の決裁を得る前に案文を差し替える必要が生じた。その際、資料のバージョン管理や前担当者からの引継ぎが不十分で最新版の資料が把握できず、案文を改めて作成し差し替えを行ったため、確認の時間等を十分に確保できず、新たに生じた誤りに気づかないまま決裁が終了した。なお、前述の経緯のとおり、委員会資料に当該誤りは生じておらず、改正の内容自体に影響を与えるものではなかった。 		
要改善事項の処置	原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和4年5月10日付で修正のための決裁を行った。また、委員会資料を修正し、令和4年6月15日に規制委員会のWebページ上に掲載されている資料を差し替えた。		
是正処置	③是正処置実施中		

番号	9	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年7月から9月にかけて計8回の原子力規制検査に当たって、原子力規制部検査グループの企画官級の原子力検査官2名が、検査官証(※)を携帯せずに実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月14日に判明した。当該2名については当該立入りの時点で検査官証は発行されておらず、また、両名とも立入りに当たって検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。(※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項において、同条第3項第1号の規定により事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときに原子力検査官が携帯することとされている、身分を示す証明書)</p> <p>検査官証の発行手続は同グループ検査監督総括課が行っている。令和3年度の要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正処置の一環として令和4年6月27日に策定した事務手続に基づき、従前は人事課から各部門の総括補佐に共有されていた人事異動情報について検査監督総括課にも共有されるようにし、同情報を基にして発行手続をすることとしていた。</p> <p>しかしながら、課長補佐級を超えた職位の職員の人事異動情報は従前から各部門の管理官に共有されていたため、上記手続の対象外となり、検査監督総括課に共有されず、当該2名の検査官証は発行されなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和4年9月15日、検査監督総括課は当該2名の検査官証発行手続に着手するとともに、同月16日に検査グループの職員に注意喚起を行った。当該2名の検査官証発行は同月21日までに完了した。</p>		
是正処置	<p>原子力規制庁として次の再発防止対策を講じることとし、実行していく。(令和4年9月21日原子力規制委員会資料より)</p> <p>①検査官証の発行手続に漏れないように、検査グループの管理職を含む全ての職員の人事異動情報を検査監督総括課に共有する。</p> <p>②検査グループの課等の長は、検査官証の不携帯に係る再発防止に責任があることを自覚して、日頃から原子力検査官に対して注意喚起を行う。</p> <p>③検査グループの担当指定職及び課等の長は、人事異動の際、検査官証の未発行、検査官証の不携帯のリスクが存在することを後任者に引き継ぐ。</p> <p>なお、他の検査官証についても同じリスクがあることから、担当指定職、管理職は同様の取組を行うこととする。</p> <p>上述の委員会報告を受けての具体的な当課又は検査グループの取組は下記のとおりとする。これに加え、原子力規制庁全体で行う是正処置については別途対応する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(1)検査官証の認識不足に対する対応</p> <p>①検査 G 内の関係職員に対する検査官証の携帯についての再周知</p>		

- ②本事象の当該者2名に対する検査監督総括課長からの口頭による厳重注意
- ③本事象を検査官会議の議題とし、検査官証の必要性について検査官と議論
- ④管理職による検査現場視察における、検査官に対する検査官証の携帯の確認
- ⑤本庁から検査で出張する際、出張者が旅費入力依頼書に保有する検査官証の番号等を記入し、これを受けた旅費担当は SEABIS において連絡備考欄に転記し、主管課等の長はこれを確認し承認するといった仕組みの運用
- ⑥チーム検査当日における検査官同士による検査官証の確認の徹底
- ⑦原子力規制事務所の検査官による検査開始前までの検査官同士による検査官証の確認の徹底

(2)未発行に対する対応

- ①検査官証等の発行において、検査監督総括課担当者は起案文書の決裁ルートに検査監督総括課長に加えて主管部門の安全規制管理官及び総括班を追加し、検査官に対して法第61条の2の2第3項等に規定する指定を行うとともに、主管部門の安全規制管理官及び総括班に検査官証が発行されたことの認識を持たせる。
- ②発行後の検査官証の受取確認において、本人及び主管部門の安全規制管理官及び総括班に認識させる仕組みを検討する(検査監督総括課管理下の身分証明書の管理表の共有等)。

(3)その他

- ①検査官証の紛失リスクを更に低減させるため、定期的な検査官証等の所持確認の頻度が年1回で妥当か検討する。
- ②検査官証等の発行について、現在、原子力運転検査官又は原子力専門検査官の辞令の確認をもって手続を行っているが、基本原子力検査資格、中級原子力検査資格(セーフティ)又は上級原子力検査資格(セーフティ)を有する者から任用される職の者についても、当該職を命ずる辞令をもって検査官証を発行できるようにする。また、上記資格を有する指定職から発行依頼があった場合等、検査グループ員以外からの依頼による検査官証の発行手続の方法等を検討する。

上記(1)～(3)を踏まえ、検査監督総括課の「検査グループにおける身分証の発行等に係る事務手続き」を改訂する。

番号	10	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、核セキュリティ部門内の検査官証発行状況を調査した結果、令和3年1月から本年9月にかけて延べ計10回の原子力規制検査に当たって、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員3名が、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月26日に判明した。なお、当該3名の検査官証は発行されておらず、当該3名は、検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p>		
要改善事項の処置	検査官証未発行の職員に対して、令和4年9月29日に検査官証を発行した。		
是正処置	<p>核セキュリティ部門として、事案の3名の検査官に対して検査官証を発行し、以下の対応を行う。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>1)検査官証の認識不足に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核セキュリティ部門の関係職員に対する検査官証の携帯についての再周知 ・検査官証の発行・携帯に関する教育用の資料作成、研修資料への反映 ・チーム検査当日における検査官同士による検査官証の確認の徹底 <p>2)未発行に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括班における業務内容の整理及び発行・失効業務の手続の整理 		

番号	11	担当部署	実用炉審査部門
件名	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ		
内容	<p>経緯</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から2022年8月9日に提出された柏崎刈羽原子力発電所3号炉の高経年化技術評価書(以下「KK3PLM」という。)に関し、審査担当チーム(A1サブチーム)は、9月15日のヒアリングで東京電力から、耐震安全性評価の解析に関し、条件設定のミスによる解析結果の誤りがある旨報告を受けた。</p> <p>本来、解析結果の誤りといった他の審査等への波及的影響が懸念される事案は、直ちに組織内で共有され、公開の審査会合で誤りの内容や原因、再発防止策について議論されるべきところ、12月21日に東京電力から受けたKK3PLMの別の記載誤りについての報告と合わせて、12月22日に初めて担当管理官や幹部に報告された。その間、10月6日に審査会合を開催していたが、東京電力から解析結果の誤りについての説明はなく、規制庁側からも指摘を行わなかった。</p> <p>問題点</p> <p>解析結果の誤りという波及的影響が懸念される事案に対して、①情報を担当チーム内だけにとどめてしまい、直ちに部門内、幹部に共有すべきという意識に欠けていた、②担当チームは、誤りが1ヶ所で数値が変わるものの評価基準値内であるという東京電力からの報告もあり、取扱いを軽く考えてしまった、③東京電力から当該報告を受けた後、速やかに公開会合で議論すべきところ、ヒアリング資料や文字起こし記録の公開と現地での確認(12月8,9日実施)に留めており、透明性の確保に対する配慮が不足していた。</p>		
要改善事項の処置	2022年12月28日までに、委員、幹部に対して、KK3PLMの誤りの内容と、情報が組織内で適切に共有されていなかったことを報告した。その上で、2023年1月に審査会合を開催し、他のKK3PLMの誤りと合わせて、評価結果への影響の有無や、事業者のチェック体制、原因分析や再発防止策等について確認を行った。		
是正処置	<p>①解析結果の誤りなど他の審査への波及が懸念される事案については、誤りの数や評価基準値内であるかどうかに関わらず、直ちに部門内、幹部へ報告を行うことを徹底する。</p> <p>②事業者から解析結果など申請書類の誤りの報告があった場合には、その内容に関わらず、誤りに至った原因や同様の誤りが無いか確認する。</p> <p>③解析結果の誤りなど他の審査への波及が懸念される事案については、事業者に公開会合での説明を求め、評価結果への影響の有無や、事業者のチェック体制、原因分析や再発防止策等について議論を行い、透明性の確保に努める。</p>		

番号	12	担当部署	保障措置室
件名	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について		
内容	<p>原子力規制庁は、加工事業者等の施設の操業に係る計画を入手し、日 IAEA 保障措置協定に基づき、「半年度操業-査察計画」として外務省を通して IAEA に提出している。この手続きの処理の一部が滞っていた事実が令和5年 1 月 17 日に判明した。IAEA は、「半年度操業-査察計画」について提出の期限を定めてないが、データが整い次第、IAEA との取り決めに従い提出すべきものであった。また、事案が判明した後に、担当者は管理職に速やかに報告すべきであったが、情報収集を優先したため報告までに約一ヶ月程度時間を要した。</p> <p>なお、査察に必要な情報は既に IAEA に共有されていたため、査察への影響はなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>処理が滞っていた3件について、順次処理した。</p> <p>本件以外に、IAEA への提出処理が滞留している案件がないか、水平展開を目的とした調査を行う。</p>		
是正処置	④効果確認中		

番号	13	担当部署	シビアアクシデント研究部門
件名	航空機落下事故に関するデータの調査方法の改善		
内容	<p>原子力規制庁は、原子力事業者が実施する原子炉施設等への航空機落下確率の評価の結果を原子力規制庁が確認する際の参考情報として、過去20年間についての航空機事故データ、運航実績データ及び訓練空域面積データを収集及び整理(以下「調査」という。)した結果をまとめたNRA技術ノートを定期的に発行している。</p> <p>当該調査では、民間機の航空機事故データの調査は運輸安全委員会が公開している事故報告書により行っている。一方、自衛隊機・米軍機(以下「軍用機」という。)については、民間機と異なり、その事故に関する報告書が公開されていないことから、軍用機の航空機事故データ(以下「軍用機事故データ」という。)の調査は報道情報等を情報源とした請負作業により行っていた。しかし、請負業者により軍用機事故データの調査方法(対象とする情報源(新聞、雑誌)、検索キーワードの設定、航空機落下確率の評価において対象とする事故(以下「対象事故」という。)の考え方等)に差があるという課題があった。そのため、調査の品質向上を目的に、令和4年度版NRA技術ノートのとりまとめに当たって、外部の請負作業から規制庁職員による作業に切り替えるとともに、情報源を可能な限り幅広く指定、検索キーワードの大幅な増加、対象事故を選定する判断基準の明文化等、軍用機事故データの調査方法を改善し、明確に定めることとした。</p> <p>改善した調査方法により、昨年度発行した「航空機落下事故に関するデータ(平成12～令和元年)」に記載された平成13年1月から令和元年12月までの軍用機事故データを対象に調査したところ、対象事故を新たに8件※抽出する等した。</p> <p>※対象事故8件のうち7件は、新たに抽出された軍用機事故データ10件のうちの7件であり、残りの1件は元々抽出されていた軍用機事故データについて改めて評価を行ったところ対象事故と判断されたもの。</p>		
要改善事項の処置	<p>これまで抽出できていなかった軍用機事故データがあった原因は、軍用機事故データの調査方法が明確になっておらず、軍用機事故データの収集対象とする情報源の網羅性が十分でなかったことによる。</p> <p>今後、本件事象が発生した原因の調査を踏まえて軍用機事故データの調査方法の改善及び改善した調査方法の妥当性の確認を行い、当該改善した調査方法及びその妥当性確認結果を令和4年度版NRA技術ノートにとりまとめて発行する。また、改善した軍用機事故データの調査方法の手順書をまとめ、作業の進め方を明確に示す。</p>		
是正処置	④効果確認中		

番号	14	担当部署	実用炉審査部門
件名	高浜発電所1・2号炉の設置変更許可(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)に関する審査書の誤記		
内容	<p><経緯></p> <p>令和4年度第59回原子力規制委員会(令和4年12月21日)に諮った関西電力株式会社高浜発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等)に関する審査書案と、審査書の意見募集版からの見え消し資料の中で、規制要求内容の説明文中に、それぞれ1箇所誤記があることを確認した。</p> <p>これらの誤記は、いずれも令和4年11月3日から12月2日に行った意見募集で提出された意見を踏まえて、委員会資料を修正する作業の過程で発生した。</p> <p><問題点></p> <p>当該誤記は、委員会資料の修正を行った際に、修正の必要が無いはずの記載を誤って修正したことにより発生した。</p> <p>当該誤記の発生原因として、修正後の資料確認の体制が十分でなかったこと、審査書案と見え消し資料でそれぞれ異なる箇所に誤記が生じた原因として、修正元の電子媒体を1つに定めず、審査書案と見え消し版の電子媒体をそれぞれ別に管理し、修正作業を行ったことなどが推測される。</p>		
要改善事項の処置	<p>委員会資料に誤記があったため、第66回原子力規制委員会(令和5年1月25日)に修正資料を配布資料として諮り、了承を得た。</p> <p>審査書の決裁文書については、当該誤記が客観的に明白な誤記に係る修正に該当することから、原子力規制委員会文書管理要領に基づき修正決裁を行った。また、委員会資料の差替え及び原子力規制委員会ホームページに掲載した審査書の正誤表の掲載を行った。</p>		
是正処置	<p>今後の作業において下記に留意するよう、サブチーム内及び部門内に周知する。</p> <p>①作業に必要な体制を確保し、読み合わせを行うこと等により、予期しない修正が加えられていないことも含めて資料を確認する。また、経緯が追跡できるよう修正履歴を残す。</p> <p>②マスタとなる電子媒体を一つに定め、同電子媒体を元に委員会資料等を作成する。</p>		

番号	15	担当部署	実用炉審査部門
件名	東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更に関する審査結果の記載漏れ		
内容	<p><経緯></p> <p>令和4年11月16日付けで認可した、日本原子力発電株式会社(以下「申請者」という。)東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更(特定重大事故等対処施設の設置工事に係るもの)(分割申請の第1回申請分)に係る審査結果について、令和4年12月16日に、審査担当チーム員が、評価対象施設を列挙した箇所で施設名の記載漏れを1箇所発見した。</p> <p>なお、当該施設に係る設計は申請書添付書類に記載されており、本件審査において、それらの内容に基づき新規制基準適合性を確認している。</p> <p><問題点></p> <p>①申請者が、申請書添付書類のうち特定重大事故等への対処に必要な機能を有する施設の一覧を示した箇所において、分割申請の範囲を示す下線を一部引き漏らしていたこと。</p> <p>②本来であれば、審査結果の作成担当者は、審査結果の作成時に、分割申請の範囲を下線で示した添付書類(以下「申請範囲を示す添付書類」という。)と、施設の機能に係る評価内容等が記載されている他の添付書類とを照合して分割申請の範囲を確認すべきところ、申請範囲を示す添付書類のみから申請範囲を確認していたこと。</p> <p>③分割申請は、一括申請と異なり全体の工事計画の一部が分割して申請されるため、審査結果作成にあたっては分割申請範囲が適切に記載されているか十分に留意する必要があるが、審査結果の作成担当者、他のチーム員及びサブチーム長による作業結果確認の際に、この分割申請固有の特殊な考慮が不十分であったことなどと推測される。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和4年12月26日までに本件を原子力規制庁長官まで報告し、かつ、担当委員及び委員長にも説明した上で、令和5年1月20日付けで、文書管理要領に基づき修正決裁を行った。</p> <p>また、上記の対応過程で、申請書添付書類の不備について申請者に連絡した。</p> <p>なお、当該審査結果は、別途実施する不開示情報のマスクング作業後に原子力規制委員会ホームページに掲載することとしているため、本件の発生当時のホームページ掲載はない。</p>		
是正処置	<p>①申請者に対し、設計及び工事の計画(またはその変更)に係る認可申請を複数回に分割して行う場合には、申請範囲を示す添付書類の作成を確実に行うよう、指摘する。</p> <p>②審査結果の作成担当者は、分割申請固有の特殊な考慮として、申請範囲を示す添付書類のみではなく、施設の機能に係る評価内容等が記載されている他の添付書類とも照合して分割申請の範囲を確認した上で、審査結果を作成する。</p> <p>③他のチーム員及びサブチーム長は、分割申請固有の特殊な考慮として、分割申請の審査結果を確認する際に、審査結果の作成担当者が作成した審査結果に分割申請の申請範囲が漏れなく適切に記載されていることを確認する。</p>		

番号	16	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会等のホームページ公表資料における非公開情報のマスキング漏れ(美浜 3号炉)		
内容	<p><経緯></p> <p>2023年2月6日、地震・津波部門の審査官が2020年6月3日開催の第8回原子力規制委員会で審議した関西電力美浜発電所3号炉の特定重大事故等対処施設の審査書案等に、「機密性2」に該当する情報(施設名称)のマスキング漏れが1カ所あることを発見した。これは、審査担当チーム(Bサブチーム)のチーム員が、事業者指定のマスキング箇所を見落としてしまったことより発生した。</p> <p>なお、当該箇所以外について、同様のマスキング漏れが発生していないことを確認している。</p> <p><問題点></p> <p>2020年7月時点では、①非公開情報を適切にマスキングするための作業マニュアルが整備されていなかったこと、②新型コロナ対応のため少人数で各パートを確認しており、担当者間の連携、チェック体制が不十分であったことなどにより、マスキング漏れが生じたものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該事案発生後直ちに、委員会HP等の当該審査書の公開を停止するとともに、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、速やかに最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。</p> <p>また、課内マニュアル(安全審査執務要領)に基づき、改めて当該審査書にマスキング処理を実施し、2023年2月14日に委員会HPへ再掲載した。</p> <p>加えて、WARP(インターネット資料収集保存事業)上にも当該審査書が保存されていることから、2023年2月6日にインターネット資料等使用制限に係る申出(掲載取下げ)を実施した。</p> <p>なお、非公開情報を含む資料の公開については、既に整備されている非公開情報のマスキング処理に係る手順を用いて、作業内容を確認・検証するようチーム内の職員に再周知した。</p>		
是正処置	-		

番号	17	担当部署	実用炉監視部門
件名	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報の不十分なマスキング		
内容	<p>令和5年3月 23 日に東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項で準用する第40条第2項の規定に基づき、東通原子力発電所の発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理した。</p> <p>当該届出の公開用の電子データは、事業者が作成し、実用炉監視部門に提出され、実用炉監視部門内職員が当該電子データを公開する前にマスキング不備がないかチェックしていたところ、JUST PDF(編集プラス)のオブジェクト編集機能を用いることで黒塗り箇所をずらせることに公開前に気付いた。</p> <p>上記の状況を、担当者が実用炉監視部門内に水平展開して、現在原子力規制委員会 HP で公開されている届出の内容を確認したところ、令和 2 年 7 月 17 日以降、8件の届出資料がJUST PDF(編集プラス)の機能により同様にマスキングを外せる状態であることが分かった。これら8件の届出資料には、情報公開法第5条第1号(個人に関する情報)が含まれていた。なお、令和5年3月 23 日に受理した当該届出については、公開前に不十分なマスキングに気付くことができたため、公開には至っていない。</p> <p>実用炉監視部門の担当者は、通常、事業者から公開用に提出された(マスキング)資料を入手した後、Adobe Acrobat Reader DC で pdf ファイルを開き、マスキング箇所をクリックして黒塗り箇所をずらすことができない等を確認した上で公開手続きを行っている。しかしながら、今回、Adobe Acrobat Reader DC とは別のソフトで試したところ、不十分なマスキングが発覚した。</p> <p>翌日の3月 24 日から実用炉監視部門内の業務を通じて HP 掲載を行った内容(被規制者との面談録・事故トラブルに係る公開会合)に対して同様に別のソフトで確認を行ったところ、事業者が作成した7件の公開用面談資料等が同じ手順によりマスキングを外せる状態であることが分かった。これら7件の面談資料等には、情報公開法第5条第1号(個人に関する情報)及び同条第2号(商業機密)が含まれていた。</p> <p>上記より、事業者が作成した計15件の PDF 資料について不十分なマスキングがあり、本件確認後これらは全て速やかにホームページ公開を停止し、公開用データと差し換えた。</p>		
要改善事項の処置	本件確認後速やかにホームページ公開を停止し、公開用データと差し換えた。		
是正処置	-		

番号	18	担当部署	核燃料施設審査部門
件名	使用済燃料貯蔵施設に係る型式証明及び型式指定の変更届出内容の官報不掲載及び官報掲載の誤り		
内容	<p>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(以下「規則」という。)第43条の2の9第1項の規定に基づき令和5年4月3日付けで三菱重工業株式会社(以下「三菱重工」という。)から型式指定の変更承認が2件申請され、承認及び規則第43条の2の13第2項に基づく告示の準備を行っていたところ、変更届出内容の官報不掲載を発見した。これを踏まえて担当部署は、関連する過去の告示全てについても確認したところ、以下の官報掲載の誤りが判明した。</p> <p>1. 変更届出内容の官報不掲載(※告示手続きを失念)</p> <p>(1) 型式証明</p> <p>平成31年4月26日付けで三菱重工から提出された変更届出(法人の住所及び代表者の氏名)に係る告示</p> <p>(2) 型式指定</p> <p>①平成31年4月26日付けで三菱重工から提出された変更届出(法人の住所及び代表者の氏名、主たる製造工場の名称及び所在地)に係る告示</p> <p>②令和2年7月31日付けで三菱重工から提出された変更届出(主たる製造工場の名称及び所在地)に係る告示</p> <p>2. 官報掲載の誤り</p> <p>(1) 型式証明</p> <p>令和元年7月18日官報に係る記載のうち、法人の住所の誤記(事業者:三菱重工)</p> <p>(2) 型式指定</p> <p>①平成28年10月18日官報に係る記載のうち、主たる製造工場の名称及び所在地の不掲載(事業者:三菱重工)</p> <p>②平成29年10月5日官報に係る記載のうち、主たる製造工場の名称及び所在地の不掲載(事業者:三菱重工)</p> <p>なお、変更届出内容の官報不掲載及び官報掲載の誤りは、住所及び代表者の氏名、主たる製造工場の名称及び所在地であり、安全規制の根幹に係るものではなかったこと。また、三菱重工が型式を受けた特定容器については、現行において使用できる原子力事業者は存在しないことから、実質的な問題は生じえないこと。以上を踏まえて、影響としては軽微である。</p>		
要改善事項の処置	<p>規則の規定に従って官報に告示する必要があるため、変更届出の官報不掲載について型式証明及び型式指定の変更届出内容を官報に告示するとともに、官報掲載の誤りについて型式証明及び型式指定の官報正誤手続を行う。また、今般の型式指定に係る変更申請について告示する。</p> <p>その上で、今回の要改善事項を踏まえて核燃料施設審査部門 貯蔵班の業務マニュアル(「許認可処分及び届出の処理に係る手続フロー」、「特定容器等の型式証明・型式指定に係る告示の法令審査室の確認について」)を改訂し、申請又は変更届出の都度、遅滞なく告示を行うことを明確にし、特に変更届出については留意して対応するよう注意喚起することで再発を防止する。</p>		

<p>是正処置</p>	<p>1. 変更届出の官報不掲載</p> <p>型式制度に係る変更届出の際には、遅滞なく告示の手続を実施するよう、以下のとおり、貯蔵班の業務マニュアルに明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「許認可処分及び届出の処理に係る手続フロー」(令和4年3月21日制定) <p>型式証明及び型式指定の処分時に官報掲載する告示案について、申請又は変更届出の都度、遅滞なく告示手続を行うよう修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定容器等の型式証明・型式指定に係る告示の法令審査室の確認について」(令和4年9月10日制定) <p>申請又は変更届出の都度、遅滞なく告示手続を行うよう修正する。</p> <p>また、上記マニュアルに、型式制度に係る変更届出に関して要改善事項が発生したことを以下のとおり追記し、変更届出の扱いについて注意喚起を促す。</p> <p>「(抜粋)特に忘れるリスクの高い貯蔵規則第43条の2の6第3項に定める型式証明変更届出に係る告示、貯蔵規則第43条の2の13第3項に定める型式指定変更届出に係る告示には要注意(過去に受理した変更届出6件に係る告示漏れ等が発覚し、令和5年5月22日の幹部会にて添付の要改善報告書を議論した経緯あり)。」</p> <p>2. 官報掲載内容の誤り</p> <p>官報告示案の確認に当たっては、以下の事項に留意して、班員全員で確認する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則で要求される掲載事項に漏れがないか ・申請書又は変更届出の記載内容と齟齬がないか ・上記以外の形式的な内容(通し番号等)に間違いがないか
-------------	---

番号	19	担当部署	研究炉等審査部門
件名	高温工学試験研究炉(HTR)設置変更許可に係る海上保安庁長官への連絡漏れ		
内容	<p>令和2年6月3日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の高温工学試験研究炉(HTR)に係る設置変更許可を行った際に、原子炉等規制法第72条第5項の規定による原子炉等規制法施行令第64条第2号に基づき、国家公安委員会及び海上保安庁長官に連絡しなければならないところ、国家公安委員会のみ連絡を行い、海上保安庁長官に連絡していないことが判明した。</p> <p>本件は、令和5年5月24日付けで審査の結果の案について意見聴取等を開始した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の高速実験炉原子炉施設(常陽)に関する起案の準備のため、先行事例である HTR の許可に係る起案を確認していた際に判明したもの。</p> <p>また、令和2年6月3日付けの HTR の設置変更許可の起案の際に、先行事例として参考にした平成18年9月27日付けの HTR の設置変更許可についても海上保安庁長官への連絡を行っていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>設置変更許可に係る手続きが未完になっていたことから、上記の連絡を行っていなかったことについて、7月24日、海上保安庁へ担当管理職より謝罪し、説明後、決裁を行った上で7月27日に海上保安庁へ連絡を行った。この際、同様に連絡が行われていなかった平成18年9月27日付けの HTR の設置変更許可についても連絡を行った。</p> <p>また、原子炉等規制法に基づく関係省庁への連絡手続きに関しては、許可処分に係るものに限らず、原子力規制委員会発足以降に行った処分等全てについて、研究炉等審査部門において他に同様の連絡漏れが発生していないかを確認し、本件を除き漏れがないことを確認した。</p> <p>なお、本要改善事項は誤りのある先行事例を参考にしたことにより発生したものであることを踏まえ、研究炉等審査部門において整備済みのマニュアルに則り業務に当たることを、改めて部門内に周知徹底した。</p>		
是正処置	-		

番号	20	担当部署	核セキュリティ部門
件名	メール誤送信による個人情報(メールアドレス)の漏えい		
内容	令和5年10月3日(火)に、核セキュリティ部門員が原子力事業者等の核物質防護担当者宛(105者、24事業者)に「核物質防護に係る事業者等連絡会」の開催案内メールを送信した。その際、送信先のメールアドレスが「BCC」ではなく「CC」に入力されていたため、メールを受信した各事業者が相互にメールアドレスを見ることができる状態となっていること(メールアドレスが漏えいしていること)を、同日、当該メールの宛先に入っていた別の職員が発見した。		
要改善事項の処置	令和5年10月3日(火)中に、送信先である上記担当者宛(105者、24事業者)に改めてメールを送信し、当該メールの削除を依頼した。また、翌10月4日(水)より各担当者へ架電にて個別にメールの削除確認を行い、全ての担当者から当該メールを削除した旨確認した。 なお、長期休暇中のメール受信者が1名いたため、完了日が令和5年10月16日となった。		
是正処置	③是正処置実施中		

番号	21	担当部署	核燃料施設等監視部門
件名	面談資料(非公開情報)の誤掲載		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月1日(木)原子燃料工業熊取事業所(以下「事業者」という。)と面談を行った後、同日に、事業者から職員Aだけに面談資料の非公開部分の提示及び非公開版の資料の送付があった。職員Aは非公開情報をマスキングした資料を共有フォルダに格納すること及び事業者から非公開を希望する旨の連絡があったことを他の職員へ伝達することを失念したことから、面談に出席した職員Bも資料に非公開情報があるという認識がなかった。 ・2023年6月8日(木)職員Bがフォルダにあったマスキング未実施資料を使って、ホームページの掲載作業を行った。 ・2023年6月9日(金)ホームページへの掲載承認する職員Cは、資料に非公開情報である旨の記載がなかったことから、非公開情報が含まれていないと認識し、職員Bが作成したホームページの掲載承認を行った。 ・2023年6月12日(月)資料のホームページ掲載 ・2023年6月14日(水)事業者からマスキング未実施資料が掲載されている旨の連絡があり、非公開情報が含まれる資料が掲載されていることが判明した。 ・2023年6月14日(水)ホームページの資料の差し替えとともに上長に報告した。 		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・本件確認後速やかに資料のホームページ公開を停止し、公開用資料と差し換えた。 ・WARP(インターネット資料収集保存事業)上において、非公開資料は掲載されなかったことを確認した。 		
是正処置	④効果確認中		

番号	22	担当部署	国際室
件名	委員長名で発出する文書に係る決裁手続きの不備		
内容	委員長名(サイン入り)で発出する原子力規制国際アドバイザーへの就任依頼文書について、行政文書管理要領第23条第1項第1号の規定により、委員長の決裁を受ける必要があるところ、担当職員が、委員長名(サイン入り)文書については決裁を要しないとの認識を持っていたことから、所定の決裁手続きを経ずに委員長サインの上で、文書を発出していたことが判明した。これは、11月9日開催の原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合開催にむけた書類確認の中で明らかとなったものである。なお、実務上はGaroon メッセージにより当該文書について決裁を要する者(国際室長、技監、次長、長官及び委員長)に内容の確認を行っていた。		
要改善事項の処置	原子力規制国際アドバイザーへの就任を依頼する文書について改めて起案し、委員長までの決裁を得た		
是正処置	③是正処置実施中		

番号	23	担当部署	研究炉等審査部門
件名	情報公開法に基づく行政文書の開示請求対応における対象文書の開示漏れ		
内容	<p>研究炉等審査部門(以下「処分原課」という。)は、令和5年5月22日付けで、情報公開法第3条の規定に基づき、開示請求人(以下「請求人」という。)から開示請求(以下「本件開示請求」という。)を受けた。</p> <p>処分原課は、本件開示請求が、東京工業大学科学技術創世研究院ゼロカーボンエネルギー研究所北実験棟5号館(放射性同位元素実験室/放射性同位元素等管理室)における使用の開始及び終了並びに変更について承認した決裁書類及び通知文であると特定し、令和5年7月21日付けで使用の終了に係る決裁書類の一部の開示を決定し、令和5年10月10日付けで残りの文書を開示する決定(以下「原処分」という。)を行った。なお、原処分に対しては、請求人から、令和5年8月1日付け及び令和5年10月18日付けで行政文書の開示の実施方法等申出書が提出されており、それぞれ対象文書を開示済みである。</p> <p>その後、請求人から、令和5年10月17日付けで本件開示請求と同様な内容の開示請求(以下「別件開示請求」という。)を受けた。これに対し、処分原課は、別件開示請求を処分するに当たり、改めて対象文書を精査したところ、原処分において、対象文書が1件漏れていたことが判明したものの。</p>		
要改善事項の処置	<p>開示すべき対象文書が漏れていたことから、請求人に対し、原処分に不備があったことを謝罪するとともに、対象文書の追加開示の手続きを行う旨を説明した。</p> <p>また、原処分で漏れていた対象文書の追加開示を令和5年11月28日付けで決定したことをもって、処置を完了したとする。</p> <p>なお、追加開示に対し、請求人から、令和5年12月4日付けで行政文書の開示の実施方法等申出書が提出されており、対象文書の開示を行っている</p>		
是正処置	②是正処置検討中		

番号	24	担当部署	保障措置室
件名	計量管理規定の変更認可申請等の処理の遅延について		
内容	<p>①国際規制物資使用者等が、計量管理規定を変更しようとするときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第 61 条の8に基づき、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。</p> <p>同条に基づき、令和5年 1 月 24 日付けで国際規制物資使用者等からなされた変更認可申請を、1 月 30 日付けで保障措置室は受理したが、9 月 19 日時点で未処理であったことが室内の案件整理によって判明した。なお、計量管理規定の変更認可申請の標準処理期間は 30 日間である。</p> <p>②保障措置室内で同様の案件が他にないか調査を行ったところ、原子力施設の設計情報に変更があった場合に日・IAEA 保障措置協定(以下「協定」という。)に基づき IAEA に提出する必要がある設計情報質問表(DIQ)を、令和3年5月に2件、令和5年2月に2件受理していたが、それぞれ未処理であったことが判明した。DIQ については、協定上 IAEA への提出期限が定められておらず、また、原子炉等規制法等の法令に基づくものではないことから原子力規制委員会において標準処理期間は設けられていないものの、事業者から取得した文書については、速やかに処理すべきであったところ、2 年以上未処理の状態であった。なお、DIQ で記載されている情報については、会議等を通じて IAEA には提供されていた。</p> <p>③DIQ の受理については、事業者から取得した文書であり、文書管理システム上で速やかに文書の受付登録をしなければならないところ、これまで受付登録をする運用がされておらず、受付処理がなされていなかったことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>① 計量管理規定の変更認可申請については、速やかに決裁を行い、申請者に対して認可書を送付した。</p> <p>② DIQ に係る処理業務については、速やかに決裁を行い、10 月 31 日付けで外務省に IAEA への送付を依頼するとともに、同日付けで事業者に対してその旨報告した。</p> <p>③ 受付が未処理であったことが判明したものについて、受付処理を行った。</p>		
是正処置	②是正処置検討中		

番号	25	担当部署	保障措置室
件名	非開示情報を含む委託成果報告書の環境省図書館等への誤提出及び原子力規制委員会ホームページへの誤掲載		
内容	<p>令和4年度に実施した委託事業の成果報告書について、令和5年6月6日に環境省図書館へ、同年6月8日に(環境省図書館経由で)国立国会図書館へ納本し、同年9月7日に原子力規制委員会ホームページ(以下「HP」という。)へ公開した。</p> <p>その後、同年9月28日に、環境省図書館の担当者が資料の受入作業を実施する際に中身を確認したところ、納本された成果報告書に「社外秘」等の記載があったことから、環境省から保障措置室に対して、当該成果報告書を公開して問題ないか確認の連絡があった。連絡を受け、保障措置室から事業者に対して確認したところ、当該報告書が原子力規制庁のみに開示された社外秘情報であることが確認され、非公開情報を含む委託成果報告書を誤って納本及びHP公開していたことが発覚した。</p>		
要改善事項の処置	<p>本事案の発覚後速やかに、閲覧可能な状態とするための手続き中であった環境書図書館及び国立国会図書館において当該成果報告書が利用・閲覧されないよう措置し、その上で、環境省図書館には回収の手続きを、国立国会図書館には利用制限の申請を行った。また、HP上の資料についても速やかに公開を停止した。</p> <p>また、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。</p> <p>本委託事業の受注者に対して本事案とそれに対する規制庁の対応について報告を行った。</p>		
是正処置	②是正処置検討中		

番号	26
件名	事業契約における仕様書及び根拠資料の確認不足並びに確定検査の未実施
担当部署	保障措置室
要改善事項の内容	<p>(1)賃貸借契約における設備の除却の実施の確認及び賃料の算定方法の確認漏れ</p> <p>保障措置の履行のため、事業者のサイト内で化学分析施設を設置・維持していく必要があることから、保障措置室では毎年度事業者と賃貸借契約を結び、年度初めにその賃料等を支払っている。</p> <p>①令和4年度においては、老朽化した設備の撤去等のため、施設の賃料に加えて新たに固定資産除却の費用を計上し、年度初めに支払いを行った。本契約について、令和4年度末の確定検査において、固定資産除却の実施の有無を確認すべきであったが、担当者が検査の実施を失念したため、一部の固定資産除却が計画通りに実施されていないことを見逃しており、未実施分を含めた本来よりも高い金額を支払ったままとしていたことが、令和5年6月末以降の事業者とのやりとりを通じて判明した。</p> <p>②また、同契約において、賃料の算定は事業者と事前に合意した算定方法に基づいた利率(事業者の借入金全体の平均利率)を適用することとしていたが、契約の際に算出根拠等のエ</p>

	<p>ビデンス提出を求めていなかったため、合意したものと異なる算定方法を事業者が用いており、本来よりも高い金額で契約を行っていたことを見逃していた。なお、本件についても、令和5年6月末以降の事業者とのやりとりにおいて判明した。</p> <p>(2) 契約における仕様書の記載に係る確認漏れ</p> <p>IAEA 保障措置の適切な実施のため、令和4年度に、保障措置機器を設置する施設を所有する事業者と査察用非破壊測定装置の架台に係る耐震強度評価を行う委託契約を締結した。しかしながら、契約書に添付していた仕様書に解釈の幅があり、誤解を招く記載となっていたことや、関係者間での意思疎通が不十分であったこと等により、年度末に提出された成果物は、当初想定していた仕様と異なるものであった。</p>
要改善事項の処置	<p>(1) 会計部門と調整のうえ、以下の対応を行った。</p> <p>① 令和5年6月末以降の事業者とのやりとりで事実が判明し次第、速やかに国庫への返金手続きを行った。</p> <p>② 令和5年6月末以降の事業者とのやりとりで事実が判明し次第、速やかに事前に合意した利率で契約金額の算定をし直し、令和5年度の契約の変更に向けた調整を開始した。今後、会計部門の指示等も踏まえながら対応を進めていく。</p> <p>(2) 額の確定検査において、本契約を未達として処理した。</p>
是正処置	<p>② 是正処置検討中</p>

IRRS ミッション指摘事項への対応状況

※グレー：昨年度までに対応完了、薄青：今年度これまでに対応が完了したもの、白：対応継続

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告1【R1】	情報交換プロセス	政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局 ¹ が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。 *1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む	勧告1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 検査監督総括課
	提言1【S1】	共同検査委託監督	原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関 ² との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。 *2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関	提言1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での合同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 検査監督総括課
	勧告2【R2】	モニタリング提供者承認	政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。	勧告2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉規法においてもRI法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。	測定信頼性を確保するための措置を加えるため、RI 施行規則改正を実施した。また、この規則改正を具体化するための「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（以下「予防規程ガイド」という。）の一部改正を行い、左記の対応を完了した。（RI 規制部門） RI 法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者のうち政令41条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「保安措置ガイド」という。）にて措置しているが、政令41条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。このため、保安措置ガイドを改正し、政令41条非該当使用者 ^{*1} に対する当該運用について追記した。これにより、原子炉等規制法の規制対象事業者等に対し、測定信頼性を確保するための措置を明確化できたことから、左記対応を完了した。（検査監督総括課） *1: 炉規法施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の利用者及び炉規法第57条の7に規定する核原料物質を使用する者	RI 規制部門 規制企画課 検査監督総括課
指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	—	IRRS チームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でも BWR 運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について引き続き検討し、実施可能なものから取り入れる。	人事課	

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制機	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS ³ との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加す	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基	【完了】	【完了】	防護企画課 RI 規制部門

関 の 責 任 と 権 限			ることに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。 *3: 国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。			
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善推進室
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現職の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可取得者コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者/申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	【完了】	【完了】	規制企画課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023年度の進捗・今後の予定	担当課室
規 制 機 関 の マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム	勧告6【R6】	統合マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善推進室
	提言4【S4】	意識啓発研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的措置が実施されたからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善推進室
	提言5【S5】	マネジメント戦略アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善推進室

	提言6【S6】	マネジメント 文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
--	---------	---------------	---	---	------	------	----------------

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023年度の進捗・今後の予定	担当課室
許 認 可	提言7【S7】	高経年化対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを整合化した。	【完了】	【完了】	—
	勧告7【R7】	施設検査取り 込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	—
	勧告8【R8】	廃止措置計画 サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRS チームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020年度内に変更した。 (放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。	(原子力安全) 令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備したことから、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準の規定に係る措置は完了した。(研審部門) (原子力安全) 放射性物質の測定方法等に係る技術文書について、令和5年度内に NRA 技術報告として取りまとめる見込み。(放廃研部門) (放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したこととの連絡文を発出することについて2023年3月に策定した「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」(以下「立入検査ガイド」という。)において明確化した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	研審部門 放廃研部門 RI 規制部門

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023年度の進捗・今後の予定	担当課室
審 査 と 評 価	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	—
	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員の追加任用に基づく。	【完了】	【完了】	企画基盤課 シス安研部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
検査	勧告 9 [R9]	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンススペースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告 9 は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていることと、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	【完了】	【完了】	検査監督総括課
	提言 10 [S10]	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言 10 は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	【完了】	【完了】	人事課 検査監督総括課 人材育成センター

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
執行	勧告 10 [R10]	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告 10 は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	【完了】	【完了】	検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制とガイド	勧告 11 [R11]	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告 11 は完了とする。	【完了】	【完了】	監査・業務改善推進室 RI 規制部門 核審部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告 12 [R12]	RI 緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを 1 つにまとめて策定すべきである。	勧告 12 は完了とする。	【完了】	【完了】	—
	提言 11 [S11]	RI 緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言 11 は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に	【完了】	【完了】	—

		ある。	一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。			
勧告13【R13】	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告13は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設についてEALを定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	—
提言12【S12】	緊急作業の一貫性	政府は関連当局 ^{*4} が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。 *4: 緊急作業に対する措置を規制する複数の規制機関	提言12は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	—
指摘事項2	GSR part7への適合及びEPREVミッションの受け入れ	—	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRSチームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在のEPR枠組みを再検討し、GSR part7の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合はGSR part7に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。またIRRSチームは日本政府に対し、EPREVミッションを要請することを勧める。	原子力規制委員会が所管するEPRについて、GSR part7の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、 防護戦略の更なる高度化に向けて 、GSR part7の要求事項への適合性を踏まえつつ継続的に実施していく。 例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて原子力災害対策指針を改正した後、 2023年5月に甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルを制定した。 なお、EPREVミッションの受け入れについては、現時点においては同ミッションの受け入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討が行われているところ。	防護企画課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11委員会資料)	2023年度の進捗・今後の予定	担当課室
輸送	フォローアップ勧告1【RF1】	SSR-6要求事項の規制文書化	—	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2【RF2】	輸送物設計承認書記載事項見直し	—	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1【SF1】	承認書等記載内容関連付け	—	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的で相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門
	指摘事項3	設計承認審査ガイダンス文書	—	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRSチームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRSは原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門

	フォローアップ勧告3【RF3】	検査対象物拡張	—	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核監部門
	フォローアップ勧告4【RF4】	輸送緊急時対応訓練	—	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	【完了】	【完了】	緊急事案対策室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
追加的事項	フォローアップ勧告5【RF5】	放射線防護最適化	—	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	【完了】	【完了】	防護企画課 RI 規制部門

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2023 年度の進捗・今後の予定	担当課室
インターフェイス	提言13【S13】	安全・セキュリティインターフェイス	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	—

令和5年度原子力安全文化に関する 職員アンケート・インタビュー調査結果

令和6年2月

監査・業務改善推進室

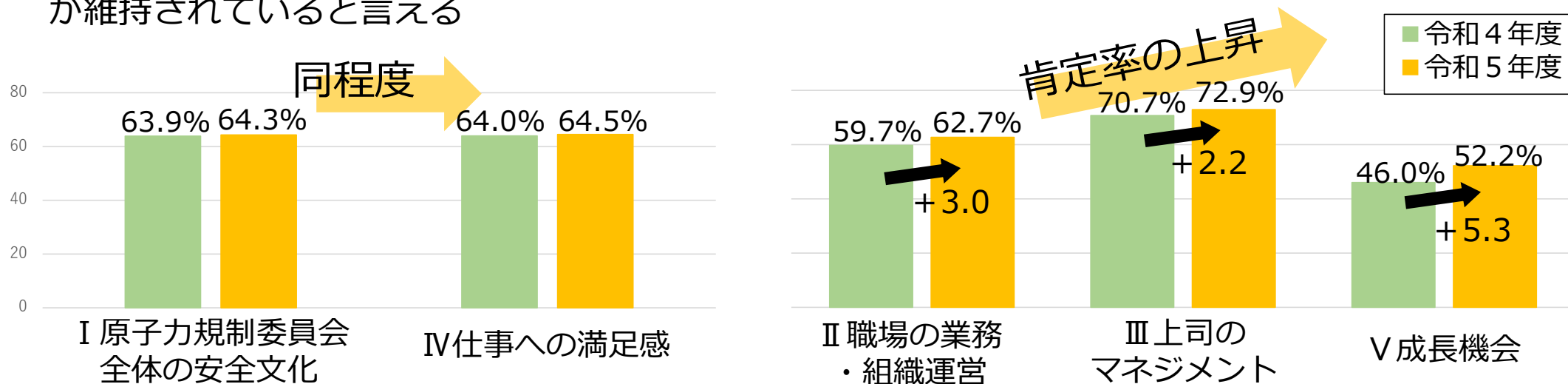
今年度のアンケート・インタビュー調査の目的

- ・健全な組織マネジメント、人材育成、継続的な業務改善等が行われ、健全な安全文化が育成・維持されていることの確認（組織の「定期健康診断」）
- ・職員一人一人が組織に愛着を持ち自らの力を発揮できる（≒エンゲージメントが高い）状態であるかの確認
- ・前回調査において、若手・中堅職員の「働きがい」や「職員間の繋がり」が低かったことの要因を特定するため、若手・中堅職員を主眼に置いたアンケート結果の分析・インタビューを実施

アンケートの結果（全体）

アンケート結果について、I～Vの各要素に関する平均肯定率※の前年度からの変動を確認

- ・昨年度に比べて平均肯定率※が上昇している要素もあり、全体としては昨年度と同等以上の水準が維持されていると言える



各要素の特徴

I	<ul style="list-style-type: none"> ・「核セキュリティ文化の業務浸透」は上昇したが「安全文化の業務浸透」に比べて低い（10.6ポイント差） ・「一般市民にわかりやすい情報提供」は上昇したが肯定率そのものは半数未満（38.5%←34.8%）
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・「異動時の引継ぎ・業務説明」はほぼ変化なく半数未満（40.6%←39.3%）

各要素の特徴

II	<ul style="list-style-type: none"> ・「マニュアル整備」、「ノウハウ等の共有・伝承」は上昇 ・「仕事の分担」、「人員配置」は上昇したものの半数未満（41.7%←37.2%、28.7%←21.6%）
III	<ul style="list-style-type: none"> ・他の要素に比べて高水準 ・一方で、研究職は他の職種に比べて低い
V	<ul style="list-style-type: none"> ・「指導・研修」、「現在の仕事が今後活かせる」は上昇 ・「キャリア形成の相談相手」、「ロールモデルとなる上司・先輩」は上昇したが半数未満（39.7%←34.9%、34.1%←29.4%）

※「肯定率」とは、設問への回答のうち「そう思う+どちらかというと思う」と答えた者の比率であり、「平均肯定率」とは要素内の「肯定率」の平均値

アンケートの結果（若手・中堅職員）（1 / 2）

原子力規制庁全体の平均肯定率と若手・中堅（～39歳までの職員）の平均肯定率を比較

- ・特に30代職員の肯定率が庁全体の結果に比べて低い傾向①
- ・職種別の比較では、研究職の若手・中堅が全体に比べて全般的に低い②
- ・一般職事務系の30代の「働きがい」が総じて低い③

○規制庁全体の要素ごとの平均肯定率と各年代・職種の平均肯定率との差

要素	一般職事務系			一般職技術系			総合職			研究職			全職種			特徴
	10～20代	30代	全体	10～20代	30代	全体	10～20代	30代	全体	10～20代	30代	全体	10～20代	30代	全体	
I 原子力規制委員会 全体の安全文化	-3.90	-4.47	-4.12	7.30	-7.57	-3.13	-12.76	-7.08	-9.68	4.91	-16.82	-10.93	-0.67	-8.79	-5.48	・全職種で低く、 中でも30代が低い
II 職場の業務 組織運営	-3.34	-5.33	-4.09	1.98	2.37	2.26	-4.51	7.02	1.75	-1.17	-12.36	-9.33	-1.62	-1.54	-1.57	・研究職が低い
III 上司の マネジメント	5.08	1.66	3.78	4.42	1.83	2.60	2.12	5.54	3.98	-1.34	-13.74	-10.38	3.78	-0.93	1.00	・研究職が低い
IV 仕事への満足感	-2.14	-13.31	-6.38	-0.52	-12.25	-8.75	-4.77	-5.42	-5.12	2.18	-7.66	-5.00	-1.52	-10.78	-7.00	・全職種で低く、 中でも30代が低い
V 成長機会	7.45	-14.00	-0.68	11.07	-2.98	1.21	-4.68	-13.23	-9.32	24.75	-9.32	-0.09	8.82	-7.46	-0.82	・総合職が低い ・30代が低い

※朱色は肯定率が全体より低いもの（薄：5pt以上、濃：10pt以上）、青色は高いもの（薄：10ポイントpt、濃：5pt以上）を示す
※ここでいう「全体」とは、若手・中堅全体のことであり、10～20代と30代をまとめた結果を意味する

アンケートの結果（若手・中堅職員）（2 / 2）

要素ごとに、若手・中堅における平均肯定率の低い個別の取組（個別設問等）に▲をつけた

- ・原子力規制委員会全体の安全文化の要素に関する設問は職種に依らず肯定率が低い一方で、職種別には以下の傾向が見られた

若手・中堅で向上させたいと思われる設問等		職種			
		一般職事務系	一般職技術系	総合職	研究職
I 原子力規制委員会全体の安全文化	「10.核セキュリティ文化の業務浸透」 「13.一般市民に分かりやすい情報提供」 「14.職員に伝わる安全重視メッセージ」	▲	▲	▲	▲
II 職場の業務・組織運営	「18.業務マニュアルが整備」				▲
	「25.仕事が適切に分担」	▲			▲
III 上司のマネジメント	全体				▲
IV 仕事への満足感	「47.自分の職場への貢献」	▲	▲	▲	▲
	「48.自分が能力発揮できる仕事」		▲		
	「49.自分の能力に応じた仕事量」		▲		
	「53.仕事と生活のバランス」	▲	▲		
V 成長機会	「58.キャリア形成の相談相手」 「59.将来なりたいと思える先輩・上司」			▲	
肯定率の低い設問に係る傾向		仕事の分担や仕事と生活のバランスなど、 <u>業務量に係る設問の肯定率が低い</u>	<u>仕事への満足感に係る設問の肯定率が全体的に低い</u>	キャリアに係る相談相手やロールモデルの存在など、 <u>将来像に係る設問の肯定率が低い</u>	マニュアル整備や業務分担、上司のマネジメントなど、 <u>職場のマネジメントに係る設問の肯定率が低い</u>

インタビューの結果（若手・中堅職員を中心に）

若手・中堅職員25名及び管理職5名に対し、「働きがいとその要因」、「職員間の繋がり」、「上司のマネジメント」等をテーマに2・3名のグループインタビューを実施
 ・インタビューの結果抽出された傾向は以下のとおり

テーマ	抽出された傾向
働きがいとその要因	<ul style="list-style-type: none"> 管理職相当は必須の経験との認識から総括業務へ配置しているが、若手中堅職員は働きがいを低下させている。双方の間にギャップがある。 管理職相当はゼネラリストとして成長することを重視しているが、若手中堅職員は、専門性を発揮しきれないことで働きがいを低下させている。双方の間にギャップがある。 業務の集中の主な要因として、自分の仕事の範囲を勝手に決めて、他の仕事を断る職員の存在が認識されている。
職員間の繋がり	<ul style="list-style-type: none"> 業務上のコミュニケーションは過不足なしと認識されている。 ただし、事務系・25-29歳の若年層で上司の多忙な様子にコミュニケーションのとりづらさを感じている。 職種や部門を超えたコミュニケーションは十分とはいえず、距離を感じている。 安全文化に対する認識が、年次や職種または個人で共有・共感されていない。
上司のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 属人的なマネジメントスタイルによって、若手・中堅職員は働きがいや働きやすさに相違を感じている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 職員間のコミュニケーション活性化をねらう諸施策は、認知度・活用度ともに低迷している。 評価する仕組みの改訂を求める声が根強く、また360度評価の対象拡大を求める声もある。

今後必要と考えられる対応（1 / 2）

1. 規制庁全体

各要素それぞれ肯定率が全体的に上昇している傾向はあるものの、改善すべき事項（課題）が依然見受けられるため、今後も以下のとおり対応していきたい

課題	追加・拡充策
<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全文化や核セキュリティ文化について、その意義や重要性に対する認識が低い職員が散見されたほか、重要性等を認識している職員であっても、実務への落とし込みといった実践的な理解等が不足している傾向が見られた 	<p><u>安全文化・核セキュリティ文化の更なる浸透を図る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①意義や重要性に対する認識の向上 <ul style="list-style-type: none"> 組織における原子力安全文化の目的や意義、必要性について改めて教育、周知するための取組の実施 ②実践的な理解等の促進に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> 組織や個人がどうあるべきかの議論や意見交換の場を設ける 実務的な観点で安全文化等の理解を促進するため、各部等や課等の長が、当該部等及び課等の業務において安全文化等の観点から意識すべき事項を明確化し、所属職員に対して周知する
<ul style="list-style-type: none"> 上司のマネジメントや職場の業務・組織運営に関する研究職の肯定感が低い 	<ul style="list-style-type: none"> <u>研究職の特性を考慮し、行政職とは区分して要因、課題を特定し、必要な措置を講じていく</u>
<ul style="list-style-type: none"> キャリアコンサルタントの意図や背景が浸透していない 職種や部門を超えたつながりやコミュニケーションを十分と捉えている職員は少ない 	<p><u>既存施策の認知度及び活用度の低迷や仕組みの更なる充実と継続</u></p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアコンサルタント制度の充実 職位や部門を超えたコミュニケーション活性化の取組の継続

（*これまでに講じた改善策の例）1on1ミーティング、年度途中における業務計画の見直し、マニュアルの整理、幹部と職員による意見交換、職位や部門を越えたコミュニケーション研修、アンケート結果のフィードバック、キャリアコンサルタントによる面談、360度評価の拡大、異動時に新規着任者にワンボイスで伝える取組、職場参観日、各職種におけるキャリアパスの明示、長官からのメッセージ、メンター制度の拡充、分かりやすい説明資料作成

今後必要と考えられる対応（2 / 2）

2. 若手・中堅職員

昨年度の課題であった「働きがい」「職員間の繋がり」に対して、今年度から必要な措置（前頁）を始めたところではあるが、今回、更に深掘り調査したことで以下のような課題が抽出された

課題	追加・拡充策
<ul style="list-style-type: none"> ・若手・中堅職員と管理職級との間にあるキャリアに関する認識のギャップ ・「自身の職場への貢献」に係る低い実感（一方で「組織の社会への貢献」については肯定的） 	<p><u>長期的な視点に立ったキャリア形成への配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の意義、役割、社会的・組織的貢献等についてキャリアパスも踏まえて上司等からきめ細かく伝える
<ul style="list-style-type: none"> ・上司等とのコミュニケーションの取りづらさ（上司の考えや方針のわかりにくさ） ・上司の属人的なマネジメントスタイル 	<p><u>上司等のマネジメント力の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部や課室長の方針等について課室内で話し合う機会を設ける ・個々の経験や知見のみに頼るのではなく、上司等として目指すべき方針（管理職パッケージ）等を明確に示す ・各上司等が、明確な指針の下でマネジメントを実施できるよう資料・教育等の充実を図る ・業務状況や内容を把握した上で、業務指示や割り振り等の適切な業務管理を行う

(参考1) 調査概要

① アンケート

- 調査期間：2023年10月30日（月）～11月17日（金）
- 対象者：課室長級以下の職員（技術参与含む。事務補佐員を除く） 1,144名
※人数は、上記調査期間の休業者等を除く職員
- 回答者数・回答率：回答者数1,086名、回答率94.9%（※前回は、回答率80.8%）
- 調査方法：Web上での無記名アンケート（回答者の属性は、回答者による回答で把握）
- 設問一覧：参考2参照

② インタビュー

- 実施期間：2023年10月26日(木)～11月29日(水)
- 対象者：若手・中堅職員（20代前半～30代後半）及び職場でマネジメントを担う管理職級
- 内容：働きがいとその要因、職員間の繋がり、上司のマネジメント等
- 対象者数：若手・中堅 25名、管理職級 5名 計30名
- 調査方法：グループインタビュー（1回あたり2～3名、90分間）

(参考2) 設問一覧

全 I 体 ・ 原 子 力 文 化 制 委 員 会	8.原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	
	9.原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う	
	10.原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	
	11.原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っていると思う	
	12.原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	
	13.原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	
	14.原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	
	15.【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取り組んでいると思う	
	II ・ 職 場 の 業 務 ・ 組 織 運 営	17.あなたの課室の業務計画は、適切であると思う
		18.あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う
		19.あなたの課室では、行政文書(紙・データ)は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う
		20.あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う
		21.あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、研修やOJT等で組織的な共有・伝承が進められていると思う
		22.あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う
		23.あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う(例:業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う)
24.あなたの課室では、外部の関係者(被規制者や学識者等を含め)と積極的にコミュニケーションをとっていると思う		
25.あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う		
26.あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う		
27.あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う		
28.あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う		
29.あなたの課室では、「良い仕事をした」と思ったときに、メンバー間で認め合ったり、感謝の意が示されたりする職場である		
30.あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う		
31.あなたの課室では、不祥事や不適切な行為(セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む)はない		
32.【総合指標】あなたの課室では、気持ちよく仕事のできる業務・組織運営が適切になされていると思う。		

III ・ 上 司 の マ ネ ジ メ ン ト	35.あなたの上司は、あなたを信頼していると思う
	36.あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う
	37.あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う
	38.あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う
	39.あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う
	40.あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う
	41.あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う
	42.あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う
	43.あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う
	44.【総合指標】あなたは、上司を信頼している
IV ・ 仕 事 へ の 満 足 感	46.原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)がやっていることは、社会の役に立っていると思う
	47.あなたは、職場に貢献できていると思う
	48.あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う
	49.あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う
	50.あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う
	51.あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う
	52.あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う
	53.あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う
	54.【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体(原子力規制庁含む)での仕事に満足している
V ・ 成 長 機 会	56.あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う
	57.あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、今後担当する仕事などで活かせると思う
	58.あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる
	59.あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司(ロールモデル)がいる
60.【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	

(参考3) 原子力安全文化に関する宣言

原子力安全文化に関する宣言

原子力規制委員会

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何のものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

(参考3) 原子力安全文化に関する宣言

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

1. 原子力安全文化インタビュー・アンケート結果 調査概要

参考

- (1) 令和5年度は、現在重点的に取組を行っている下記2つの課題解決のための深堀と、アンケートによる定点観測を行うことを目的に調査を行った。

重点的に取組んでいる2つの課題
課題1：若手中堅の働きがい 課題2：職員間の繋がり

調査方法区分	調査の活用目的	
	定点観測	課題の深堀
アンケート	○	○
インタビュー	—	○

- (2) アンケート及びインタビューの実施概要は、以下のとおりである。

①アンケート

- ・調査対象：課室長以下の職員（技術参与含む。事務補佐員を除く。）
- ・調査項目：前回の令和4年度と同様の設問で実施。
- ・実施期間：2023年10月30日～2023年11月17日（3週間）
- ・回答者数・回答率：回答者数1086名、回答率94.9%（前回の回答率80.8%）

②インタビュー

- ・調査対象：若手中堅職員と、職場でマネジメントを担う管理職相当職員
- ・調査方法：グループインタビュー（2・3人ずつ、1回1.5時間）
 - * 若手中堅は事務系・技術系・研究職、管理職は事務系・技術系でグループを分けて実施
- ・インタビュー内容：働きがいとその要因、職員間のつながり、上司のマネジメント 等
 - * 若手中堅には、事前課題「働きがいの推移と背景」（自分の今までの働きがいの振り返り）を依頼。
- ・実施期間：2023年10月26日～11月29日
- ・実施回数・対象者数：若手中堅9回（25名）、管理職2回（5名）、計11回（30名）

2. 調査結果の総論

(1) アンケート結果—全体結果による定点観測【参考資料No.1～No.2】

①要素別の平均肯定率（「肯定率」は「そう思う+どちらかというと思う」比率。以降、肯定率と言う。）は、5要素中「Ⅱ.職場の業務・組織運営」・「Ⅴ.成長機会」の2要素が前回と比較して3ポイント以上上昇しており、残り3要素の「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」・「Ⅲ.上司のマネジメント」・「Ⅳ.仕事の満足感」も前回水準は維持されている。

②前回と比較して肯定率が5ポイント以上上昇した設問は以下6つで、業務マニュアル整備や業務の指導・教育、人員確保等の取組の成果と認識する。ただし、まだ十分な水準とはいえず、更なる改善が期待される。

- ・「Ⅱ.職場の業務・組織運営」：「18.業務マニュアルの整備」、「21.業務手順・ノウハウ等の組織的な共有・伝承」、「26.人員数は過不足なく適切」、「29.メンバー間での認め合い・感謝」
- ・「Ⅴ.成長機会」：「56.業務のための十分な指導・研修」、「57.現在の仕事が今後の仕事に活かせる」

③なお、改善余地が大きい設問は以下のとおりである。

■「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」：

- ・「10.核セキュリティ文化の業務浸透」は、肯定率54.8%で「9.原子力安全文化の業務浸透」より約10ポイント低い。
- ・「13.一般市民にわかりやすい情報提供」は、前回から変化なく、肯定率38.5%と低い。

■「Ⅱ.職場の業務・組織運営」：

- ・業務マニュアル整備等で改善がみられるものの、「25.仕事が適切に分担」（肯定率41.7%）は、改善が進んでいない。
- ・「26.人員数は過不足なく適切」は、改善がみられるものの、肯定率28.7%、否定率（どちらかといえばそうではない+そうではない）43.7%と、まだ改善余地が大きい。なお、「25.仕事が適切に分担」との相関が高い。（相関係数0.53）

■「Ⅲ.上司のマネジメント」：

- ・全設問が他要素に比べて高水準ではあるが、やや低めの「39.部下のチャレンジ支援」（肯定率63.5%）、「41.部下を適切に指導・育成」（64.5%）等は、改善余地がある。

■「Ⅳ.仕事の満足感」：

- ・特に、「51.異動後の十分な引継ぎ・業務説明」は、肯定率40.6%、否定率（同上）30.5%と改善余地が大きい。

■「Ⅴ.成長機会」：

- ・「56.業務のための十分な指導・研修」等改善がみられるものの、「58.キャリア形成の相談相手」（肯定率39.7%）、「59.将来なりたいと思える先輩・上司の存在」（肯定率34.1%）は、改善余地が大きい。

2. 調査結果の総論（続き）

（2）アンケート結果－若手中堅（39歳以下）の分析【参考資料No.3～4】

【年齢別】：5歳刻みで、「～24歳」・「25～29歳」・「30～34歳」・「35～39歳」別分析【参考資料No.3】

- ◆30歳代（「30～34歳」・「35～39歳」）で肯定率が低い傾向で、特に「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」・「Ⅳ.仕事への満足感」・「Ⅴ.成長実感」の3要素で顕著である。

①「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」：

全体で問題意識が高い「10.核セキュリティ文化の業務浸透」・「13.一般市民にわかりやすい情報提供」に加え、「14.職員に伝わる安全重視メッセージ」が低い。

②「Ⅳ.仕事への満足感」：

「46.NRAの社会への貢献」・「50.必要な裁量・権限」に比べて、「47.自分の職場への貢献」・「48.自分が能力発揮」・「49.自分の能力に応じた仕事量」等が低い。

③「Ⅴ.成長機会」：

全体で改善している「56.十分な指導・研修」・「57.現在の仕事が今後の仕事に活用」だが、20歳代に比べて30歳代で低い。

また、全体で低い「59.将来なりたいと思える先輩・上司」は、20代で比較的高いものの、30代以上が低い。

【職種別】：「一般職事務系」・「一般職技術系」・「総合職」・「研究職」別分析【参考資料No.4】

- ◆職種に関わらず、「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」・「Ⅳ.仕事の満足感」は低く、職種共通の課題である。

なお、「研究職」は、他の職種に比べて、「Ⅱ.職場の業務・組織運営」・「Ⅲ.上司のマネジメント」が低い。

2. 調査結果の総論（続き）

（3）インタビューによる結果【参考資料No.5】

① 仕事そのものについて

- 若手中堅職員は、総括業務への配置・経験によって働きがいを低下させている。一方で、管理職相当は必須の経験との認識から配置しており双方の間にギャップがある。
- 若手中堅職員は、専門性を発揮しきれないことで働きがいを低下させている。一方で、管理職相当はゼネラリストとして成長することを重視しており双方の間にギャップがある。
- 業務の集中の主な要因として「働かない職員」の存在が認識されている。

② 職員間のつながり

- 業務上のコミュニケーションは過不足なしと認識されている。
- ただし、事務系・25-29歳の若年層で上司の多忙な様子にコミュニケーションのとりづらさを感じている。
- 職種や部門を越えたコミュニケーションは十分とはいえず、距離を感じている。
- 安全文化に対する認識が、年次や職種または個人で共有・共感されていない。

③ 上司のマネジメント

- 属人的なマネジメントスタイルによって、若手中堅職員は働きがいや働きやすさに相違を感じている。

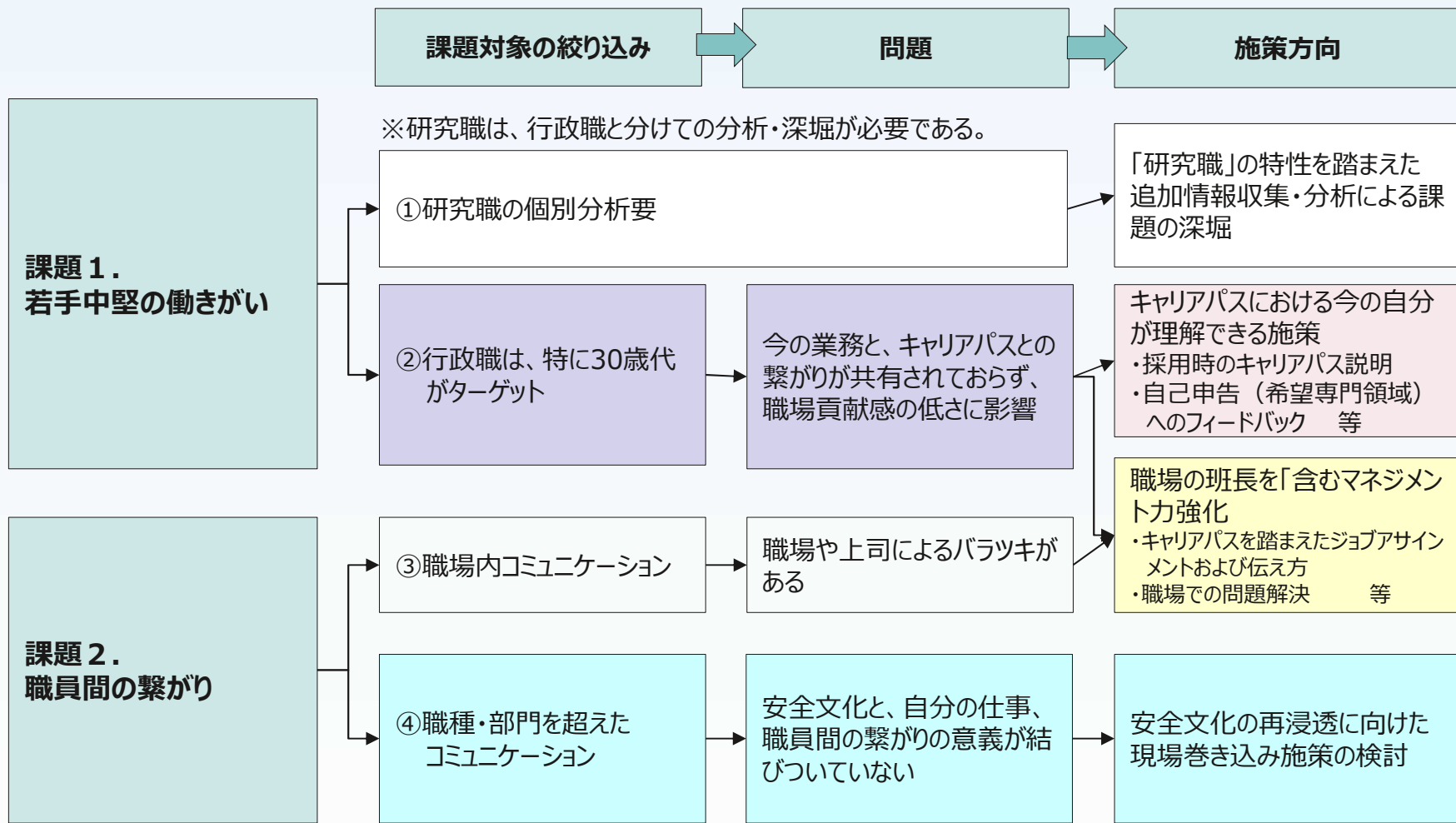
④ 諸施策

- 職員間のコミュニケーション活性化をねらう諸施策は、認知度・活用度ともに低迷している。
- 評価する仕組みの改訂を求める声が根強く、また360度評価の対象拡大を求める声もある。

2. 調査結果の総論（続き）

（4）今後の取組に向けた課題の深堀と施策方向

- 調査結果をもとに、外部有識者と議論を行い、課題の深堀および対策方向を検討した結果を以下に整理した。今後、必要な追加深堀や有効な他業種施策事例等を踏まえ、施策の具体化に向かう。



2. 調査結果の総論（続き）

（4）今後の取組に向けた課題の深堀と施策方向：検討結果の詳細

課題1. 若手中堅の働きがい

①研究職の個別分析要	<p>◆以下の特性を踏まえた、今回結果の深堀や、更なる調査による深堀が必要</p> <ul style="list-style-type: none">・職種面：研究職は、行政職と異なり、専門領域に特化することが採用段階から求められる。・仕事面：自分の専門領域での仕事を続けるため、基本的に部署・専門領域が変わることはない。・組織面：専門領域の分担が細分化されており、マネジメント側は内容指導、業務量調整が難しい。・職場環境面：今年度の組織改編、テレワークが多いなど <p>※外部有識者からは、研究職という特性上、長期的な納期・目標のマネジメントの在り方の確認は必要との意見。</p>
②行政職は、特に30歳代がターゲット	<p>◆外部有識者からの意見</p> <ul style="list-style-type: none">i) 今の業務とキャリアパスとの繋がりが共有されておらず、職場貢献度の低さに影響している。<ul style="list-style-type: none">・特に技術職には、「本人のキャリアにおける組織運営に関わる業務・行動（総括業務等）の意義」を伝えていくことが必要である。・若手中堅は、組織全体が社会の役に立っている自負はあるものの、自分が職場に貢献している実感が低く、ジョブアサインメントやキャリアパスが共有されていないと推察できる。ii) 30歳代へのアプローチも重要だが、職場の班長を含むマネジメント強化策が必要である。 <p>◆規制庁内での振り返りを踏まえた改善意見</p> <ul style="list-style-type: none">i) 採用時のメッセージ：一般職技術系の採用時に、「規制庁に入ると専門性が高まる」とアピールしている一方、国家公務員として必要な雑用があることの説明が不十分であった。ii) 自己申告の使い方：「希望する専門領域を申請する仕組み」はあるものの、その申請が、どのように使われているのかの説明が十分にされておらず、人が居ないからの異動との認識もある。iii) 仕事を割り振るマネジメント層の教育・評価：管理職の下にいる班長が仕事を割り振ることがあるが、そのマネジメントの力量に目配せできていなかった。できる職員・やる気の高い職員に仕事がいきがちになることをどうマネジメントが重要である。

2. 調査結果の総論（続き）


（4）今後の取組に向けた課題の深堀と施策方向：検討結果の詳細

課題2. 職員間の繋がり

③職場内コミュニケーション	◆職場内コミュニケーションについては、職場・上司によるバラツキがあることを踏まえ、職場別の結果フィードバックを行うことも含めての施策に取り組む。
④職種・部門を超えたコミュニケーション	<p>◆読取後の規制庁内での問題認識</p> <p>i) 若手中堅にとって、安全文化と、自分の仕事、職員間の繋がりの意義が結びついていない</p> <ul style="list-style-type: none">・他部門への関心が低く、他部門とのコミュニケーションの意義が若手中堅に伝わっていない。・自分の仕事における安全文化とは何かが、わかりにくい。 <p>◆外部有識者からの意見</p> <p>i) インタビュー対象者に、長官の意図を的確に捉えている職員がいた。そのような認識・思いを、お互いに伝え合える場があると良い。 職員間の繋がりとは、インフォーマルな繋がりがないと、いざというときのフォーマルな関わりができないという意味である。</p> <p>ii) 民間企業の他社では、「社長メッセージ」にあわせて「部長メッセージ」が発信される。 中間となる管理職が、長官メッセージを自部署に合わせて、かみ砕くことは必要ではないか。</p> <p>iii) 縦割りをどう解消するか。業務がどこにどうつながるかを、年1度でも認識できるような取り組みがあるとよい。</p> <p>iv) 安全文化と維持・育成という点では、例えば航空会社は力を入れて取り組んでいる。原因追究する文化が業界全体で根付いているので、一部参考になるかもしれない。</p> <p>v) 今の「宣言」は、文章が多く、職員に伝わりにくいかもしれない。</p>

参考資料No. 1 : 全体での要素別の平均肯定率前回比較

◆肯定率（その通り+どちらかといえばその通り）で、前回との比較を行った。

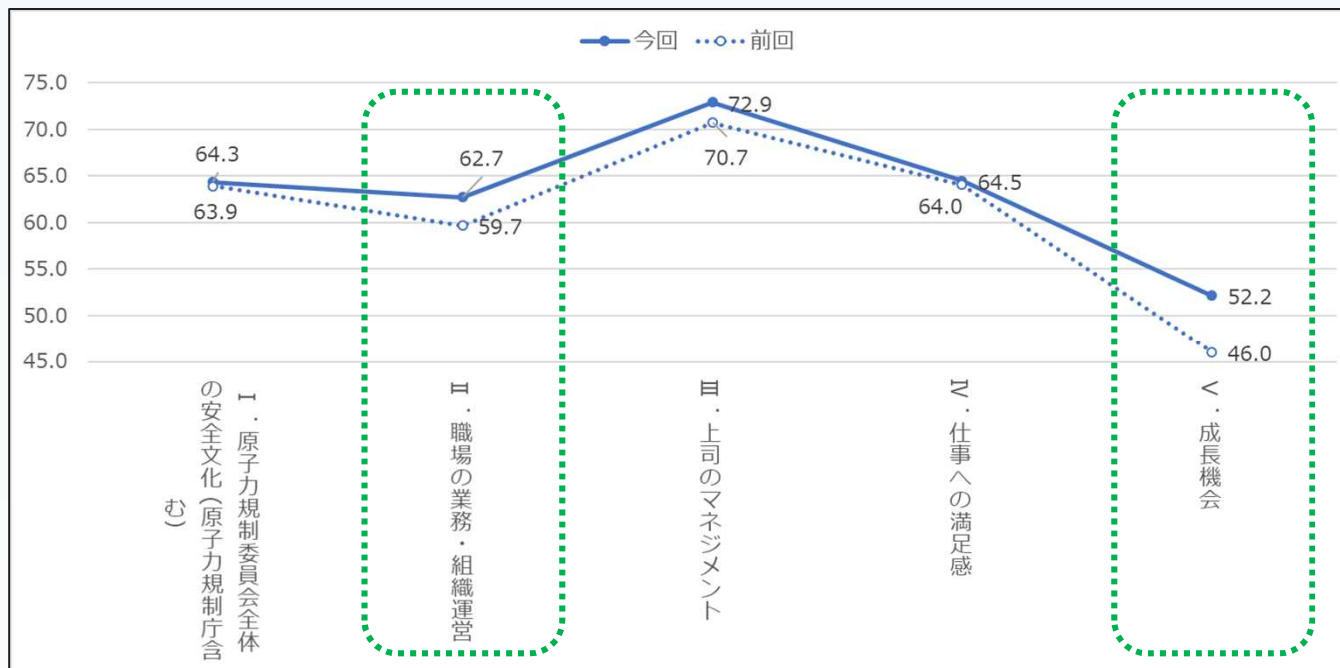
回答選択肢	その通り	どちらかといえばその通り	どちらとも言えない	どちらかといえばそうではない	そうではない	わからない
前回と比較する指標	 肯定率		-	-	-	-

◆要素別の平均肯定率は、5要素中2要素で3ポイント以上の上昇が見られ、他3要素も前回水準を維持している。

・「Ⅱ.職場の業務・組織運営」：今回62.7%（前回59.7%から3.0ポイントUP）

・「Ⅴ.成長機会」：今回52.2%（前回46.0%から6.1ポイントUP）

※「Ⅴ.成長機会」は、今回集計から除いた「技術参与・再任用」を含めても51.3%で、前回から5.3ポイント向上している。



参考資料No. 2 : 設問別の肯定率による前回比較 1 / 4

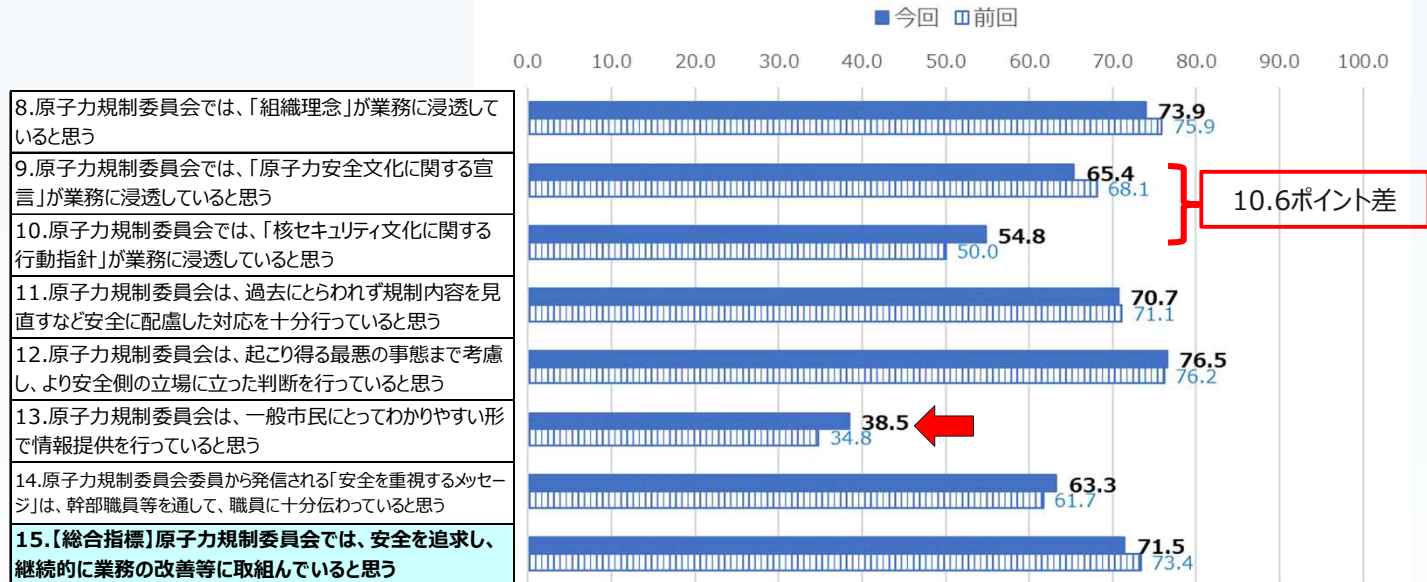
◆肯定率（その通り+どちらかといえばその通り）で、前回との比較を行った。

回答選択肢	その通り	どちらかといえばその通り	どちらとも言えない	どちらかといえばそうではない	そうではない	わからない
前回と比較する指標	➡ 肯定率		-	-	-	-

I. 原子力規制委員会全体の安全文化 (原子力規制庁含む)

肯定率

- ①前回と比べて、どの設問も、あまり変化は見られない。
- ②前回同様、以下2設問が、カテゴリ内の他設問に比べて、
 - ・「10.核セキュリティ文化の業務浸透」（「9.原子力安全文化の業務浸透」より約10ポイント低い。）
 - ・「13.一般市民にわかりやすい情報提供」（肯定率が過半数に達していない。）



参考資料No. 2 : 全体での設問別の肯定率による前回比較 2 / 4

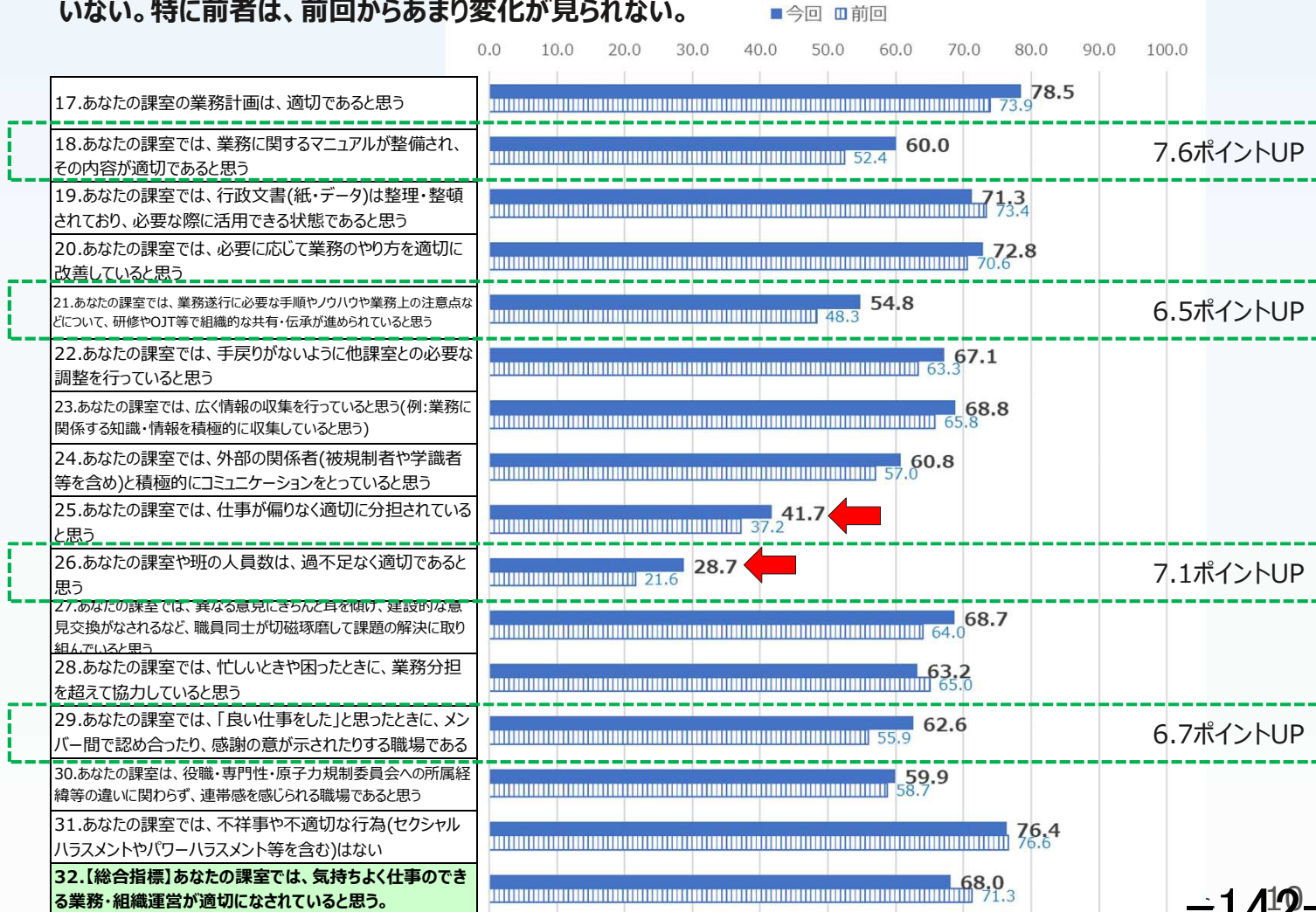
Ⅱ. 職場の業務・組織運営

肯定率

①以下4設問では改善が見られる。(前回に比べて、肯定率が5ポイント以上上昇した設問)

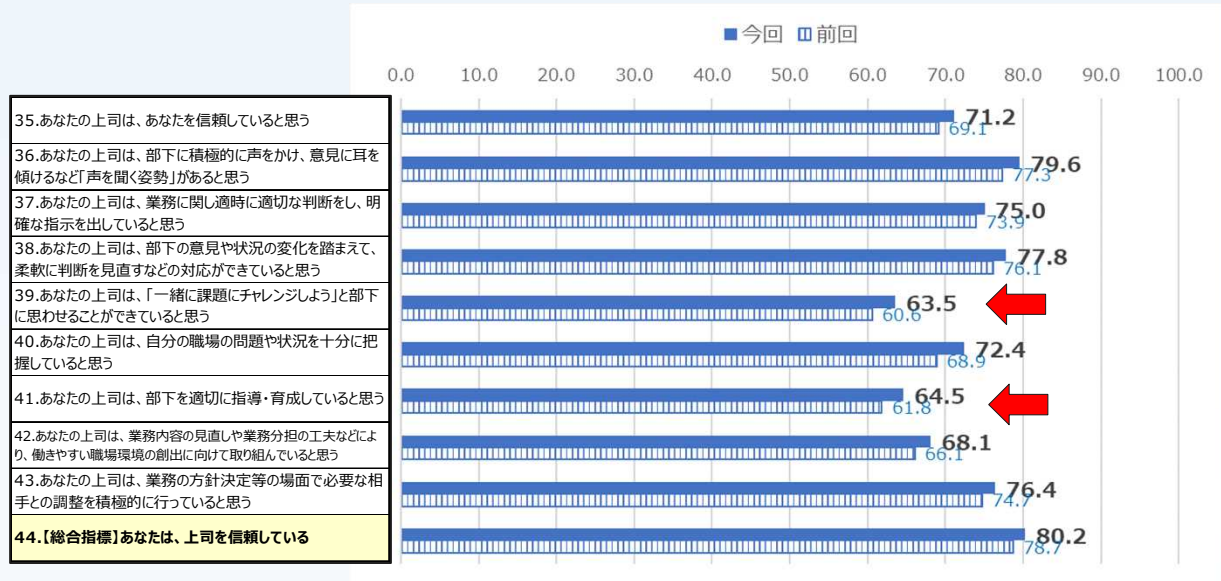
- ・「18.マニュアル整備」 ・「21.ノウハウ等の組織的な共有・伝承」
- ・「26.人員数は過不足なく適切」 ・「29.メンバー間での認め合い・感謝」

②「25.仕事が偏りなく分担」・「26.人員数は過不足なく適切」の2設問は、肯定率が過半数に達していない。特に前者は、前回からあまり変化が見られない。



Ⅲ.
上司のマネジメント
肯定率

- ① 前回に比べて、あまり変化は見られないが、全設問63%以上と、他要素に比べて高水準である。
- ② やや低めの設問は、「39.部下のチャレンジ支援」、「41.部下を適切に指導・育成」等である。

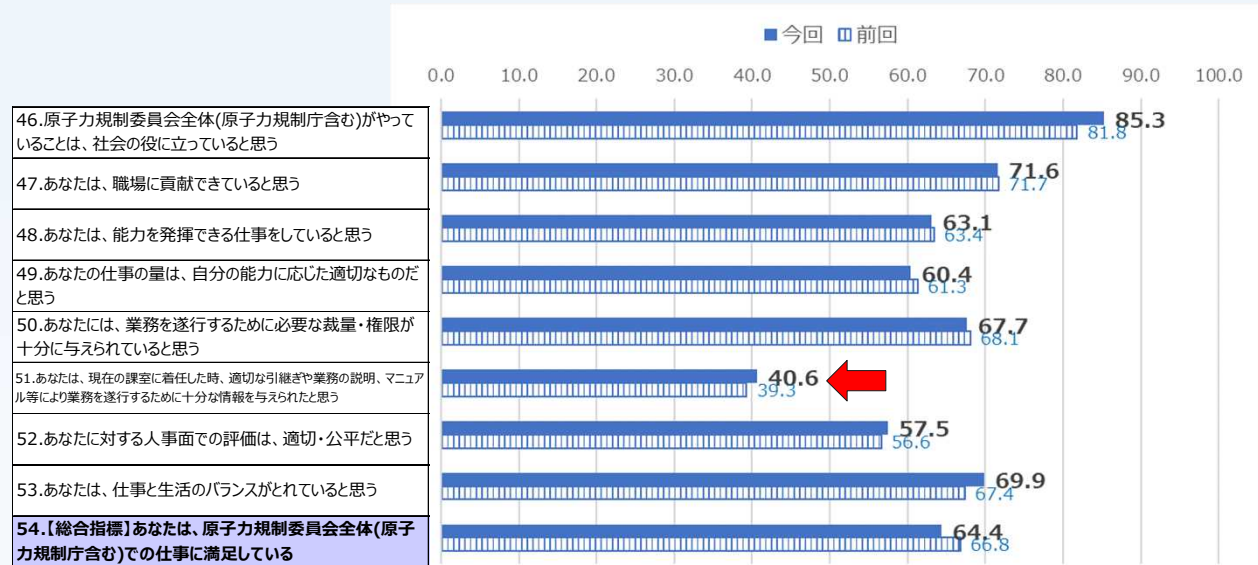


参考資料No. 2 : 全体での設問別の肯定率による前回比較 4 / 4

IV. 仕事への満足感

肯定率

- ① 前回に比べて、あまり変化は見られない。
- ② 「51.異動後の十分な引継ぎ・業務説明」は、肯定率40.6%と低いまま変化はない。



V. 成長実感

肯定率

- ① 現在の業務のための指導や、それが今後活かせるかについての設問は、改善がみられる。
・「56.業務のための十分な指導・研修」 ・「57.現在の仕事が今後の仕事に活かせる」
- ② 将来のキャリア形成の支援に係る以下設問は、低いままで変化はみられない。
・「58.キャリア形成の相談相手」 ・「59.将来なりたいと思える先輩・上司の存在」



参考資料No. 3 : 若手中堅 (～39歳) 年齢別 (5歳刻み) の肯定率

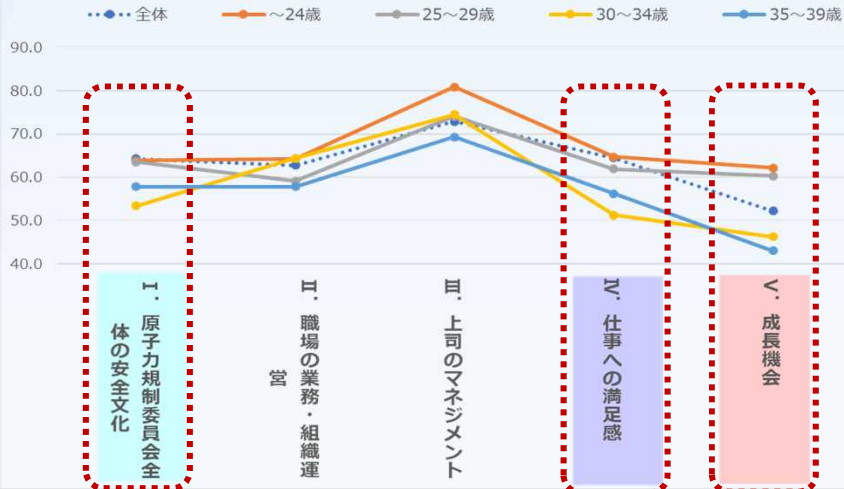
参考資料

◆30歳代(「30～34歳」・「35～39歳」)は、特に「Ⅰ.安全文化」、「Ⅳ.仕事への満足度」、「Ⅴ.成長機会」が低い。

注目点

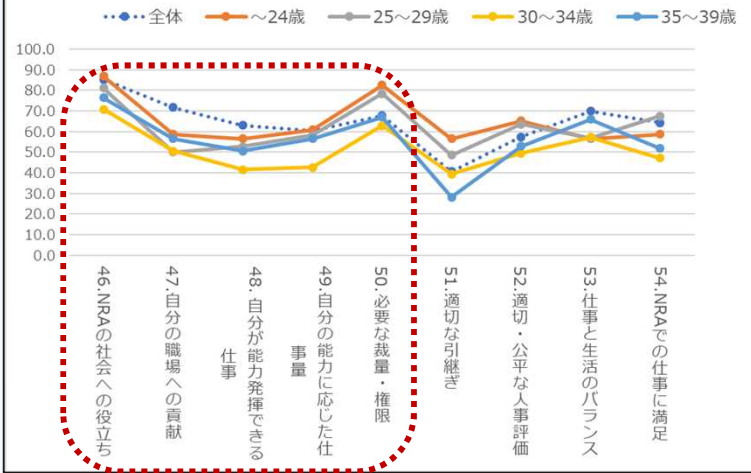
要素別平均肯定率

要素別平均肯定率 若手中堅年齢 (5歳刻み) 別



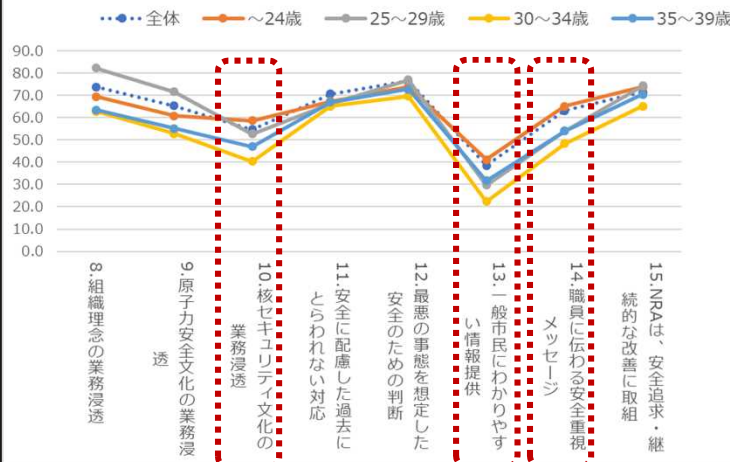
Ⅳ. 仕事への満足感 設問別肯定率

「Ⅳ.仕事への満足感」設問別肯定率



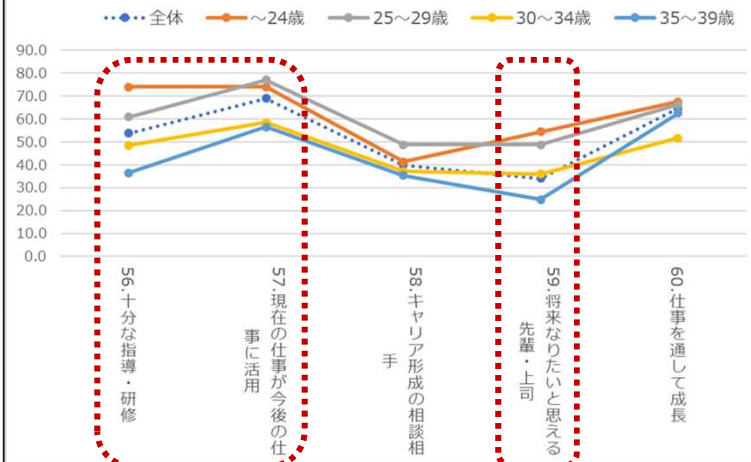
Ⅰ. 原子力規制委員会全体の安全文化 (原子力規制庁含む) 設問別肯定率

「Ⅰ.原子力規制委員会全体の安全文化」設問別肯定率



Ⅴ. 成長実感 設問別肯定率

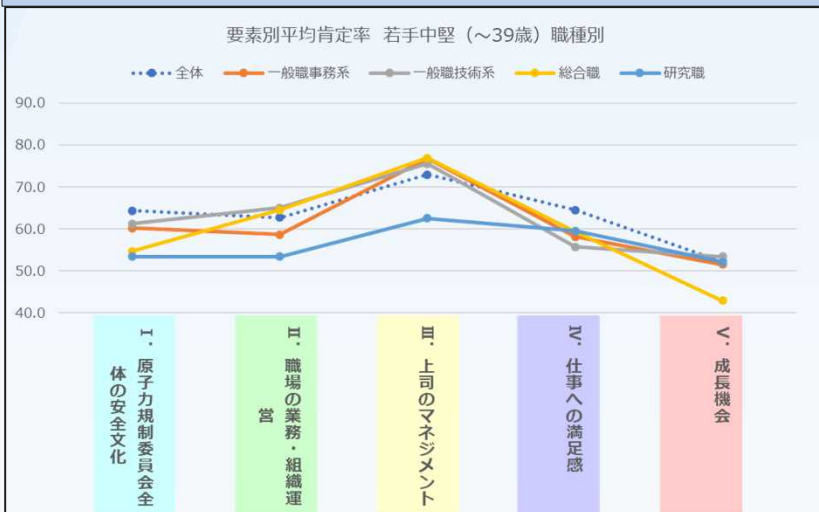
「Ⅴ.成長機会」設問別肯定率



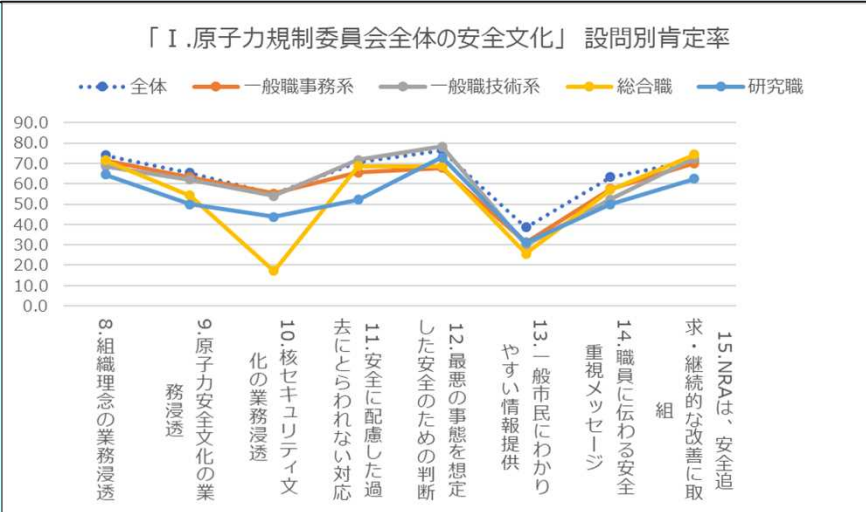
参考資料No.4：若手中堅（～39歳）職種別肯定率 1/2

- ①全職種で、「Ⅰ.安全文化」、「Ⅳ.仕事への満足感」が全体より低い。
- ②「研究職」で、「Ⅱ.職場の業務・組織運営」、「Ⅲ.上司のマネジメント」が低い。（青線）

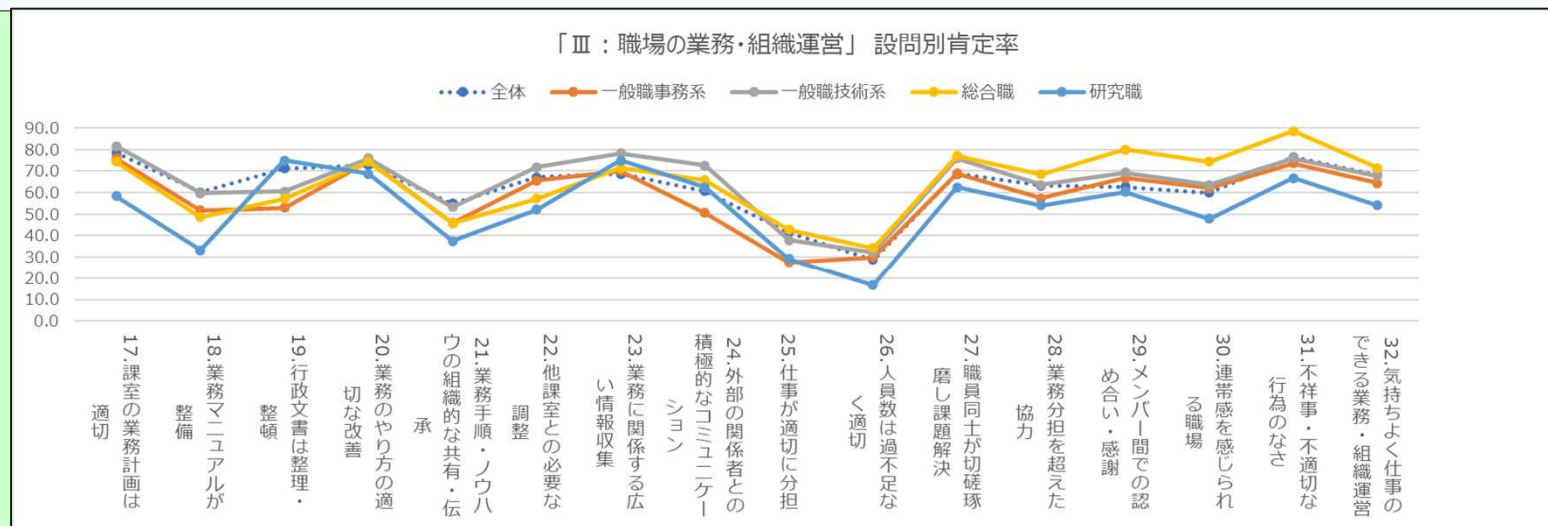
要素別平均肯定率



Ⅰ. 原子力規制委員会全体の安全文化（原子力規制庁含む）設問別肯定率



Ⅱ. 職場の業務・組織運営設問別肯定率



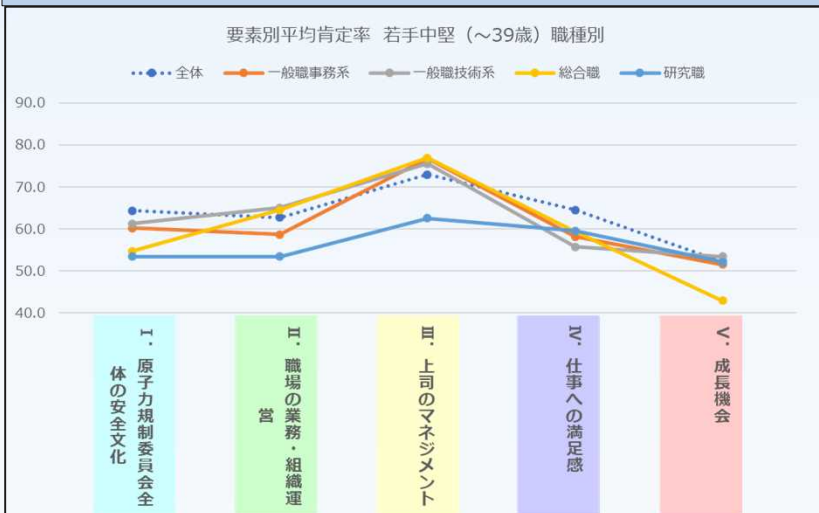
参考資料No.4 : 若手中堅 (～39歳) 職種別肯定率 2 / 2

【前頁再掲】

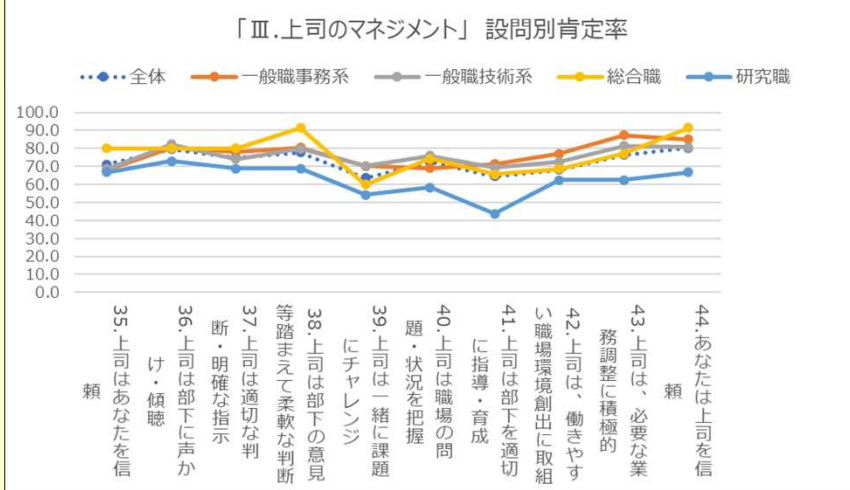
- ①全職種で、「Ⅰ.安全文化」、「Ⅳ.仕事への満足感」が全体より低い。
- ②「研究職」で、「Ⅱ.職場の業務・組織運営」、「Ⅲ.上司のマネジメント」が低い。(青線)

注目点

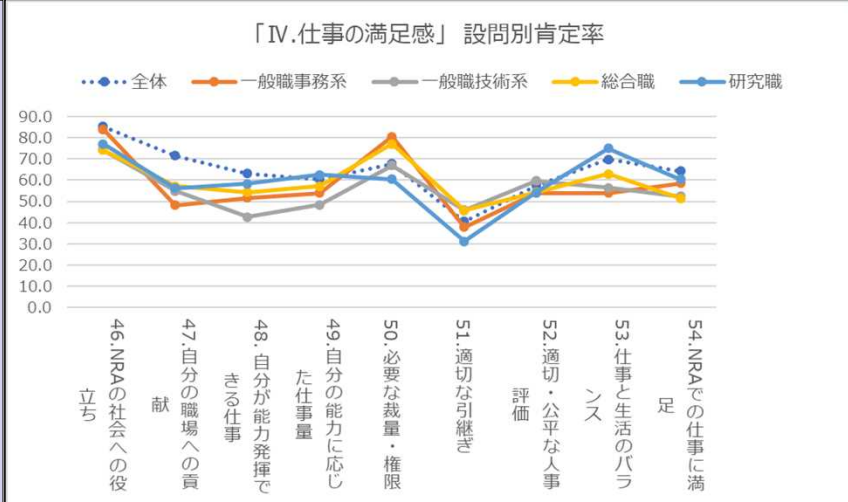
要素別平均肯定率



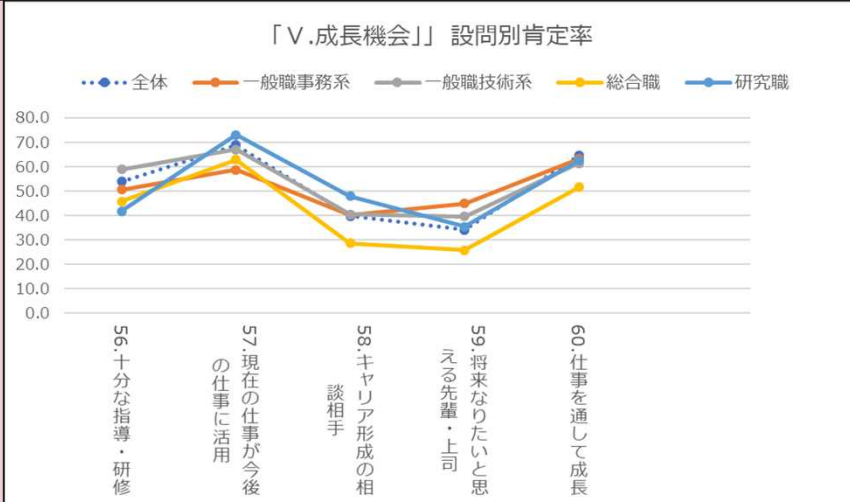
Ⅲ. 上司のマネジメント 設問別肯定率



Ⅳ. 仕事への満足感 設問別肯定率



Ⅴ. 成長実感 設問別肯定率



参考資料No.5. インタビュー調査結果 1 / 1 2

① 仕事そのものについて

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
<p>i) 総括業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手中堅職員にとっては、限定的な人的ネットワークがネックになって業務が遂行しにくいなどストレスとなり、働きがいの低下要因となっている。 ただし、研究職が所属する職場では、負担軽減の工夫に組織的に取り組み負担が緩和傾向にある。 一方で、管理職相当は必須の業務、かつ任用者は信頼の証との認識がある。 総括業務が重要な職務との認識は共通するものの、働きがいの観点からは管理職相当と若手中堅との間に乖離が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術系)30～34歳、35～39歳 	<ol style="list-style-type: none"> 総括は一番向いていないと感じており、モチベーションは下がり気味。総括とは、「キャリア組」がやるもの…と考えていた。自分はノンキャリア(技術)で入っているので興味・関心がなかった。 技術官は資格を重ねる仕組みになっているので、そのなかで総括をやっていると、その1年、2年は無駄になる。 (総括の仕事は)庁内の様々な人と仕事をするようになるので、人脈が広がった。関わる人、名前を知ってもらえるし、今後、仕事をするうえでプラスになると思う。いずれは部下を持つことにもなるし、その際にはある程度は役に立つのかなと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(研究職) 	<ol style="list-style-type: none"> 総括では、組織長に依頼する仕事があったが、人によってはなかなか受けてもらえず苦労した。若手だとやりづらいと思う。 統合してから数年は、総括は若手の登竜門だったようだが、今は若手がまず総括をということではなく、研究業務に携わる方針が強いと聞いている。
	<ul style="list-style-type: none"> 管理職相当(技術系) 	<ol style="list-style-type: none"> 中央官庁では、管理職になると人事のことや審査のことなど色々分からないといけない。だから総括の仕事は役に立つ。 管理職としては、総括に、ある程度の能力を求めらるので、この人ならできそうと判断して総括を担わせる。一方、やはり総括をやらせないとダメとも思うので、厳しいかなと思うような人でもまずはやらせてみる。 総括は、対外的に折衝したり、その結果、詰められたりするきつい仕事。例えば、国会議員のところに行って説明したり、慎重派がいる会合で2時間くらい突かれることもある。行政職は、職位が上がるほど対外的に説明しなければならぬので貴重な経験。

① 仕事そのものについて

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
<p>ii) 専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手中堅職員の多くが専門性を十分に発揮できない、高められないことによるキャリア上の不安やフラストレーションを抱えている。 特に、技術官を中心により専門性を発揮したい、高めたいという志向が強いため、その傾向が顕著である。 管理職相当はゼネラリストとして育成したい意向が強い。これに対して若手中堅職員は、一定程度の理解を示すものの、自身の専門志向との折り合いに苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術系) 25~29歳、30~34歳 若手中堅(事務系) 25~29歳 若手中堅(研究職) <ul style="list-style-type: none"> 管理職相当 	<p>◆ロジ業務 = 雑用と捉えている意見が多い。</p> <ol style="list-style-type: none"> 若手はロジばかりで中身がないことが多いので、気持ちが入り込めない。(技術系) 若手1年目の人に対して、やってもらう仕事が文書の整理・予算などで、これでいいのかと思う。わからないままやっている。(若手中堅・技術) 審査で1年目の職員にロジ業務が集中していた。審査が増えると、HP掲載業務などロジ業務が多くなり、それが若手にくる。(技術系) 本来やりたい規制業務ができず、モチベーションが下がっている。(技術系) 1年目の総括業務はPC準備など雑用ばかりで大学の勉強が活きず、面白くなかった。(事務系) 事務作業(例えば発注作業や海外出張の内部手続等)をやることによって本来やるべき業務の時間が減る。(研究職) <p>◆スペシャリスト志向との思いがある一方、ローテーション等の必要性も理解はされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (組織的には)ゼネラリストを量産しようとしているを感じる。自分としてはスペシャリストを志向していて、規制庁の外でも通用する人材でありたいが、それには対処できていない。(事務系) 何らかのプロフェッショナルになった方がよい。何かしらの専門性を高めることが理想と思っている。マルチだと、満遍なく…を求められるので、自分の場合は志向していない。(技術系) 国家公務員だから特定の業務を続けると癒着を招きかねず、ローテーションせざるを得ないのだと理解はしている。(事務系) 専門性が高まることは、世間一般とは乖離していく感覚があり、一概に望ましいこととは思わない。(技術系) <ol style="list-style-type: none"> 新卒職員に専門的な仕事ばかりさせると、役人としての「マルチな仕事」ができなくなる。30~40代後半に得意分野で活躍できるように上手く他の仕事も覚えてもらうように割り振っている。役人としては「マルチな能力」発揮が基本だと思っている。(技術系)

① 仕事そのもの(仕事の側面)

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
iii) 業務の集中 <ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅層への業務集中の主な要因のひとつに「働かない職員」の存在がある。 • 発足の背景や人員構成に関わる根深い問題として、若手中堅・管理職相当に共通して認識されている。 • 諦めともとれる声がある一方で、強く改善を求める声も挙げられた。 • 若手中堅職員と「働かない年配層職員」の人員構成の歪さが問題を大きくしている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅(技術系、事務系) 25～29歳、 30～34歳、 35～39歳 	<ol style="list-style-type: none"> ① 規制庁は統合しているので、中には風変わりな人がいる。そういう人が班にいて「何で俺がやるんだよ」と仕事を受けず、若手にしわ寄せがくる。(技術系) ② 自分がやりたい仕事しかやらない上の人がある。やったことのない分野の仕事など、未知で勉強しなければならないような仕事は引き受けない。だから、仕事のできる人が損をするような気もする。(技術系) ③ 人によって業務量に偏りがある。呼びかけはするがやってくれない。(事務系) ④ 最も改善してほしいことは、やる気のない職員があまりにも多いこと。やる気のない職員というのは、仕事を振られたときにやりませんと言う人、締め切りに間に合わせない人など様々にいる。自分の感覚では3～4割ほど居るため、頭数は居るのに、手が足りず、一部の人が忙しいことになる。前身機関出身の50代に多く、しわ寄せがきた若手中堅職員より、給与はもらっているはず。この状況でモチベーションを維持するのはとても難しく、自分の職責は果たすけれど、もっと向上させたいという気持ちにまでは正直なれない。頑張りすぎて潰れる人もいるので、自分を守るためにもバランスを調整しながらやらざるを得ない。(事務系)
	<ul style="list-style-type: none"> • 管理職相当 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自分の仕事の範囲を決めて仕事を断り続ける人がいる。それでも首にならない、よほどのことがない限り降格されないの、ゴネ得になってしまっている。例えば、高い級の人が班長をやらず、低い級の人が班長をやることもあり、結果、若い班長が高い級のベテランをマネジメントしなければならず苦勞する状況がある。(事務系) ② 何を言っても仕事をやらない人は2割くらいいる。仕事を割り当てても「できませんから帰ります」と言って帰ってしまう。異動の受け皿がないので異動もさせられない。(事務系)

① 仕事そのもの(仕事の側面)

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
<p>* 続き iii) 業務の集中</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務効率化に取り組んでも、情報デバイス操作スキルの低い一部の年配職員によって、それが機能しないことがあり、若手中堅職員の業務軽減を阻害している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅(技術・事務系)25～29歳、30～34歳、35～39歳 <ol style="list-style-type: none"> ① 年配職員のPC操作スキルが不足しているために、なかなか若手層から手離れしない業務が多い。(技術系) ② 周囲に、PCも出来ない人がいる。(事務系)
<p>(4) 異動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 異動により業務や人間関係の変化が生じるためプラス・マイナス両面の影響が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅(技術系) 25～29歳、30～34歳、35～39歳 • 若手中堅(事務系)35～39歳 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務が仕掛のまま異動したのでモチベーションが低下した。(技術系) ② 異動して、人間関係が変わると多少モチベーションに影響するが、それは人間関係がゼロからのスタートという点でという意味でよい面と悪い面の両方があると思う。(技術系) ③ 同じ仕事だとマンネリを感じるので、異動で仕事内容が変わるとやる気が出る。(技術系) ④ 希望の部署に異動して、モチベーションが上がった。(技術系) ⑤ 異動と一緒に仕事する人が変わり、前向きに仕事出来ている。いまの周りの人たちは職責を感じながら社会人として仕事している。仕事に対する責任が無かったり、仕事を特定の人に押し付ける人がいると、前向きにはなれない。(事務系) ⑥ 室長が変わってフラットになりやりやすくなった。前より協力的になった人もいる。(事務系)

② 職員間のつながり（関係性の側面）

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者のコメント
<p>i) 課室内・班内コミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上、自職場の上司や同僚等とのコミュニケーションに大きな過不足や不安、不満をあげる声は見受けられない。 ・他組織の職務経験がある人は、それとの比較からも大きな過不足や不満を感じないとする意見が挙げられた。 ・また、健全な人間関係が職場にあると感じることで、意欲が低下することは少ないとする声も挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事が非常にしんどかったが、ある程度裁量が与えられ、自分で考えられたし、人間関係がよかったので乗り越えられた。何の仕事をするかより、誰と仕事をするかが大事と感じた(技術系) ② 非常に多く残業しても周りの人と相談できたから辛くなかった(技術系) ③ 仕事上のコミュニケーションは多いと思うが、目的は情報共有。悩んでいることは必ずしも発信できるとは限らないので方法や形態も工夫が必要(技術系) ④ コミュニケーションの量は十分にある。班長と、今やることを何かを整理して認識合わせをしている(事務系) ⑤ 仕事上のコミュニケーションは、上司や周囲と日頃から多い方と思う。ただし、雑談はあまりない。(事務系) ⑥ 部門内のコミュニケーションは十分に取れている。テーマの専門的な部分について経験がある人に相談することが中心。(研究職) ⑦ 班がこじんまりしているので、コミュニケーションがそんなに少ないとは感じていない。週1で班の進捗打合せがあり、班長と話す機会もあるし、仕事をする上では十分だと思っている。(研究職)
<p>ii) 上司とのコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務系の20代職員が、上司が多忙な様子の方に相談しづらさを感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 常に忙しそうで(表情が)こわばっている上司がいる。そういう人には質問しづらいと感じる(事務系) ② 少し上司に聞きづらさがある。何か作業をしていると「ちょっと後にして」と言われることも少なくない(事務系)

② 職員間のつながり（関係性の側面）

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者のコメント
<p>iii) 職種や部門を越えたコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 職種(技術官と事務官)や部門(課室)を越えたつながり、コミュニケーションについては十分と捉えている職員は少ない。職種や部門間の見えない壁が職員間のコミュニケーションを阻害している可能性ある。 • 特に、技術官と事務官、行政職と研究職との間で距離を感じている職員が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅(技術系)25～29歳、30～34歳 • 若手中堅(管理計)30～34歳 • 若手中堅(研究職) <ol style="list-style-type: none"> ① 他の職種とのつながりは少ない。仕事に係ることも少ない。特に、研究職とはつながりが無い。理由は理解するが、研究部門・研究職との関りで思うことは、審査に関係することでの確認したいことがあり業務依頼をするとき、いちいち課長名で依頼の書類が必要だったこと。(技術系) ② 同期で研究職がいるが、違う職場だなどと思える。飲み会にいても話が合わない。(技術系) ③ 専門的な知識を持つ人に相談することがないと関わりは少ない。審査の仕事で、ルールを研究成果に基づいて作る場合などには関わりがある。(技術系) ④ 技術系と事務系の違いが明確にある。事務系の場合、メインの規制業務に関われない。そのために、疎外感を覚える事務系職員は多いのではないか。(事務系) ⑤ 職種の縦割りも感じている。所掌を出たり、他の課室の所掌をやることは殆どない。他のところの権利を侵略するのはよくないという発想なのだろう。責任の所在が明確になるという点ではいいと思うが…(研究職) ⑥ 縦割りはかなり強いと思うことがある。行政職だと審査の部門は接点があるが、検査の部門との接点がなく何もわからない(研究職)
<p>iv) 情報メディア</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全庁的に複数の情報メディアが利用されており、重要な情報が行き渡っていない状況が部分的にある 	<ul style="list-style-type: none"> • 若手中堅(技術系)25～29歳、30～34歳 <ol style="list-style-type: none"> ① PC操作が苦手な人は、メールの際、以前に使っていたOutlookを使おうという人がいる。また、全庁連絡はGaroonで流されるが、見えない人もいる(例えば、PCリプレイスの連絡など)。Garoonの内容をOutlookメールで流す…という事態も生じていて非効率。(技術系) ② TeamsやGaroonなど掲示板機能が多く、情報が垂れ流し、情報過多の状態。(技術系)

② 職員間のつながり（関係性の側面）

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
<p>v) 安全文化の意味づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「安全文化」に対する意味づけや認識が職種や年次、部門、または個人で共有されていない可能性がある。 安全文化を育むうえでのコミュニケーションの大切さに言及した長官メッセージも、その受けとられ方には温度差があることが伺える。 その温度差は、個々人の認識の差とも言えるが、メッセージの真意が届いていないとすれば改善の余地があると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術・事務系) 若手中堅（研究職） 	<ol style="list-style-type: none"> 長官が求めているのは、重要な仕事の際には、組織を超えて相談する必要があるが、垣根を越えなくてはならないことがあるーそれをスムーズにしていこうという意図だと思う。(技術系) 役職の上の人が、常日頃から「いつでも相談に来てもらっているよ」という雰囲気を出しておくことが大事。(技術系) 安全文化とは「安全第一に考えよう」というのが真意。例えば、デモなどに影響を受けるのは本来、あってはならないこと。問題意識を持つことはよいことだが（審査に対する指摘などを吟味すること）、安全文化は「安全であることが大事」と理解している(技術系) 原子力としての「安全文化」と組織としての「安全文化」とがあると思っている。インタビューは後者だと思う。年1回は考えましようということで、課の単位で討議する。原子力としての「安全文化」のことは、事務系の人には馴染みがないかもしれない。(技術系) 長官メッセージに対して、コミュニケーションをとると良いことはまあそうだと思うが、メッセージが出されたからといって変化は感じない(研究職) 斜めのつながりを増やしたところで、仕事のやりがいにはつながらないと思っている。(技術系) 無理につながる必要性を感じない。つながりを持つとすることに前向きな人もいれば、必要ないと感じている人もいる。両者の乖離は大きいと思う(事務系) 全庁掲示板や共有されるニュースなどに書かれていること（コミュニケーションに関わること）が何につながるのか分からないと感ずることがある。(事務系) 求められているのは、安全のために「一丸になる」ことだと思うが、実態は友達になるだけで終わっているように感じる(事務系)
	<ul style="list-style-type: none"> 管理職相当 	<ol style="list-style-type: none"> そもそも安全文化とは何だろう？現場では、自分が安全文化だと思っていることを皆に話して活動するくらい。精神的な意味で、今いるところにとどまらない、いつも現時点を見つめなおす、いつも「これでいいんだっけ」と疑うことが安全文化だと思っている。ただそれは余裕がないとできない。事案が多くあるなかだが、本当にそれでいいんだっけ、といった時間を取れるようには心掛けている(管理職相当・技術系)

② 職員間のつながり（関係性の側面）

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
<p>* 続き v) 安全文化の意味づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 失敗の許されないエネルギーに関わる仕事であるが、技術力の高いシニア職員の退職等を控え、若手中堅職員が学べる文化を育むことへの課題意識が複数の職員から挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅（研究職） <ol style="list-style-type: none"> 規制庁のなかでは、失敗から学ぼうという空気感は薄いと思う。どんどん改善していく意識がないと低下していく危機感はある。 福島事故を経験した人がリタイアしてきている。実際の対応してきた人から話をきくことによる経験の伝承が必要になるのではないか。 原子力は失敗が難しい分野だと思う。小規模な実験での失敗はあるが、実際の発電所の規模は全く異なるので、適用できるかどうかは分からない。失敗できないという思考は文化に影響している。庁内の手続きの面倒くささは原子力だからなのか、お役所だからなのかというもある。チャレンジは推奨されているが、各自が無意識に躊躇することはあるかもしれない。
<p>vi) メディアの影響 - 社会とのつながり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一部の若手中堅職員には、学生時代に東日本大震災を経験し、入庁のきっかけのひとつとして働いたとの発言があったものの、社会や国民の声から受ける影響は少なく、むしろ冷静、客観的に捉えている。 社会問題として注目されることが、働く意欲に影響することは少ないと言える。むしろ、それに左右されては適切な業務を遂行できないという意識や自覚が伺える。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術系)35～39歳 若手中堅(事務系)25～29歳、30～34歳 若手中堅（研究職） 管理職相当 <ol style="list-style-type: none"> 発電所が稼働するかどうか？というニュースはNRAの仕事とは関係がない。だから、検査の結果、稼働していることを確認はするが、働きがいやモチベーションには影響しない。(技術系) 大きいニュースになっているのを見ると、その組織にいる一人としてしっかり仕事をしなければならないと思う。ただ、大きい影響はない。(事務系) 社会の声は、自分にとって（モチベーションの）プラスに働いている。抗議の声も確かにあるが、多くの場合、それは理解不足によるもので、それを理解してもらおうと思える。(事務系) クリティカルに自分の研究分野に影響することはない。感情に流されないということは職員全員考えていると思う。(研究職) 3・11は学生の時のテーマ選びに影響はあったが、仕事への直接の影響はない。それとは別に原子力関係の仕事をしている人の考え方や成果を見ていると「そりゃああいうことも起こるよな」と思うが、自分は自分の仕事をやろうという気持ち。(研究職) 発電所が稼働するかどうか？というニュースはNRAの仕事とは関係職員、特に技官はプロフェッショナルとしての意識が高いので、世間の声に左右されることは少ないように思う(管理職相当・事務)

③ 上司のマネジメント

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者のコメント
<p>i) 属人的なマネジメントスタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職相当は、自身の経験や知見を基に試行錯誤している。 一方で、若手中堅職員にはそのような工夫は「属人的なマネジメント」と映っており、より有効に機能するマネジメントを望んでいる様子が伺える。具体的には、アサインメント（職務の割当）やメンバーの育成・指導などのマネジメント機能にバラつきを感じている。 属人的と捉えたマネジメントがポジティブに機能した場合、仕事の裁量を与えられることで意欲を高めるケースが挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術・事務系) 	<ol style="list-style-type: none"> 属人的なマネジメントになっており、仕事に偏りがある。私は先月残業100時間を超えたが、周囲は半分以下だったりする。(技術系) 業務量の偏りに不公平感を感じるし、マネジメントしてくれていると思えないため、フラストレーションがたまったままになっている。(事務系) 若手1年目の人に対して、やってもらう仕事が文書の整理・予算などで、これでいいのかと思う。隣に上司がいて教えてくれればいいのだが、そうはなっていない。(技術系) 課室長や課室長補佐が声をかけてくれるので職場の雰囲気が良い。ただ、常にそうとは限らず、上に立つ人のスタンスや性格で左右されると思う。以前はドライな雰囲気の時もあった。(事務系) 以前に所属した班では、班長の仕事の割り振りが明らかに私に集中していたことがあり、とても不満だった。他の人と比べて押し付けやすかったり、頼んだらやってくれそうという雰囲気があるので、あれもこれも、新しいものの導入は〇〇さん一人でやってねと言われてたりした。そうかと言って、分からないときに聞いても冷たくあしらわれたり、フォローもなく辛かった。(事務系) 人事評価のタイミングで、具体的なフィードバックをもらえたらいい。次の異動をするときに、こういうことが期待できるからここに行く、という需要が把握できたら自分への期待がわかってモチベーションになると思う。人事面談などでは「よくやっていると思います」程度なので、自分がどうしたらもっと成長できるのかを知りたい。(事務系) 裁量があることで働きがいを感じる。規制庁に来て間もない頃は、できる業務も少なかったが、今はやるべきことがあり、裁量もあると感じる。(技術系)

③ 上司のマネジメント

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者のコメント
<p>* 続き</p> <p>i) 属人的なマネジメントスタイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> （前頁の通り） 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職相当 <ol style="list-style-type: none"> 採用時の経歴などを確認して(業務)に配置している。(仕事の割当は)チームの班長に話をしつつ、管理職で決めるのが基本。具体的には、総括が案を作って、管理職にご提案する形。人事課への交渉が必要となれば管理職の仕事。(技術系) 課題を振って成功体験をしてもらい、やりがいを見出してもらえればと考えてマネジメントいる。(事務系) 年1回現場に連れていき、あなた方が支えているのはこういう人たちなんだよ、と分からせるようにしている。(事務系) 任せるときはなるべく期待を伝えるようにしている。(事務系)
<p>ii) ハラスメントに類する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年齢層の高い職員のなかに、高圧的な態度やコミュニケーションをとるハラスメント行為があるとする声が複数挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅(技術系)34~39歳 管理職相当(事務系) <ol style="list-style-type: none"> パワハラ系な上司の言動、圧のある言動（仕事の振り方）でモチベーションが低下していた。そのような管理職等に対して組織的な対応ができていないか？と問われれば、必ずしも自浄作用が働いているとは思わない。ハラスメント事象に対してはしっかり対応しようよ…というのはみんな、頭ではわかるけど、業務を持つ中でどこまで取り組むかは一概ではなく、一定程度の対応にとどまっているのではないか(技術系) パワハラ証拠は全て揃っているが、処分されない。その人以外にも室長クラスで予備軍はいる。(事務系) 非がない職員に対して責任を取って辞めろと言ったりするケースがあり改善は急務だ。(事務系)

④ 諸施策（制度・ルールの側面）

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者のコメント
<p>i) 認知度・活用度の低迷</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手中堅と管理職相当の区別を問わず、認知度・活用度ともに高くはなく、特に研究職における低さが目立った。 1on1：実行されているが、一部の課室や職員によっては消極的・受動的な取り組みとなっている実態が伺える。管理職は、全庁的な推奨でもある1on1の機会をコミュニケーションの場と捉え、短時間でもメンバーと話す機会を確保している一方で、施策の目的や意義が浸透していない可能性が考えられる。 座談会：諸施策のなかでは最も認知度の高い取り組みであり、特に参加者からはポジティブな受けとめが目立った。一方で、指名性による参加のためか、必ずしも積極的に参加しているというよりは受動的な参加姿勢が多いと見受けられる。 キャリアコンサルティング：実施はされているが、若手中堅職員には意図や背景が浸透していない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手中堅（研究職） 若手中堅(技術・事務系) 管理職相当(技術・事務系) 	<ol style="list-style-type: none"> 私はあまり参加していないし、周りで参加している話もあまり聞かない。他の部門が進めている印象。(研究職) 研究部門はあまり参加していないと思う。(研究職) 面談が何に役にやっているのかわからない。また、普段かかわりが無い人との面談は、どんな意味があるのかなと思う。(技術系) 長官座談会、長官からの講話などいろいろあるが、本当に聞かねばならない人が聞いていない。若手はみんな聞いている。(技術系) 昔の経験談を聞いても、共感はしないかな。メールによる配信よりは、座談会の方がまだよいかも。(技術系) メンター制度をやるなら、「メンターは、これくらいはやってください」ということは必要だ。人事課はメンターを任命するだけで、そのあとは報告資料を集めるだけ。メンターに関する紙資料はもらったが、メンター教育のようなものは必要なのではないか？(技術系) キャリアコンサルタントとの面談は、春に突然連絡がきたので実施した。人事面談のような感じだった。その後どうつながるのかわからないと感じた。(事務系)
	<ul style="list-style-type: none"> 管理職相当(技術・事務系) 	<ol style="list-style-type: none"> 全庁的な取り組みとして個別の面談をして聞き出している。忙しいなか時間をつくるのは、仕方がないなと思っている。(技術系) 面談はある程度期間をもってやっている。大規模なところは班長が面談を担当することもある(技術系)

④ 諸施策（制度・ルールの側面）他

考察	主な職種・年次	インタビュー参加者の主なコメント
ii) 評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 働かない職員が相応の評価を受けず、現状に居座っていることへの不満がある。むしろ、それに対する諦めや無抵抗が組織の活力を阻害している可能性がある。 若手中堅職員は、自身の評価に関して残業時間ではなく自身の能力発揮をもとにしてほしいと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 残業した人が評価される。残業していない人の中には能力の高い人が大勢いるはず。360度評価は取り入れられているが、それは管理職以上なので、それよりも下の職階でできるとよい(若手中堅・事務) ② 頑張ったことを、職位の上の人に見てもらって、それをしっかりと報酬に反映させてほしい。「任期つき」は後回しになる。最低ランクの評価なのは不満だし、しっかりやったことを評価・還元してほしい。(若手中堅、事務) ③ 上司から「他の課の了承を待つより引き取った方が早い」といわれる。自分の課の実績にしたいのだろう。(若手中堅・技術) ④ できない人を教育しても、課室長は評価されない。究極的に評価制度は業績評価になっている。2～3年で人が入れ替わるので、その課室長の評価にならない。(若手中堅・技術)
iii) 360度評価	<ul style="list-style-type: none"> 現状、360度評価など管理職以上で実施されている仕組みの展開を求める声が聞かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原班の課長補佐は360度評価の対象外だが、その層もパワハラをする人はいるので、対象にした方がよい。(管理職相当・事務) ② 管理職相当未満(例えば、課長補佐など)は360度評価の対象外だが、この層の中にはハラスメント行為をする人もいるので、そういう意味でも対象を拡大してほしい。それによって困っている若手層が多くいると思う(管理職相当・事務)
事前課題「働きがいの推移と背景」	<ul style="list-style-type: none"> 異動やライフイベント(結婚や子息の誕生など)等に影響していることがうかがえた。 働きがいの上下が少ないフラットな型で表される対象者もあり、冷静かつ客観的に仕事と向きあおうとするようすがうかがえた。 	-

参考資料No. 6 .アンケートの自由記述意見

◆ アンケートの自由記述意見は、概ねインタビューで得られた内容と共通である。

なお、安全文化の浸透のためのアイデアや一般国民とのコミュニケーションの重要性についての意見もあったため、以下に記載する。

考察	アンケート自由記述の代表的なコメント * 職種別を記載、なお管理職の場合はそれを追加
<p>i) 安全文化を個々の職員や実務に落とし込む必要性や、そのための取組アイデアが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識を高める定期的なイベント、勉強会の開催 ・管理職からの自部門に関するメッセージ ・組織や個人がどうあるべきかの議論の場 ・事務方への啓蒙活動 	<ol style="list-style-type: none"> ① トップの意識は高く、施策も実施されているが、個々に直接働きかけるものは少なく、浸透きれていない。個々は表面的にしか認識できておらず、実務に溶け込んでいない。(一般職技術系) ② 安全に対する意識が職員によって異なっているように感じる。そのため、定期的に安全に対する意識を高めるイベントや勉強会を開催してはどうかと考えている。(一般職技術系) ③ 長官のメッセージは頂くが、他の管理職のメッセージは頂いたことがない。自らが所属する部門の問題点、進むべき方針等を1年に1度程度で構わないので周知して頂きたい。(一般職技術系) ④ 「安全文化」という文言の議論に終始しており、組織や個人がどうあるべきか、何を目的にすべきなのかという議論が欠けているのではないかと感じる。(一般職事務系・管理職) ⑤ 事務方への啓蒙活動がもう少しあっても良い。(一般職事務系)
<p>ii) 一般国民に対し、規制庁の取組をもっと知ってもらいたい、もっとコミュニケーションをとりたいとの意見が散見される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子力規制庁の取組をもっと一般国民に知ってもらう取組が必要と感じる。なぜなら、規制委員会／規制庁が一生懸命に取り組んでいることを知ってもらうことで、原子力規制行政への理解が広まるとともに、職員のモチベーションも上がると思う。(一般職事務系・管理職) ② 世間一般には規制委員会は政府の方針を追認しているイメージがあると思う。積極的な広報が必要と思う。(一般職事務系) ③ 安全追求の取組について、理念も含めて、関係自治体や国民等にわかりやすく、かつ納得感を持ってもらえるように説明する努力が必要だと思う。特に関係自治体からは、コミュニケーションを取りにくい孤立した組織とされているのではないかと感じることもある。(一般職技術系) ④ 国民に分かりやすく説明することについて、対象者や目的を明確に国民に示さないと、規制庁職員が考える「分かりやすさ」と国民がそれぞれ考える「分かりやすさ」間で、資料自体が意識されてしまうおそれがある。(一般職事務系) ⑤ 社会との接点という面では、もっと市民とコミュニケーション（特に聞くこと）が必要と思う。(研究職)

コミュニケーション活性化・チームビルディング研修の実施結果について

(実施の背景と目的)

昨年度の安全文化アンケートやマネジメントレビュー等で、部署を超えたコミュニケーションやインフォーマルなコミュニケーション(横の繋がり)に課題があるとされたことを受け、仲間意識と課題解決力の向上を図るため、体験型研修を企画・実施した。

(実施概要)

- ・ 日程：令和5年10月3日
- ・ 参加者：原子力規制委員会、原子力規制庁 50名
- ・ 部署や役職、年代を超えた5名ずつを10班のチームに分けて実施

(実施後の結果)

研修後のアンケートでは、本研修の総合評価、コミュニケーション活性化、チームビルディングの各項目に関して、参加者の9割から、5点満点で4点以上という肯定的な回答を得た。

自由回答には、「規制庁職員であれば出来ていて当然のこと」、「直接業務に役立つとは思わない」という率直な否定的意見も見受けられたが、「横の繋がりを得る機会になる」、「積極的なコミュニケーション、チーム課題として自分の業務を共有することや目的達成のための行動変化の重要性等が今後の業務に役立つ」、「役職年代が異なるチームで課題に取り組んだことで、一つの目的のために団結した・得意分野を生かした役割分担ができた」等、多くの肯定的意見があった。

以上のことから、本研修の目的である「横の繋がりを意識して、役職、年代を超えたチームを作って課題に取り組むことで、仲間意識と課題解決力の向上を図る」ことは十分達成できたものと評価できる。

・実施時の様子



原子力規制委員会年度業務計画の管理様式（政策評価書様式）の見直し

1. 趣旨

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき毎年度策定している原子力規制委員会年度業務計画について、計画に基づく業務の実施及び評価等をより効果的に行うため、当該計画の管理様式を見直すこととしたい。なお、管理様式とは、「令和●年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性」（以下「年度業務計画管理様式」という。）のことを指し、本様式は政策評価法に基づく政策評価書を兼ねているため、政策評価書様式も併せて見直すこととする。

2. 経緯・趣旨

現在の年度業務計画管理様式は、原子力規制委員会のマネジメントシステムと政策評価法に基づく政策評価のサイクルを一体的に運用するため、政策評価書の様式を用いたものとなっている。当該様式においては、施策目標ごとに、アウトカムを中期目標、アウトプットを年度業務計画とし、それぞれを上から順に記載している様式となっている。また、上から順に記載する様式となっている関係で、定性指標（評価の視点）がどの年度業務計画に対する指標かが読み取りづらくなっている。

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、原子力規制委員会年度業務計画は中期目標を達成するために策定されるものであり、当該計画を実施・評価する際には、その上位の目標である中期目標を見据えて対応すること、また、計画通りに業務を実施できたかの評価に加えて、中期目標と照らして当該計画の設定が適切であったかを評価することが望ましい。

以上を踏まえ、アウトカムである中期目標と原子力規制委員会年度業務計画、当該計画と評価の視点の関係性が読み取れるよう、年度業務計画管理様式を見直すこととしたい（見直しの方向性については別紙を参照）。

なお、政策評価審議会の見解によれば、政策評価書様式は各府省庁により自由であり、年度業務計画管理様式の見直しと併せて政策評価との一体的な運用を維持するため、政策評価書の様式についても同様に見直すこととする。

3. 今後の流れ

別紙の様式については、マネジメントレビューでの指摘及び令和6年度の政策評価懇談会における外部有識者の指摘等を踏まえて見直しを行い、令和7年度の原子力規制委員会年度業務計画の管理から用いることとする。

<資料一覧>

別紙 政策評価書の見直しに係るイメージ

政策評価書の見直しに係るイメージ

令和〇年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・閣議決定のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023				
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議 及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023				
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	3,035	3,056	2,818	2,612	
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	▲99	39	60	
		合計(a+b+c)	3,035	2,957	2,857	2,672	
執行額(百万円)		2,653	2,310	2,330	2,287		

■各施策の進捗等の評価

中期目標 (達成すべき目標・アウトカム)	原子力規制委員会年度業務計画 (アウトプット)	評価の視点 (定量もしくは定性指標)	評価	施策の進捗状況					評価分析・次年度 取組の方向性等
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践									
①独立性・中立性・透明性の確保									
定量指標に基づく評価					年度ごとの目標値				
					年度ごとの実績値				
					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。	・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)	・ホームページシステムについて、安定的に運用できたか。また、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保)	A※ A※	A※ A※	A※ A※	A※ A※	A※ A※	A※ A※	
定性指標に基づく評価									
・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格	・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善	・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら	A	・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し(35回)、科学的・技術的な見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。					

中期目標 (達成すべき目標・アウトカム)	原子力規制委員会年度業務計画 (アウトプット)	評価の視点 (定量もしくは定性指標)	評価	施策の進捗状況	評価分析・次年度 取組の方向性等
に運用する。	に陥ることなく業務を行う。 (I)	確認するほか、原子力規制 委員会で徹底した議論のも と、意思決定を行ったか。			
・被規制者や原子力利用の推進に 係る事務を所掌する行政組織と の関係において、原子力規制委 員会の運営の透明性を向上する ことにより、意思決定の独立性、 中立性を示す。	・被規制者や原子力の利用の推 進に係る事務を所掌する行政 組織等との関係において、「原 子力規制委員会の業務運営の 透明性の確保のための方針」の 遵守を徹底し、原子力規制委員 会の運営の透明性を確保する。 (I)	・改正を行った「原子力規制 委員会の業務運営の透明性 の確保のための方針」の運 用・定着を図り、被規制者 や原子力の利用の推進に係 る事務を所掌する行政機関 等との関係を適切に維持で きたか。	A	・面談録の公開を適切に行った。また、9月に当該指 針を庁内再周知するとともに、「面談の予約及び実 施状況」の記録が漏れなく掲載され、関係組織との 関係について透明性が確保されていることを確認 した。	
・透明性を確保するため、ホーム ページで発信する情報の整理や 検索性の向上に取り組むととも に、意思決定のプロセスを含め、 規制に関わる情報の適時・適切 な開示を徹底し、説明責任を果 たす。	・ホームページシステムについ て、令和6年度に実施を予定し ている次期システムの構築に 向け、公開情報管理システムと の連携、ガバメントクラウドの利 用等を踏まえた調査研究及び 調達を実施する。(II)	・次期システムの構築に向け、 公開情報管理システムとの 連携、ガバメントクラウドの 利用等を踏まえた調査研究 及び調達が実施できたか。	A	次期システムと公開情報管理システムとの連携の調 査研究を行った。ガバメントクラウドの利用を前提とし た調達準備を実施中である。	
	・「N-ADRES(公開情報管理シス テム)」「(米国原子力規制委員会 ADAMSを指向する資料デー タベース)」について、安定的に運 用する。(I)	・「N-ADRES」について、安 定的に運用を行うことがで きたか。	A	「N-ADRES」について、全くトラブルなく安定的に運 用を行うことができた。	

原子力規制委員会マネジメント規程等の見直しに係る方針

1. 趣旨

原子力規制委員会においては、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを構築・実施・評価及び継続的に改善するために必要な事項を原子力規制委員会マネジメント規程（令和4年4月1日原子力規制委員会決定。以下「規程」という。）に定めている。今般、当該マネジメントシステムの有効性向上のため、原子力規制委員会の組織運営に係る実態や、ISO9001などの品質マネジメントに係る規格類の改訂等を踏まえ、以下の事項について検討を進め、令和6年度内に規程等を改正することとしたい。

2. 主な検討課題

- (1) 原子力規制委員会年度業務計画の変更等に係る規定の追加
- (2) 予防処置に係る規定の削除及び未然防止策の強化
- (3) 原子力規制委員会としての安全文化の育成・維持に係る取組を監視・測定する規定の追加
- (4) 主要プロセスマニュアル等の位置づけの明確化
- (5) 核セキュリティ文化の醸成に係る規定の強化
- (6) 実態を踏まえた下位文書（要領等）等の適正化

3. 今後の流れ

令和5年度マネジメントレビュー等の結果を踏まえ、令和6年度内に上記2.を中心とするマネジメントシステムの見直しを実施する。見直しの結果については、令和6年度マネジメントレビューへ諮り、令和6年度内に当該レビューを踏まえた原子力規制委員会マネジメント規程の改正を決定する。

4. 参考資料

別紙 原子力規制委員会マネジメント規程類の見直し方針（案）

別添 マネジメント規程関連文書類構成図

原子力規制委員会マネジメント規程類の見直し方針（案）

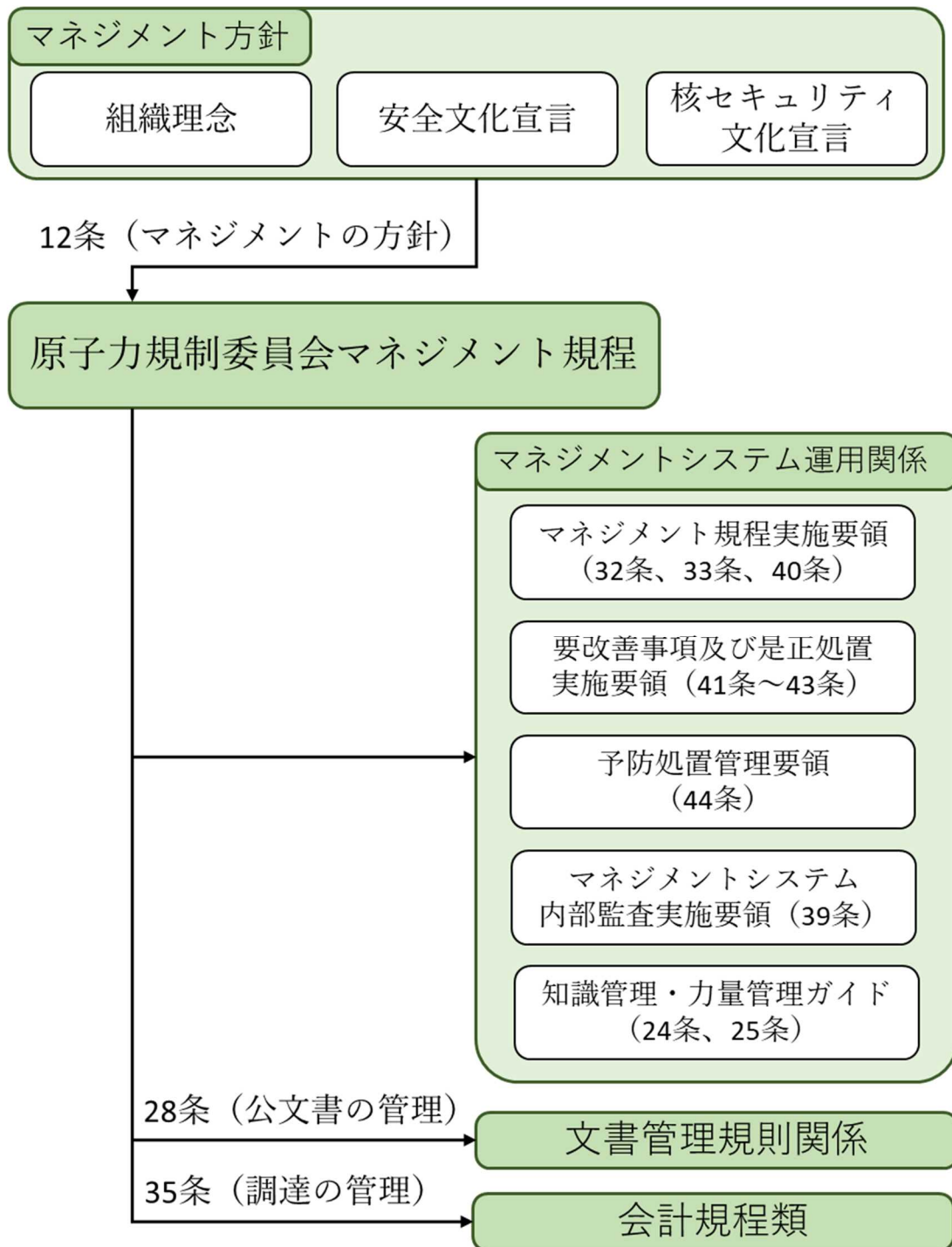
項目	関連する規程類	見直しの目的	実態・理由等
(1) 原子力規制委員会 年度業務計画の変 更等に係る規定の 追加	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント規程（第 14 条、第 15 条、第 32 条） ・実施要領（第 4 条） ・運用の手引き（11、12） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会年度業務計画の策定や変更、運用に係る規定を明確化する ・原子力規制委員会年度業務計画の変更が、適切な管理の下で実施されるよう手順等を明確化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の中間評価において、初めて年度途中の計画見直しが実施された。 ・その一方で、当該計画の変更についてはマネジメント規程において規定されておらず、課等年度業務計画と比べてもその策定や運用等に係る記載が不明確であった。 ・品質マネジメントシステム規格である ISO9001 等において、計画やマネジメントシステムの変更については、そのリスク等を踏まえ計画的に管理される必要があるとしている。 ・これらを踏まえ、変更の手順を予め規定することとした。
(2) 予防処置に係る規 定の削除及び未然 防止策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント規程（第 33 条、第 44 条） ・実施要領（第 3 条） ・予防処置管理要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要プロセスマニュアル策定時に実施している「業務に内在するリスク及び予防策」の特定などのプロセスを規程類において明確化し、未然防止策を強化する。 ・上記を踏まえ、従前の未然防止策であり、現在有名無実化している「予防処置」の制度を廃止する。 	<p>以下の実態を踏まえ、実態を踏まえた未然防止策の強化と、「予防処置」制度の廃止を行う。</p> <p>① 原子力規制庁では、主要プロセスマニュアル策定において「業務に内在するリスク及び予防策」を予め特定する、必要に応じて要改善事項対応の水平展開を行うなどの取組により未然防止が図られている。</p> <p>② 一方で、これまでに「予防処置」の運用実績はない。</p> <p>③ ISO9001 の 2015 年改訂において、計画の策定段階でリスクの抽出や対処を検討すること（「リスク及び機会への取り組み」）が要求されたことを踏まえ、従前の未然防止策であった「予防処置」を規格における要求事項から削除している。</p>

<p>(3) 主要プロセスマニュアル等の位置づけの明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント規程（第 33 条） ・実施要領（第 3 条） ・運用の手引き（2、9） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要プロセスマニュアル策定に係る意義（目的）や根拠を明確化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会では令和 2 年度に主要プロセスを特定し、令和 3 年度には当該プロセスに係るマニュアルを策定したが、当該マニュアルの記載粒度や内容については課室毎に不均質（形式だけを整えているものがある状態）であり、その意義等が十分に浸透しているとは言い難い。 ・また、主要プロセスマニュアルが適切に活用されている状態とも言い難い。 ・現在は、運用の手引き内の「主要プロセスの一覧」に意図が触れられているのみであるが、これを拡充、もしくは主要プロセスの抽出・管理そのものを上位文書に規定し、適切にプロセスマネジメントが実施されるような状態にすることが望まれる。
<p>(4) 原子力規制委員会としての安全文化の育成・維持に係る取組を監視・測定する規定の追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント規程（第 12 条、第 36 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会として安全文化の浸透状況等の監視・測定を実施することを規定する。 ・安全文化アンケート等調査の根拠を明確化し、アンケート回答の必須化などを通じて、より確実に原子力規制委員会の安全文化の維持・育成状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会では令和 2 年度に作成した行動計画等に基づき、毎年定期的に行っている安全文化アンケート等調査をより充実させ、毎年のもマネジメントレビューにおいて評価・分析等を実施することで PDCA サイクルを回している。 ・これは、IRRS FUM において、安全文化に係る自己評価が初歩的なものに留まっており、また、制度的にもマネジメントシステムによる継続的改善の中に組み込まれていないとの指摘を受けて実施している施策であるが、現段階において、行動計画に記載された内容がマネジメント規程に十分に反映されているとは言い難い。 ・本調査については今後とも継続的に実施すべき事項であり、自らのマネジメントシステムを監視・測定する大きな手段に当たることから、マネジメント規程に明確に位置づ

			けることにより、今後の継続性とより効果的なアンケート調査の実施を確実なもの（回答必須とするなど）としていきたい。
(5) 核セキュリティ文化の醸成に係る規定の強化	・マネジメント規程（第4条、第36条、第39条）	・核セキュリティ文化の醸成に係る規定を安全文化の維持・育成に係るものと同程度に強化する	・マネジメント関連の文書を精査したところ、マネジメント規程の一部で核セキュリティ文化に係る言及がなかったことから、関連する記載を補い、規定を強化したい。
(6) 実態を踏まえた下位文書（要領等）等の適正化	・実施要領 ・マネジメントシステム内部監査実施要領 ・要改善事項及び是正処置管理要領	・原子力規制庁の内部に置かれた「マネジメント委員会」という誤解を招きやすい名称の適正化 ・マネジメント委員会や部等・課等マネジメント会議の開催頻度や開催要否に係る規定の実態を踏まえた適正化 ・マネジメントシステム内部監査の実施状況等を踏まえた記載の適正化 ・軽微な要改善事項に係る運用の明確化 等	・マネジメント規程については定期的に見直しを図り、実態等を踏まえた規定となるよう継続的に改善を続けている一方で、下位規定については改正が追いついていない状態にある。 ・第3期中期目標期間を目前に、マネジメントシステムの実施状況を網羅的に見直し、下位文書の記載を適切なものへと修正したい。 ・本来、部等の長までの報告を要さない事案であっても要改善事項として管理すべく設けられた「軽微」な要改善事項であるが、現運用においては事案が軽微か否かに関わら

			ず、全て幹部会で報告することとなっている。以上を踏まえ、「軽微な」要改善事項に係る運用の在り方等を見直したい。
--	--	--	---

マネジメント規程関連文書構成図



施策目標毎の評価の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	B評価	B評価	B評価
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	A評価 (S:0, A:17, B:1)	A評価 (S:1, A:18, B:0)	定量A (2件) 定性A (S:3, A:18)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	A評価 (S:0, A:19, B:0)	A評価 (S:3, A:20, B:0)	定性A (S:3, A:35)
(3) 職員の確保と育成	B評価 (S:0, A:15, B:2)	B評価 (S:2, A:18, B:1)	定量A (1件)、B (1件) 定性A (S:3, A:13)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	A評価	A評価	A評価
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	A評価 (S:1, A:10, B:1)	A評価 (S:1, A:12, B:0)	定量A (3件) 定性A (S:1, A:9)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A評価 (S:0, A:21, B:0)	A評価 (S:2, A:15, B:2)	定性A (A:20)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	A評価 (S:0, A:3, B:0)	A評価 (S:0, A:4, B:0)	定性A (A:5)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A評価 (S:2, A:10, B:0)	A評価 (S:2, A:8, B:0)	定性A (S:3, A:12、 該当無し:3)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	A評価	A評価	A評価
(1) 核セキュリティ対策の推進	A評価 (S:0, A:7, B:0)	A評価 (S:0, A:8, B:1)	定量A (1件) 定性A (A:10)
(2) 保障措置の着実な実施	A評価 (S:0, A:3, B:0)	A評価 (S:0, A:3, B:0)	定性A (A:3)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	A評価 (S:0, A:1, B:0)	A評価 (S:0, A:3, B:0)	定性A (S:1, A:3)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	A評価	A評価	A評価
(1) 廃炉に向けた取組の監視	A評価 (S:0, A:3, B:0)	A評価 (S:0, A:3, B:0)	定性A (S:1, A:3)
(2) 事故の調査・分析	A評価 (S:0, A:6, B:0)	A評価 (S:1, A:5, B:0)	定量A (2件) 定性A (A:4)
(3) 放射線モニタリングの実施	A評価 (S:0, A:2, B:0)	A評価 (S:0, A:2, B:0)	定性A (A:2)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	B評価	A評価	A評価
(1) 放射線防護対策の推進	A評価 (S:0, A:4, B:0)	A評価 (S:0, A:2, B:0)	定性A (A:2)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	B評価 (S:0, A:1, B:2)	A評価 (S:0, A:3, B:0)	定性A (A:3)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A評価 (S:0, A:4, B:1)	A評価 (S:0, A:7, B:0)	定性A (S:1, A:5)
(4) 危機管理体制の整備・運用	B評価 (S:0, A:15, C:1)	A評価 (S:1, A:14, B:0)	定量A (2件) 定性A (S:1, A:16)
(5) 放射線モニタリングの実施	A評価 (S:0, A:4, B:0)	A評価 (S:0, A:3, B:0)	定量A (1件) 定性A (A:2)

・カッコ内は、小項目の評価の数。

原子力規制委員会年度業務計画の評価に当たっての考え方
(令和3年度以前)

評価について、原子力規制委員会は行政機関が行う政策評価の評価基準と整合するよう、下記評価基準に従い、項目毎に、S、A、B、Cに分類することにより行う。

表 評価と達成基準

評価	S	A	B	C
評価基準	年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を上回って達成されたと認められないもの	年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの

原子力規制委員会年度業務計画の評価に当たっての考え方
(令和4年度以降)

表 施策分類ごとの評価と達成基準

評価と達成基準			
施策分類	I	II	III
S	年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ下記のいずれかが認められるもの。 ・測定指標の主要なものが 目標を大幅に上回って達成されているもの		
		・進捗過程で 特筆すべき工夫が見られたもの	
			・ 円滑に目標を達成したもの
A	年度内に すべての測定指標で目標が達成される見込みであるが、測定指標の主要なものに目標を上回って達成されたと認められない指標があるもの	年度内に すべての測定指標で目標が達成される見込みであるもの	年度内に 主要な測定指標で目標が達成される見込みであるもの又は計画時から見込まれていた程度の遅れで主要な測定指標の目標が達成される見込みであるもの
B	年度内に、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、下記のいずれかが認められるもの ・主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、 現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの		
		・目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、 目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの	
			・ 目標達成から大幅に遅れているが、特筆すべき工夫を行っているもの
C	年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの		
D	年度内には必要な測定指標の全部又は一部で目標が達成されない見込みで、かつ下記のいずれかにあたるもの ・施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められないもの ・現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの		